

平成26年9月定例会会議録（第1号）

平成26年9月9日 火曜日 午前10時00分開会  
 議長 小嶋 富 弥                      副議長 小 野 周 一

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	下山准一	議員	16番	新田道尋	議員
18番	森儀一	議員			

欠席議員（1名）

17番 山口吉静 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治

監査委員	高山孝治	監査委員局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦	選挙管理委員会 委員長	小松孝
農業委員会 会長	星川豊	農業委員会 会長	浅沼玲子

### 事務局出席者職氏名

局長	高木勉	総務主査	三原恵
主査	川又秀昭	主査	沼澤和也

### 議事日程（第1号）

平成26年9月9日 火曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第7号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第8号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第9号平成25年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第10 議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第11 議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について
- 日程第12 議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第13 議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について
- 日程第14 議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第15 議案第54号市道路線の認定について
- 日程第16 議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第25 決算特別委員会の設置
- 日程第26 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第27 議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第66号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第67号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第68号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第69号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第33 議案第70号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)
  
- 日程第35 議員派遣について

### 本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名です。

これより平成26年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において奥山省三君、清水清秋君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

（小関 淳議会運営委員長登壇）

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る9月2日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年9月定例会の運営について協議をいたしたところでございます。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成26年9月定例会日程表のとおり、本日から9月22日までの14日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告3件、諮問1件、議案7件、議会案1件、平成25年度決算の認定等9件、補正予算8件、請願3件の計32件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日、報告3件の後、諮問第3号及び議案第48号につきましては、提案説明をいただき、委員会の付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第49号から議案第63号までの議案15件について、本日、本会議に上程し、提案説明の後、平成25年度決算の認定等9件を除いた議案6件につきましては、総括質疑を受け、常任委員会に付託をし、審査をしていただきます。平成25年度決算の認定等9件につきましては、本日、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第64号から議案第71号までの補正予算8件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月22日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は7名であります。よって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答

弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月

22日までの14日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月9日から9月22日までの14日間と決しました。

### 平成26年9月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第1日	9月9日	火	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(6件)及び決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(8件)の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	9月10日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 高橋富美子、伊藤 操、小関 淳 山口吉静の各議員
第3日	9月11日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤悦子、奥山省三、石川正志の 各議員
第4日	9月12日	金	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託請願の審査
第5日	9月13日	土	休 会			
第6日	9月14日	日				

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第 7 日	9 月 15 日	月	休 会			(敬老の日)
第 8 日	9 月 16 日	火	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午前 10 時	付託議案、請願の審査
第 9 日	9 月 17 日	水	決 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	平成 2 5 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 10 日	9 月 18 日	木	決 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	平成 2 5 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 11 日	9 月 19 日	金	休 会			(本会議準備のため)
第 12 日	9 月 20 日	土	休 会			
第 13 日	9 月 21 日	日	休 会			
第 14 日	9 月 22 日	月	本 会 議	議 場	午前 10 時	決算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。補 正予算（8 件）の質疑、討論、採 決。

### 日程第 3 市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、平成 26 年度新庄まつりについて御報告申し上げます。

本年の新庄まつりの入れ込み客数は、昨年と比べると 5,000 人減となる 52 万 5,000 人となりました。3 日間とも天候に恵まれ、国内最大の観光キャンペーンである山形デスティネーションキャンペーンの効果や、テレビ、ラジオなどの PR、3 年を迎えしっかり定着した燦踊祭など

が人手につながりましたが、祭り期間中の休日が日曜日のみだったことによる曜日配列の影響が大きく、全体では微減となりました。

24 日の宵まつりは約 1,000 席ふやしたアビエスの有料観覧席も完売し、沿道には昨年以上の人出があり、過去最高の 22 万人となりました。25 日の本まつりは平日のため客足が伸びず、昨年より 2 万人減の 15 万 5,000 人でありました。26 日の後祭りは、燦踊祭に新たに招聘いたしました秋田竿灯まつりが人を呼び、前年を 5,000 人上回る 15 万人となりました。

新庄まつりは交流人口拡大に向けた最大の資源でありますので、来年の新庄まつり 260 年祭、再来年のユネスコ無形文化遺産登録を見据え、今後も情報発信を強化し、知名度向上に努めてまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

## 日程第4報告第7号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

小嶋富弥議長 日程第4報告第7号一般財団法人  
新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議  
題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第7号一般財団法人新庄市体  
育協会の経営状況の報告について御説明申し上  
げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条  
の3第2項の規定によりまして、議会に報告す  
るものでございます。

平成26年度事業計画及び予算につきましては、  
去る3月26日に市体育協会の平成25年度第2回  
臨時評議会におきまして承認されたものでござ  
います。

市体育協会は、スポーツ振興に寄与する事業  
を総合的に推進するために、4月に新庄市施設  
振興公社と組織統合したことに伴い、これまで  
施設振興公社が行ってきた施設の管理業務など  
も継承して実施しております。

平成26年度の予算としましては、お手元の予  
算書2ページ目にありますとおり、市民の健康  
増進に資するスポーツの普及振興を推進すると  
ともに、指定管理者としてスポーツ施設等の管  
理を行うため、総額1億2,770万円の予算を計  
上しております。

なお、詳細につきましては、後ほど予算書を  
ごらんいただきたいと思います。

以上、市体育協会の経営状況の報告とさせて  
いただきます。

小嶋富弥議長 本件は地方自治法第243条の3第

2項の規定による報告でありますので、御了承  
願います。

## 日程第5報告第8号新庄市土地開 発公社の経営状況の報告について

小嶋富弥議長 日程第5報告第8号新庄市土地開  
発公社の経営状況の報告についてを議題といた  
します。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 続きまして、報告第8号新庄市土  
地開発公社の経営状況について御報告申し上げ  
ます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条  
の3第2項の規定によりまして、議会に報告す  
ることになっております。

平成25年度新庄市土地開発公社の決算でござ  
います。

この決算につきましては、去る5月21日に公  
社監事による監査を行い、5月28日の理事会に  
おきまして御承認いただいております。

平成25年度の事業につきましては、平成24年  
度より販売を開始しました小檜室2期地区にお  
ける5区画の宅地分譲のうち、残りの3区画に  
ついて販売促進に努めましたが、新規の契約締  
結までには至りませんでした。

しかし、今年度に入り、購入の申し込みによ  
る1件の契約が成立しており、昨年度の広告宣  
伝の効果は確実に上がっているものと考えてお  
ります。

今後も引き続き広告宣伝しながら、販売促進  
に努めていく予定でございます。

平成25年度の当期損益につきましては、新た  
な事業収益はなく、販売費及び一般管理費の支

出があるために、77万3,039円の損失となっております。

なお、お手元の決算書の1ページから9ページまでが事業報告及び決算の内容であり、10ページ以降につきましては、決算附属明細書を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成25年度新庄市土地開発公社の決算についての報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**小嶋富弥議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願ひます。

### **日程第6報告第9号平成25年度 新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**小嶋富弥議長** 日程第6報告第9号平成25年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第9号平成25年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。が、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので数値はございません。

実質公債費比率につきましては、前年度より

1.5ポイント改善の12.4%でございました。平成21年度に早期健全化基準の25%、平成23年度には起債の許可を要する基準の18%を下回るなど順調に改善されております。前年度の県内13市の中では中位の比率となっておりますので、今年度も同程度の順位になるものと思われま

す。将来負担比率につきましては、85.0%となり、前年度の100.6%より15.6ポイント改善しております。

これらの数値についても、前年度は県内13市の中では中位の比率となっておりますので、今年度も同程度の順位になるものと思われま

す。次に、資金不足比率についてであります。繰り出し基準に基づき一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての特別会計で不足額はございませんでした。

算定結果は以上でございまして、財政再建プランに基づき順調に改善されております。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

**小嶋富弥議長** 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願ひます。

### **日程第7諮問第3号人権擁護委員 の推薦につき意見を求めること について**

**小嶋富弥議長** 日程第7諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)



**山尾順紀市長** それでは、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成26年12月31日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、今回新たに推薦する方として、大場和正さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号はこれに同意することに決しました。

## 日程第8議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について

**小嶋富弥議長** 日程第8議案第48号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員5名の方のうち2名の方が平成26年9月30日をもって任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、御提案申し上げるものであります。

任命する方は、引き続き阿部浩悦氏と小山貞子氏であります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、市の教育行政を推進していただく上で、まことにふさわしい方々であると存じます。御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま報告のありました議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第48号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時24分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第9 議会案第5号新庄市議会 会議規則の一部を改正する規則の 制定について

小嶋富弥議長 日程第9 議会案第5号新庄市議会  
会議規則の一部を改正する規則の制定について  
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小関 淳君。

(13番小関 淳議員登壇)

13番(小関 淳議員) 議会案第5号新庄市議会  
会議規則の一部を改正する規則の制定につい  
て。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2  
項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員会委員長小関  
淳でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載  
してありますとおり、当議会において、これか  
ら行う議場改修に際しまして、電子表決システ

ムを導入することに伴い、必要な改正を行うも  
のであります。

改正の内容といたしましては、現在、可否を  
認定する際は、起立による表決を行っておりま  
すが、これを賛成または反対のボタンを押させ  
ることにより可否を認定することもできるよう  
にするものでございます。

施行月日につきましては、12月定例会から実  
施できるように、平成26年12月5日とするもの  
であります。実際にいつから導入するかにつ  
きましては、今後議会運営委員会等で協議の上決  
定していくものでございます。

以上、御審議いただき、御決定くださいます  
ようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第5号新庄  
市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に  
ついては、会議規則第37条第2項の規定により  
委員会への付託を省略したいと思います。これ  
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、  
議会案第5号は委員会への付託を省略するこ  
とに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) まず、お金はどのぐら  
いこの改修費用に当たってかかるのかというこ  
とを1点お聞きします。

2点目は、この電子表決システムを導入する  
理由は何なのかということでお聞きします。

それから、3つ目はどちらにするのか。起立  
にするのか、電子システムにするのか、その判  
断は議長かと思いますが、どういう理由から分  
けることができるのか。

あと4つ目ですけれども、市民にわかりやす  
い議会にというのが議会改革の重要な柱だと思

います。それで、インターネット放送などもやっているわけなんです、市民にわかりやすくする方法として、電子システムになりますとわかりにくくならないのか。その点についてお聞きします。

**13番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**13番（小関 淳議員）** 予算につきましては、確保しております。

あと、なぜシステムを導入するのかということにつきましては、議会で昨年12月に議会基本条例を制定いたしました。その内容というのは、その趣旨というのは、市民とともに歩む議会、市民に開かれた議会ということでございますので、そのシステムを導入することにより、より明確に市民の皆様には議会の可否がわかるようにということで導入を進めたものでございます。

可否ということが明確にわかるというシステムでございますので、それよりいいものはないかと思いますが、あとは何でしたっけ。

はい、そのように進めたシステムでございます。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1番（佐藤悦子議員）** 予算の確保はされているということですが、どのぐらいになるというふうに見ておられるのかということ、もう一度お願いしたいと思います。

それから、基本条例の趣旨については、市民に開かれた議会にというのは、私もそのことについては大いに賛成です。本当に開かれたものになるのか、その実際について、電子システムというのが、もし傍聴とかをしていけば、誰が立ったとかとわかるわけです、賛成とか反対とか。あと、インターネットで中継されていけば、佐藤悦子がとか、誰議員がとか、立っている人がわかるわけです。それが、インターネット中継されたり、傍聴したりしている市民にどのよ

うに可否がはっきりわかるのか。その点についてお願いしたいと思います。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 私からは、予算措置等について、事務的な部分を答弁させていただきますが、このたびの議場改修につきましては、当初予算の中で1,600万円程度だったと思いますが、議場のシステム全体の見直しということもありまして、この投票システムばかりではございません。モニターから始まりまして、内部の機械配線等これらにつきましてはの予算措置が1,600万円ほど計上されてございます。その中で、このたびの入札というような形で決定させていただいたところでございます。

以上です。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1番（佐藤悦子議員）** どのように市民にわかりやすく開かれたということになるのか。その場で傍聴した人にどのようにわかるのか。また、インターネット中継を見ている人が誰が立つか立たないかわかるのか。こう見ている人は、人が立つとか単純なことで今まではわかったわけです。それがどこにあらわれて出てくるのかというのは大きく見えるのか。人が立つぐらい大きく見えるのか、わかるのかということ、市民に開かれたものと本当に言えるのか。そこをお聞きしたいんです。

**13番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**13番（小関 淳議員）** 佐藤議員も議会改革にある程度賛同いただいて、わかりやすい議会、市民に寄り添う議会を目指していらっしゃると思いますので、このシステムについては非常に、先ほども申し上げましたように、よりわかりやすくなるシステムだということで導入をさせていただこうと思っております。御理解をよろし

くお願いします。

**小嶋富弥議長** それは両方できるような改正だというような説明があったのではないですか。取り入れるか取り入れないかは、今後検討しながら議会運営委員会に諮るといふ委員長の報告を聞いていませんでしたか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

## 議案15件一括上程

**小嶋富弥議長** 日程第10議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから日程第24議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの15件を会議規則第35条の規定により一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの15件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について5議案につきましては、来年4月から始まる予定の子ども・子育て支援制度に関連する議案でございますので、一括して御説明申し上げます。

今回提案いたします5議案のうち、議案第52号以外の4議案につきましては、子ども・子育て支援新制度に関連する法令で、その整備が義務づけられているものであります。

初めに、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてでございますが、平成24年8月に交付されました、子ども・子育て関連3法のうち子ども・子育て支援法によりまして、特定教育保育施設が特定教育保育等を提供する場合及び特定地域型保育事業者が特定地域型保育等を提供する場合の基準を定めるものであります。

次に、議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について御説明いたします。

本案は、小学校就学前の子供の保育に関し、保育に欠ける児童の認定に関する根拠法令が、児童福祉法から子ども・子育て支援法へ移行し

たことから、保育の必要性の認定に関する基準を定めるとともに、新庄市保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございます。

本案は、児童福祉法の規定により、国、都道府県、市町村以外の民間事業者などが家庭的保育事業や小規模保育事業などの家庭的保育事業等を行うことができると明確に位置づけられたこと。また、当該事業等を提供しようとする民間事業者等の質的水準を担保するため、市町村が認可事務を行うこととなったことから、民間事業者等が当該事業を行うに当たっての設備や運営の基準を定めるものであります。

続きまして、議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について御説明いたします。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所につきましては、従来より児童福祉法及び社会福祉法の規定並びに毎年国から通知される放課後児童健全育成事業等実施要綱に基づき事業を実施してきたところでありますが、児童福祉法の改正により、これまでおおむね小学校3年生までとなっていた放課後児童健全育成事業の対象児童が小学校6年生までの児童に拡大されたこと、また、放課後児童健全育成事業が具体的に法定化され、その位置づけがより明確になったこと、あわせて、現在建設中の萩野地区小中一貫校教育校内併設放課後児童クラブが来年度開所予定であり、本市が設置する放課後児童クラブが1カ所新たに増加することから、本市の放課後児童クラブの設置根拠を整備するため、本案を提案するものであります。

最後に、議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございます。

本案は、児童福祉法の規定により、国、都道

府県、市町村以外の民間事業者等が放課後児童健全育成事業を行う際の設備及び運営の基準を市町村の条例で定めることが法定化されたため提案するものであります。

なお、各議案において定めます基準につきましては、国が示した基準に準拠して定めるものであります。

続きまして、議案第54号市道路線の認定について御説明申し上げます。

提案の理由といたしまして、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容といたしましては、3路線を認定しようとするものであります。柳原高壇線につきましては、市道荒小屋泉田線整備事業により建設された道路を認定するものであります。元宮内1号線及び元宮内2号線につきましては、民間の宅地開発により整備された路線であり、市に帰属される道路を認定するものであります。

次に、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきましては会計課長より、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より配付されております決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から承りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいり所存であります。

私からの説明は終わりますが、御審議いただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** 次に、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を会計管理者兼会計課長近岡晃一君より説明願います。

会計管理者兼会計課長近岡晃一君。

(近岡晃一会計管理者兼会計課長登壇)

**近岡晃一会計管理者兼会計課長** おはようございます。私から説明させていただきます。

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について、お配りしております平成25年度歳入歳出決算書をもとに御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算書45ページ、平成25年度新庄市会計別歳入歳出決算総覧をお開き願います。

表中の下段、合計の欄に記載されておりますが、一般会計と7つの特別会計の合計額は、予算現額が265億4,300万4,000円、収入済額が264億5,275万2,594円、支出済額が256億522万4,595円であります。予算現額に対しまして収入率は99.66%、執行率は96.47%となりました。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

議案第55号一般会計ですが、4ページの1款市税から6ページの21款市債までの歳入合計は、収入済額が169億7,806万1,385円であり、予算現額170億2,379万1,000円に対しまして収入率は99.73%、調定額173億5,432万2,017円に対しまして収納率は97.8%となりました。不納欠損額は7,186万7,215円、収入未済額は3億439万3,417円であります。不納欠損額の内訳は、1款市税が7,033万9,115円、12款分担金及び負担金が149万1,400円、13款使用料及び手数料が1

万2,700円、20款諸収入が2万4,000円となっております。収入未済額の内訳は、1款市税が2億3,482万7,278円、12款分担金及び負担金が1,545万3,008円、13款使用料及び手数料が474万7,490円、14款国庫支出金が3,911万1,000円、15款県支出金が842万4,000円、20款諸収入が183万641円となっております。

なお、1款市税の収入済額は45億166万5,896円であり、調定額48億683万2,289円に対しまして収納率は93.65%となりました。

次に、8ページの1款議会費から10ページの14款予備費までの歳出合計は、支出済額が164億3,401万1,257円であり、予算現額170億2,379万1,000円に対しまして執行率は96.54%となりました。不用額は4億9,372万9,743円でありませう。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は5億4,405万128円となっておりますが、繰越明許費が生じております。

286ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、一般会計の表中3に記載されております額が、先ほど申し上げました歳入歳出差し引き残額5億4,405万128円であり、4、翌年度へ繰り越すべき財源(2)に繰越明許費繰越額が206万5,000円生じております。それを差し引いた額、表中では5、実質収支額の欄に記載されております、5億4,198万5,128円が平成26年度への繰越額となります。

12ページへお戻りください。

議案第56号国民健康保険事業特別会計ですが、1款国民健康保険税から11款諸収入までの歳入合計は、収入済額が44億784万6,322円であり、予算現額に対しまして収入率は101.58%、調定額に対しまして収納率は92.83%となりました。そのうち1款国民健康保険税は、収入済額が10億9,953万5,594円であり、調定額に対しまして収納率は76.35%となりました。不納欠損額は5,809万2,808円、収入未済額は2億8,243万

7,086円であります。

14ページの1款総務費から16ページの12款予備費までの歳出合計は、支出済額が42億658万3,674円であり、予算現額に対しまして執行率は96.94%となりました。また、不用額は1億3,256万6,326円であります。歳入歳出差引残額は2億126万2,648円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

次に、18ページから21ページまでの議案第57号交通災害共済事業特別会計の歳入歳出であります。18ページの1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額と調定額が同額の707万6,953円であり、予算現額に対しまして収入率は78.22%、調定額に対しまして収納率は100%となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。

20ページの1款事業費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の707万6,953円であり、予算現額に対しまして執行率も収入率と同じ78.22%となりました。不用額は197万47円であり、歳入歳出差引残額はございません。

次に、22ページから25ページまでの議案第58号公共下水道事業特別会計の歳入歳出であります。22ページの1款分担金及び負担金から7款市債までの歳入合計は、収入済額が12億6,474万8,933円であり、予算現額に対しまして収入率は99.01%、調定額に対しまして収納率は98.22%となりました。不納欠損額は、下水道使用料が85万6,204円、収入未済額は分担金及び負担金が合わせて545万1,110円、使用料が1,656万3,575円で、合計で2,201万4,685円あります。

24ページの1款総務費から3款公債費までの歳出合計は、支出済額が12億6,323万5,300円であり、予算現額に対しまして執行率は98.89%となりました。不用額は1,414万4,700円あります。歳入歳出差引残額は151万3,633円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

次に、26ページから29ページまでの議案第59号農業集落排水事業特別会計の歳入歳出であります。26ページの1款分担金及び負担金から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が8,129万1,338円であり、予算現額に対しまして収入率は97.89%、調定額に対しまして収納率は97.01%となりました。不納欠損額は、使用料で3万5,385円、収入未済額は、分担金が96万1,525円、使用料が151万383円、合計で247万1,907円あります。

28ページの1款農業集落排水事業費及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の8,129万1,338円であり、予算現額に対する執行率も収入率と同じく97.89%となりました。不用額は175万4,662円で、歳入歳出差引残額はございません。

次に、30ページから33ページまでの議案第60号営農飲雑用水事業特別会計の歳入歳出であります。30ページの1款分担金及び負担金から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が3,062万7,307円であり、予算現額に対しまして収入率は99.35%、調定額に対しまして収納率は98.58%となりました。不納欠損額はございません。収入未済額は使用料の44万431円あります。

32ページの1款営農飲雑用水事業及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の3,062万7,307円であり、予算現額に対しまして執行率も収入率と同じ99.35%となりました。不用額は19万9,693円であり、歳入歳出差引残額はございません。

次に、34ページから37ページまでの議案第61号介護保険事業特別会計の歳入歳出であります。34ページの1款保険料から10款諸収入までの歳入合計は、収入済額が33億362万8,202円であり、予算現額に対しまして収入率は97.29%、調定額に対しまして収納率は99.54%となりました。不納欠損額は保険料の340万4,890円、収

入未済額は保険料が1,196万5,973円、負担金が6,092円、雑入で1,221円、合計で1,197万3,286円であります。

36ページの1款総務費から8款予備費までの歳出合計は、支出済額が32億1,100万8,348円であり、予算現額に対しまして執行率は94.56%となりました。不用額は1億8,457万2,652円であり、歳入歳出差引残額は9,261万9,854円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

最後に、38ページから41ページまでの議案第62号後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出であります。38ページの1款保険料から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が3億7,947万2,154円であり、予算現額に対しまして収入率は98.77%、調定額に対しまして収納率は99.56%となりました。不納欠損額は保険料で32万1,890円、収入未済額は同じく保険料が135万6,490円であります。

40ページ、1款総務費から4款諸支出金までの歳出合計は、支出済額が3億7,139万418円であり、予算現額に対しまして執行率は96.67%となりました。不用額は1,279万1,582円であり、歳入歳出差引残額は808万1,736円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

以上、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げました。

なお、45ページには会計別歳入歳出決算総覧、47ページから283ページには各会計の歳入歳出決算事項別明細書、285ページから293ページには各会計の実質収支に関する調書、295ページ以降には財産に関する調書を添付しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

これで議案第55号から議案第62号までの平成25年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。十分な御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** ただいまから10分間休憩いたします。

す。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明のありました議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

**高山孝治代表監査委員** おはようございます。

先般の新庄まつりにおきましては、最終日の夕方に雨がりましたが、全般的に天候に恵まれ、宵まつり、本まつり、飾り山車、燦踊祭と従来にも増して盛り上がったのではないかと思います。私ごとですが、山形市の友人が初めて家族で見に来てくれました。子供さんは興奮し、来年も見に来たいと、家族みんなで感動して帰りました。関係各位の皆様の御労苦に対しまして、改めて感謝の意を表したいと思っております。

それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開きいただきたいと存じます。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、財産に関する調書及び各基金の運用状況について、山口吉静委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、諸帳簿、書類などを照合調査し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。



なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれ設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから21ページにわたり記載してございます。その主要な点は、22ページ、第6、むすびで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思っております。

22ページをお開きいただきたいと思っております。

第6、むすびでございます。

平成25年度の一般会計及び各特別会計の総計の決算額は、2ページの表にもございますが、歳入が264億5,275万2,594円で、前年度に比べ7億2,713万5,131円、2.8%の増、歳出が256億522万4,595円で、8億8,572万8,150円、3.6%の増となりました。その結果、実質収支は8億4,546万2,999円の黒字で、単年度収支は1億2,124万6,019円の赤字となりました。

市債残高は224億4,774万5,152円で、内訳は、一般会計141億5,515万8,993円、公共下水道事業特別会計77億5,279万6,475円、農業集落排水事業特別会計5億169万3,203円、営農飲雑用水事業特別会計3,809万6,481円で、前年度より1,070万1,100円増加と横ばいとなっております。市の財政規模を下回っておりますが、今後は老朽化施設の改修や耐震工事等、多額の建設費が発生します。一時的とはいえ、圧縮幅は鈍るものと思われませんが、注視して行ってもらいたいと思っております。

収入未済額は、一般会計では市税が2億

3,482万7,278円で、前年度に比べますと5,190万66円、18.1%減少しました。保育所入所負担金等が大きな割合を占める分担金及び負担金、公営住宅使用料等が大きな割合を占める使用料及び手数料の未済額は2,020万498円あり、前年度より39万8,637円、1.9%減少しております。

特別会計では、国民健康保険税が2億8,243万7,086円で、前年度に比べ2,567万3,142円、8.3%の減少、公共下水道使用料が1,656万3,575円で、127万3,753円、8.3%の増加、介護保険料は1,196万5,973円で、102万9,543円、9.4%の増加、後期高齢者保険料は135万6,490円で、39万540円、22.4%の減少となっております。収入未済額の圧縮につきましては、歳入確保のためだけではなく、市民の受益者負担の公平性を高める観点からも、口座振替や訪問徴収の実施に加え、軽自動車税で新たに導入したコンビニ収納の他税目への拡大など、改善に向けたより一層の努力を期待するものであります。

平成20年4月1日から施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した実質公債費比率は、平成25年度決算では12.4%、過去3カ月の平均値となり、前年度の13.9%から1.5%改善され、地方債を発行する際に県知事の許可を必要としない18%以下となっております。しかしながら、今後学校の建設や老朽化した施設の改修等により実質公債費比率が再び悪化することも考えられますので、限られた財源をより有効に活用し、引き続き健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

全国的な状況を見ますと、ことし7月の政府月例報告では「景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある」と発表されておりますが、いわゆるアベノミクスの地方への波及効果や消費税再増税の動向など、地方経済を取り巻く環境は不透明感を払拭できないものとなっております。

また、本市においては、財政構造の弾力性をあらかず指標である経常収支比率が89.7%となっており、前年度より0.6%改善されておりますが、依然として90%に近い水準にあり、弾力性のない構造であることは否めず、改善へのさらなる努力を期待したいと思います。

このような状況の中で、本市の人口は減少傾向が続いておりますが、平成22年度に策定された第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画に10年後の目標人口として掲げられている「平成32年、3万7,000人」を達成できるよう、市民の不安や不便の解消に努め、健全な財政基盤の整備を図りつつ、計画に掲げられた施策、各事業の着実な推進を望むものであります。

次に、別冊の平成25年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書をごらんください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状態であると認められます。先ほども申し上げましたが、実質公債費比率は12.4%であり、早期健全化基準25.0%と比較するとこれを下回っており、良好であります。なお、前年度と比較しますと1.5ポイント改善しております。

将来負担比率は85%となっており、早期健全化基準である350%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較すると15.6ポイントと大きく改善しております。

次のページ、経営健全化審査意見につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業、営農飲雑用水の各特別会計とも資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められます。

以上が平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要並びに健全化の意見でございます。よろしく申し上げます。

**小嶋富弥議長** 次に、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを上下水道課長高橋 弘君より説明願います。

上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

**高橋 弘上下水道課長** 議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

最初に、利益の処分につきましては、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるところでございます。また、決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算書2ページをお開き願います。

決算報告書について御説明申し上げます。

(1)収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益の予算額10億2,883万3,000円に対し、決算額は10億7,353万5,382円となり、予算額に比べ4,470万2,382円の増でございます。内訳といたしまして、第1項の営業収益は上水道料金等、第2項の営業外収益は公営企業対策一般会計繰入金等でございます。

続きまして、下段、支出の第1款水道事業費用の予算額10億2,220万円に対し、決算額は9億7,018万5,535円となり、執行率は94.9%でございます。内訳といたしまして、第1項の営業費用は人件費、受水費及び減価償却費等、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は過年度修正損であります。

4ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入の予算額6,389万3,000円に対し、決算額は4,208万628円となり、予算額に比べ2,181万2,372円の減でございます。内訳といたしまして、第1項工事負担金は下水道工事に伴う水道管移設工事に関する工事負担金等、第2項補助金は水道・水源開発等施設整備費の国庫補助金、第3項出資金は旧簡易水道事業分の企業債元金償還等に係る一般会計からの出資金であります。

続きまして、下段、支出の第1款資本的支出の予算額4億6,680万3,000円に対し、決算額は4億5,634万2,256円となり、執行率は97.8%でございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費は排水管敷設がえ工事及び上水道施設監視制御設備更新工事の工事請負費等、第2項開発費は、水道台帳補正業務委託費等、第3項事業債償還金は建設改良に係る企業債償還元金であります。

なお、4ページ下の表外に記載しておりますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する額4億1,426万1,628円は、過年度損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

6ページをお開き願います。

損益計算書について御説明申し上げます。

営業収益において、給水人口の減少及び節水志向による使用水量の減少もあり、前年度に比べ約845万円の減となりました。営業外収益においても、他会計補助金の高料金対策費等の減額により、前年度に比べ約1,970万円の減となっております。

費用においては、支払利息及び繰延勘定償却等の減額により前年度に比べ約4,297万円減少したことにより、経常利益は9,406万265円となっております。また、当年度純利益は9,106万4,572円、前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は1億9,132万6,586円でございます。

7ページをごらん願います。

剰余金計算書について御説明いたします。

利益剰余金でございますが、1減債積立金の当年度末残高は8,477万6,719円でございます。

2建設改良積立金におきまして、平成25年度に8,000万円を資本的収支不足額の補填財源として使用しましたので、当年度末残高は1億2,417万1,826円でございます。したがって、1の減災積立金と合わせた積立金合計は2億894万8,545円でございます。

8ページをお開き願います。

資本剰余金について説明いたします。

資本剰余金につきましては、これまで資本として調達いたしました国庫補助金及び工事負担金等をそれぞれの項目ごとに平成25年度中の増減及び残高について記載しております。平成26年度への繰越資本剰余金は61億9,668万9,190円でございます。

9ページをごらん願います。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

ただいま損益計算書により御説明申し上げました当年度未処分利益剰余金1億9,132万6,586円のうち、企業債の元金償還金に充てるため、減債積立金に1,000万円を積み立て、残額の1億8,132万6,586円を翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

10ページをお開き願います。

貸借対照表について御説明申し上げます。

貸借対照表は、資産、負債、資本に区分し、平成25年度末におきます財政状況を示しております。

最初に資産の部でございますが、1固定資産から3繰延勘定までを合わせました資産合計は149億8,977万6,271円でございます。

11ページをごらん願います。

負債の部でございますが、4固定負債と5流動負債を合わせました負債合計は2,549万5,455円でございます。続きまして、資本の部でございますが、6資本金と7剰余金を合わせました資本合計は149億6,428万816円でございます。したがって、負債・資本合計は149億8,977万6,271円でございます。

以上が、水道事業会計決算諸表についての説明でございます。

なお、12ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明を終わらせていただきます。

御審議いただき、御可決及び御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** ただいま説明のありました議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

**高山孝治代表監査委員** それでは、同じようにお配りしております水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました水道事業会計の決算について御報告申し上げます。

審査の方法は、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表並びに事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを照合調査し、関係職員の説明を受けるなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、財務状況及び経営成績を適正に表示しているか、公共性と経済性が確保されているかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました決算書類及び附属書類は地方公営企業関係法令の規定に基づいて作成されており、経営成績及び財務状況を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから11ページに記載してございますが、その主要な点は

12ページ、7、むすびで言及しておりますのでこちらで説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

平成25年度水道事業会計の決算審査の概要は次のとおりであります。

給水状況を見ますと、給水世帯は1万2,546世帯で、前年度より10世帯増加しております。外国人登録を含めた平成26年3月末の市内の人口3万7,790人に対する給水人口は3万5,017人で、前年度に比べ218人減少しております。普及率は92.7%となり、前年度より0.7%増加しております。また、総配水量のうち有収水量の占める有収率は84.2%と、ここ数年同じ割合で推移しておりますが、漏水対策等によりさらに向上しますよう努力をお願いしたいと思います。

経営状況につきましては、収益的収支において前年度と比較しますと、事業収益は上水道高料金対策一般会計繰入金の前年度より2,814万8,872円、2.7%減少し、事業費用は企業債支払利息の減等により4,391万1,650円、4.5%減少したことから、当年度純利益は9,106万4,572円となり、前年度に比べ20.9%ほど増加しております。県からの受水費3億4,972万5,953円税抜ですが、は前年度より573万787円下がっておりますが、職員1人当たりの営業収益は1億3,140万4,000円で、前年比0.9%の微減となっております。

供給単価と給水原価の比較では、1立方メートル当たりの供給単価が272円75銭、同じく1立方メートル当たりの給水原価は288円11銭であり、供給単価を給水原価が上回る差額は15円36銭となっておりますが、前年度の差額26円22銭と比べると10円86銭縮減されております。

なお、過年度の未収金につきましては2,274万3,489円となっておりますが、前年度に比べて77万円ほど多くなっておりますが、負担の公平性を確保するためにもさらなる未納解消に向け努力をお願いするものであります。

資本的収支においては、前年度と比較すると資本的収入は工事負担金、国庫補助金の増により2,045万1,872円増加し、資本的支出は上水道施設監視制御設備更新による建設改良費の増により1億36万8,875円、28.2%増加しました。

以上の結果、資本的収支差引不足額は前年度より7,991万7,003円、23.9%増加した4億1,426万1,628円となっており、この不足額は過年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金等により補填されております。

財政状況において、資産合計は流動資産の増はあったものの、固定資産及び繰延勘定の減により前年度より4,471万9,036円、0.3%減少しました。負債合計は未払金の減により前年度より401万5,577円、13.6%減少し、資本合計は借入資本金の減により、前年度より4,070万3,459円、0.3%減少しました。

水道事業を取り巻く環境は、年々老朽化が進む水道施設の修繕や更新、耐震化の推進など経費の増嵩が見込まれる上、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより給水収益の増加を図ることはなかなか難しい状況にあります。新庄市水道ビジョンに基づき長期的な視野に立った事業計画のもとに安心安全な水道水の安定供給と安定的な水道事業の運営を望むものであります。

なお、県内各市の水道事業会計の内容につきましては、平成23年度まで意見書の末尾に表示しておりましたが、各市町村とも決算議会前であることから、以降の開示は取りやめておりますので、御了承願いたいと思います。

以上が平成25年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

**小嶋富弥議長** これより、ただいま説明のありました平成25年度の各決算を除く議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定につい

てから議案第54号市道路線の認定についてまでの6件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

## 日程第25 決算特別委員会の設置

**小嶋富弥議長** 日程第25決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

議案第55号から議案第63号までの平成25年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計利益の処分及び決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

## 決算特別委員会委員の選任

**小嶋富弥議長** これよりただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において全議員を指名したいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

小嶋富弥議長 日程第26議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

## 日程第26議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

### 平成26年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について</li> </ul>
総務文教常任委員会 請願（1件）	○請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書の提出についての請願
産業厚生常任委員会 議案（6件） 請願（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について</li> <li>○議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定につ</li> </ul>

付託委員会名	件名
	<p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について</li> <li>○議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について</li> <li>○議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について</li> <li>○議案第54号市道路線の認定について</li> <li>○請願第5号国の農政改革の再検討を求める意見書提出の請願</li> <li>○請願第6号緊急の過剰米処理を求める意見書の提出についての請願</li> </ul>

## 議案8件一括上程

**小嶋富弥議長** 日程第27議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から日程第34議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算8件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算8件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第64号から議案第71号までの平成26年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

予算書1ページ、議案第64号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ3億5,018万6,000円を追加し、補正後の総額を172億4,739万6,000円とするものであります。

8ページからの歳入についてであります。14款国庫支出金に国の平成25年度補正予算第1号において創設された地域経済活性化効果実感臨時交付金としてのがんばる地域交付金を計上し、これに伴った市債の一部の減額を21款市債に計上しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、1款から10款を通して人件費に係る予算の補正を計上しておりますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して、学校や保育所を初めとする各種施設や道路、側溝、流雪溝などの維持補修や機能強化に係る経費を計上しております。

3款民生費の社会福祉費におきましては、神室荘の環境整備のための経費を盛り込むとともに、児童福祉費におきましては、定住促進策の先行事業として、子育て環境のさらなる充実のために、子育て支援医療給付費の拡充に係る経費などを計上し、4款衛生費におきましては、水痘予防接種の導入に係る経費を計上しており

ます。

6款農林水産業におきましては、国の新たな農業・農村施策に伴った農地や農業施設の維持に係る経費の拡充に係る経費などを計上し、7款商工費につきましては、商店街街路灯のLED化を支援する経費を盛り込み、10款教育費におきましては、教育環境の充実や教育の場の安全確保、施設の環境整備の充実を図るための経費を盛り込んでおります

続きまして、29ページの特別会計からですが、議案第65号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第70号介護保険事業特別会計補正予算までの6特別会計及び議案第71号水道事業会計補正予算につきましては、今年度下半期のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

**小野 享財政課長** 議案第64号一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ3億5,018万6,000円を追加し、補正後の総額は172億4,739万6,000円となります。各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正において御確認いただきたいと思います。

次に、5ページ、第2表地方債補正についてでございますが、変更につきましては、市有施設耐震化事業債は地方交付税措置の有利な緊急防災減災事業債を活用して増額するほか、県営土地改良事業負担債につきましては、県事業の拡充、ロータリー除雪車整備事業債につきましては、購入経費の増額による増額となります。

さらに、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振替措置として歳出補正の一部に充てるため、8,493万円の増額を盛り込んでおります。廃止となります社会教育施設改修事業債につきましては、地方交付税措置が見込めないことから、このたびの国のがんばる地域交付金の対象事業としたことによりまして全額減額とするものであります。

8ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございますが、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金にがんばる地域交付金1億2,658万8,000円を新たに盛り込んでおります。これは、国の25年度補正予算第1号におきまして、地域経済活性化・効果実感臨時交付金として870億円規模で創設されたものであり、市町村の公共事業の地方負担額に財政力、行革努力を勘案して配分されることとなっておりますが、8月8日に配分先の最終決定を受けたことから、今期の補正予算に計上するものであります。この交付金は、歳出において、テニスコート改修事業、角沢ふれあい交流広場整備事業、小中一貫校スクールバス車庫整備事業、神室荘改修事業の市単独事業の財源に充当しております。

続く、民生費国庫補助金に保育緊急確保事業費補助金1,021万8,000円を新たに計上しておりますが、次年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、新制度における地域の子ども・子育て支援事業等を今年度より国が先行的に支援するものであり、下段の民生費県補助金の保育対策等促進事業費補助金等において措置しておりました県補助の一部を拡充し、国庫補助金へ移行されたものであります。

衛生費国庫補助金では、浄化槽設置整備事業の対象設置基数の減少分を計上し、土木費国庫補助金では市有施設耐震化事業に係る社会資本整備総合交付金の減額補正を計上しております。



5目教育費国庫補助金におきましては、多子世帯の保護者負担軽減の拡充が図られたことにより、私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補正を計上しております。

15款県支出金につきましては、2項県補助金1目総務費県補助金において、防災拠点施設再生可能エネルギー導入促進事業費補助金300万円を計上しておりますが、明倫中学校の再生可能エネルギー導入に向けた経費として計上しております。

2目民生費県補助金の児童福祉補助金に子育て支援医療給付事業費補助金の県事業の拡充を増額しているほか、公立保育受入児童拡大支援事業費補助金を新たに計上しております。保育対策等促進事業費補助金以下の補助金につきましては、国の保育緊急確保事業費補助金に一部振替となったことにより減額補正でございます。

3目衛生費県補助金につきましては、浄化槽水環境保全推進事業費補助金に対象設置基数の減少分の減額を計上しております。

9ページ、5目農林水産業費県補助金におきましては、農地台帳システム整備事業に伴う電算システムの監修に係る農地台帳システム整備事業費補助金を新たに計上しております。農地・水保全管理支払推進事業費補助金の減額補正となっておりますが、これは本制度が今年度より次の多面的機能支払交付金制度となり、基準単価増額も踏まえた振りかわりの計上によるものであります。続く、環境保全型農業直接支援対策費補助金の300万円の増額補正につきましては、今年度より県費分を市の予算を通して事業主体に支出することになったことによるものでございます。

3項県委託金につきましては、6目教育費委託金にいじめ問題の撲滅に向けたいじめ対策等生活指導推進事業委託金を新たに計上しております。

17款寄附金につきましては、好調に推移しておりますふるさと納税寄附金の1,500万円の増額を盛り込んだほか、児童福祉の向上に向けられた寄附金3万円並びに市民活動交流広場事業への拡充に向けられた寄附金15万円につきましては、その御意向を踏まえ歳出においてわらすこ広場、市民活動交流広場の備品購入費として計上しております。

次に、10ページをごらんください。

20款諸収入につきましては、中核工業団地進出企業に対する産業立地促進資金融資制度貸付金元金収入の8,666万6,000円のほか、雑入の項目においては、消防団安全装備品整備等助成金や降雪被害に伴う建物総合損害共済災害共済金、ふるさと歴史センターへの有機EL照明導入に係る補助金などの増額を計上しておりますが、スポーツ振興くじ助成金については、交付額の確定に伴う1,360万円の減額を計上しております。

なお、このたびの補正に係る一般財源としては、下段の21款市債における臨時財政対策債の8,493万円と、前ページの19款の前年度繰越金5,883万8,000円を財源として充てております。

続きまして、11ページからの歳出について御説明いたします。

まず、1款から10款までを通して、4月の人事異動に伴う職員給付費の各款の調整を補正しております。また、各款を通して学校や保育所を初めとします各種施設や道路、側溝、流雪溝などの維持補修や機能強化に係る経費を計上しております。

2款総務費7目企画費につきましては、ふるさと納税寄附金の伸びに対応し、まちづくり応援基金積立金1,500万円の増額並びにこれに伴う報償費の増額を計上し、9目電算管理費につきましては、社会保障税番号制度施行に伴う電算システム改修に係る予算の組み替えと増額を計上しております。

14ページからの3款衛生費でございますが、まず15ページの1項4目障害者自立支援費に平成25年度の国庫負担金の返還金を計上しており、5目老人福祉施設費におきまして、神室荘の景観に向けた環境整備に係る経費3,262万6,000円を盛り込んでおります。

2項1目児童福祉総務費に県事業分の拡充に加えて、市事業の拡充による子育て支援医療給付事業費1,348万9,000円の増額を盛り込んでおります。

これは、県が7月から外来診療分について、支援対象を小学校3年生まで拡充したところでございますが、新庄市として、子育て世代の支援拡大を図るため、12月診療分から対象を中学校3年生まで、入院・外来診療分を問わずに給付対象としまして、あわせて一部負担金についても廃止することによる予算措置でございます。

16ページの3目保育所費におきましては、国の保育緊急確保事業を踏まえた保育所の人的支援として、嘱託保育士等の増員経費を盛り込んでおります。

17ページ、4款衛生費1項2目予防費につきましては、本年10月より定期接種化となります水痘ワクチン予防接種に必要な経費として、1,080万7,000円を増額計上したほか、再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金は、利用者の増加に対応し増額計上しております。

18ページからの6款農林水産業費でございますが、1項5目農地費におきまして、県事業の拡充に伴う堤沢ため池等整備事業負担金を増額計上したほか、農地・水保全管理支払交付金制度が今年度から多面的機能支払交付金制度に振りかわったことにより、従前の交付金を全額減額しまして、多面的機能支払交付金として4,817万8,000円を新たに計上しております。

20ページの7款商工費につきましては、1項2目商工振興費に新庄まつりの商標登録を行うための手数料23万7,000円を計上するとともに、

商店街街路灯のLED化を支援するための経費1,191万8,000円を計上しており、中核工業団地に進出する企業に対する産業立地促進資金融資制度貸付に係る経費8,666万6,000円も計上しております。

また、4目企業融資金におきましては、市民の新規雇用を促進するための企業立地等雇用促進奨励金200万円を新たに計上しております。

21ページからの8款土木費につきましては、2項2目道路維持費、22ページ以下の公園費、住宅管理費、除排雪経費におきまして、さきの豪雪や老朽化等に伴います修繕が必要になった道路、側溝等につきまして修繕料を計上するとともに、6項1目除排雪費におきましては、当初予算で計上しておりました除排雪車の借り上げ料につきまして、4月にせざるを得なかった経費を補填するための増額経費を行っております。

また、6項2目雪総合対策費におきましては、冬期間の流雪溝の水上がりが課題となっております箇所への水上がり解消に向けた経費の増額補正を行ったところでございます。

23ページの9款消防費につきましては、消防団員等の公務災害補償等共済基金の助成制度を活用しまして、消防団員の防じん眼鏡を整備するための経費を計上したほか、公益消防無線のデジタル化に対応したサイレンの改修に係る経費を計上しております。

次に、24ページ、10款教育費でございますが、3目教育指導費におきまして、県の委託によりいじめ問題の撲滅に向けたいじめ対策等生活指導推進事業に係る経費を計上しているほか、4目私立学校振興費におきまして、多子世帯の保護者等負担軽減の拡充に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の増額を計上しております。

また、2項及び3項の小中学校費におきましては、老朽化した屋根や内壁の改修、学校設備の修繕など、子供たちが安全で快適な充実した

学校生活を過ごすことのできる環境の拡充に向けた経費を盛り込んだほか、中学校費では、明倫中学校の再生可能エネルギー設備の導入に向けた設計業務に係る経費を盛り込んでおります。

26ページからの4項社会教育費につきましては、27ページの8目ふるさと歴史センター費の管理事業費におきまして、名誉市民近岡善次郎記念室への有機EL照明導入に係る経費を計上しております。続くセンター事業費には、今秋の行啓に対応する経費を盛り込んでおります。

12目体育施設費におきましては、テニスコートの改修に係る工事請負費から備品購入費に切りかえる予算の補正を計上しております。このほか、社会教育施設の全般において老朽化等による各施設の修繕等の費用を盛り込んでおります。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

特別会計全般におきましても、4月の人事異動に伴う職員給与費を補正しております。

29ページをごらんください。

議案第65号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの3,913万円を追加しまして、補正後の予算総額を41億8,772万5,000円とするものでございます。

33ページをごらんください。

歳入は、前期高齢者交付金の減額と前年度繰越金の増額を計上しております。続く34ページからの歳出におきましては、3款の後期高齢者支援金の減額及び下段の9款にございます国民健康保険給付基金積立金の増額を計上し、11款には25年度の事業実績に基づく県への返還金を計上しております。

37ページ、議案第66号交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出のおおの168万2,000円を追加しまして、補正後の予算総額を844万9,000円とするものでござ

います。

40ページに歳入歳出がございますが、今年度に入り、交通事故による犠牲者がお二人となったことに伴いまして、共済見舞金の増額と、これを基金からの繰入金で対応する補正としております。

41ページ、議案第67号公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出のおおの5,239万1,000円を減額し、補正後の予算総額を13億9,752万1,000円とするものでございます。

45ページの負債におきまして、国の社会資本制度総合交付金等公共下水道事業債の減額、分担金や一般会計繰入金を増額を計上しており、46ページの歳出につきましては、老朽化に伴う施設の修繕、それと消費税納税に係る経費の増額及び先ほど申しました社会福祉資本総合交付金の確定に伴います建設事業費の減額を計上しております。

49ページをごらんください。

議案第68号農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出のおおの253万7,000円を追加しまして、補正後の予算総額を8,549万2,000円とするものでございます。

52ページ掲載の歳入歳出におきましては、老朽化に伴う施設修繕の増加とこれに伴う一般会計からの繰入金を増額補正しております。

53ページ、議案第69号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの8万3,000円を追加しまして、補正後の予算総額を3,905万3,000円とするものでございます。

56ページの補正内容につきましても、施設の修繕の増額とこれに伴う一般会計からの繰入金への対応という補正内容になっております。

最後に57ページ、議案第70号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの8,802万9,000円を追加しまして、

補正後の予算総額を34億2,774万1,000円とする  
ものでございます。

61ページ、歳入の下段に前年度繰越金を計上  
しております。

62ページからの歳出におきましては、5款基  
金積立金の給付費準備基金積立金の増額、それ  
と7款諸支出金で国庫等への返還金の増額補正  
を組んでおります。

これで一般会計、特別会計の補正予算案の説  
明を終わります。

御審議いただき御可決賜りますようよろしく  
お願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** ただいまから1時まで休憩いたし  
ます。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

**高橋 弘上下水道課長** 議案第71号平成26年度新  
庄市水道事業会計補正予算(第1号)について  
御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書1ページをお  
開き願います。

最初に第2条におきまして、予算第3条に定  
めた収益的収入及び支出のうち収入に係る第1  
款水道事業収益及び第2項営業外収益にそれぞ  
れ補正予定額70万7,000円を追加し、水道事業  
収益を11億7,002万5,000円に、営業外収益を1  
億9,133万6,000円にしようとするものでござ  
います。

その内容ですが、人事異動等に伴い繰り出し  
基準に基づき、児童手当に要する経費を一般会  
計からの繰入していただくものでございます。

続きまして、支出の第1款水道事業費用に補  
正予定額442万3,000円を追加し、11億3,553万

5,000円とし、第1項営業費用を421万2,000円  
増の10億1,148万5,000円に、第2項営業外費用  
を21万1,000円増の1億1,461万9,000円にしよ  
うとするものでございます。

その内容ですが、第1項営業費用の増額は人  
事異動等に伴い職員給与費を増額するものでご  
ざいます。第2項営業外費用の増額は、消費税  
が確定したことに伴い平成25年度分消費税納税  
額を増額するものでございます。

2ページをお開き願います。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資  
本的支出に係る第1款資本的支出及び第1項建  
設改良費にそれぞれ補正予定額2,983万8,000円  
を追加し、資本的支出を7億9,785万円に、建  
設改良費を5億9,120万9,000円にしようとする  
ものでございます。

その内容ですが、人事異動等に伴う職員給与  
費の減額及び上水道施設監視制御設備更新工事  
において、前波配水池の計器操作盤及び一本柳  
圧力調整弁操作盤の更新を行う必要が生じたた  
め、本工事との関連が大きいことから工事請負  
費を増額するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足  
する額6億4,110万円は過年度損益勘定留保資  
金等で補填しようとするものでございます。

続きまして、第4条におきまして、予算第6  
条に定めた議会の議決を経なければ流用できな  
い経費である職員給与費に補正予定額447万円  
を追加し、5,609万2,000円に改めようとするも  
のでございます。

第5条におきましては、予算第7条に定めた  
他会計からの補助金である一般会計からの補助  
を受ける金額に補正予定額70万7,000円を追加  
し、5,375万4,000円に改めようとするものでご  
ざいます。

なお、3ページ以降に実施計画書を添付して  
おりますので、御参照賜りますようお願い申し  
上げます。

以上で平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を終わらせていただきます。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算8件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第71号までの補正予算8件については、委員会への付託を省略し、9月22日、定例会最終日の本会議で審査をいたします。

した。

あす9月10日水曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時15分 散会

### 日程第35議員派遣について

**小嶋富弥議長** 日程第35議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり、議会報研修委員6名を山形県市議会議長会主催の議会報研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報研修委員6名を派遣することに決しました。

散 会

**小嶋富弥議長** 以上で本日の日程を終了いたします

平成26年9月定例会会議録（第2号）

平成26年9月10日 水曜日 午前10時00分開議  
 議長 小嶋 富 弥                      副議長 小 野 周 一

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	下山准一	議員	16番	新田道尋	議員
18番	森儀一	議員			

欠席議員（1名）

17番 山口吉静 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治

監査委員 高山孝治

監事 佐藤正寿

選挙管理委員会 矢作勝彦

選挙管理委員会 小松孝

農業委員会 浅沼玲子

### 事務局出席者職氏名

局長 高木勉  
主査 川又秀昭

総務主査 三原恵  
主査 沼澤和也

### 議事日程（第2号）

平成26年9月10日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番 高橋富美子 議員

2番 伊藤操 議員

3番 小関淳 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成26年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	高 橋 富美子	1. 消費者教育の充実について 2. 子どものインターネットの利用について 3. 健康マイレージについて 4. 子育て支援の充実について 5. 命を守るために	市 長 教育委員長
2	伊 藤 操	1. 介護予防・日常生活支援総合事業について 2. 介護ボランティアの育成について 3. 地域包括ケアについて	市 長
3	小 関 淳	1. 新庄まつりの環境整備について 2. 教師の負担軽減による教育の充実について 3. 中心市街地再生について	市 長 教育委員長
4	山 口 吉 静	1. ふるさと納税について 2. 市営学習塾について 3. 空き家問題について 4. 市内商業地域の電線地中化について	市 長 教育委員長



## 開 議

**小嶋富弥議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名であります。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席願が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**小嶋富弥議長** 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は7名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含め1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

### 高橋富美子議員の質問

**小嶋富弥議長** それでは、最初に高橋富美子君。

（3番高橋富美子議員登壇）（拍手）

**3 番（高橋富美子議員）** おはようございます。

9月定例会最初の一般質問をさせていただきます。

市民・公明クラブの高橋富美子です。

質問に先立ちまして、さきの広島での土砂災害により犠牲になられた皆様に心より御冥福を

お祈りいたします。

また、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本市においても、いついかなるとき、このような災害が起こるかわかりません。防災に向けた取り組みをさらに強くしていかなければならないと感じたところであります。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

1点目に、消費者教育の充実についてお伺いいたします。

ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子供や若者が一人の消費者として安全に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが課題となっています。

本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によると、13年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、さらに65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多く、そのほか未成年に関する相談件数が2010年度以降毎年度約2倍ペースで増加していることも問題となっているようです。

最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといったことが数多く寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状です。私たちの周りでも、高齢者の方が話に乗せられて必要もない高額な寝具を購入してしまったり、教育用品を契約させられそうになったりと、さまざまなケースがあります。

このようなことから、トラブルを未然に防ぐため、本市においても消費者教育の充実積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、子供のインターネットの利用につ

いてお伺いいたします。

「どう向き合う子供のネット依存」、これはある番組で取り上げられたテーマです。中高生にとって今やスマホやタブレット端末は生活の一部、SNS、動画サイト、オンラインゲームなど、子供たちにとっては連絡手段や勉強ツールとしてもはや欠かせないものになっております。一方で、ネットの世界のやりとりで夢中になり、ネット依存に陥る子供がふえているとのこと。一日の利用時間が12時間を超えるようなネット依存の重症者は昼夜逆転の生活となり、通学や日常生活に支障を来したり、ひきこもりになってしまうケースや、ひどい場合は健康面で栄養失調、視力低下、骨粗しょう症、静脈血栓塞栓症などを起こし、体がむしばまれて韓国では死亡事故も起きており、社会問題化しているとのこと。

厚生労働省研究班の調査報告書によりますと、健康や生活に支障を来すネット依存の中学生、高校生が推計51万8,000人に上るとの発表がありました。ネット依存はたった1カ月で重症化することもあるそうですから、一刻も早い対策が必要であり、何より早期発見が重要です。遅刻、欠席を繰り返したり、無気力だったり日常生活で発する依存のサインを見逃さないことが大事であることを、保護者や教師へもしっかりと啓発し、子供たちにもその怖さをしっかりと認識させることが重要であると思います。子供のインターネット依存に対する本市の状況と対応についてお伺いいたします。

3点目に、健康マイレージについてお伺いいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典が利用できる「健康マイレージ」の取り組みがあります。この事業は、市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費、介護費の抑制のほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづ

くりや人づくりにつないでいくことが期待できる施策であると考えます。市民の健康意識の高揚と健診の受診率向上のため、健康マイレージを導入してはどうかお伺いいたします。

4点目に、子育て支援の充実についてお伺いいたします。

初めに、子育て応援メールの配信についてお伺いいたします。

複雑化する乳幼児の定期予防接種のスケジュール等を接種予防日が近づいたら、メールでお知らせする事業を行ってはどうかお伺いいたします。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児の保護者を対象に健康管理、食事等のアドバイス、子育てサービス等の情報をメールマガジンとして配信してはどうかお伺いいたします。

続きまして、ファミリーサポートセンターの設置についてお伺いいたします。

「子ども・子育て支援新制度」が明年4月にスタート予定です。新制度によると、全ての子育て家庭のために地域の子育て支援も利用しやすく変わるとあります。既存の支援を補うと期待されるファミリーサポートセンターを、わらすこ広場に設置し利用者の拡大を図るべきと考えますがお伺いいたします。

5点目は、命を守るために。AEDのコンビニ設置と講習会の充実についてお伺いいたします。

小中学校を初め多くの公共施設にはAEDが設置されておりますが、夜間や休日には使用できない場合があります。AEDの普及をより一層進めるため、市内のコンビニエンスストアにAED設置を検討してはどうか。公明党は全国でAEDの普及を推進してきました。AEDは心臓の心室がけいれんを起こし体に血液を送り出せなくなった状態を電気ショックにより心臓の動きを正常に戻す装置です。従来は医療従事

者のみに使用が認められていましたが、2003年に救急救命士に使用が拡大され、2004年7月には一般市民にも使用が認められ、ことしで10年が経過しました。厚生労働省の研究班のまとめによると、普及台数は45万台を超えているとありました。消防庁は一般市民が心肺停止状態の人を発見し、その場でAEDを使用した場合の生存率は、未使用の場合よりも約4.4倍も高いとしています。ところが、全国的に市民によるAEDの使用率は平成12年度で3.7%と使い方がわからない人も多く、フル活用されていない。台数はふえても10年前と変わらない状況だといえます。また、現場に居合わせても不安などから使用をためらっているケースもあると指摘されています。このようなことから、これまで以上にAEDの使用法を学ぶ講習会の充実、また市民への普及啓発に取り組むべきと考えますが、本市の状況をお伺いいたします。

最後に、食物アレルギーの対応についてお伺いいたします。食物アレルギー反応で重篤な症状があらわれた際、アナフィラキシーショックを和らげるためにエピペンがあります。自己注射薬ではありますが、どんな状況にあっても対応できるようにエピペン使用の講習会を実施すべきと考えますが、その点いかがでしょうか。また、食物アレルギー対応のマニュアル策定は検討されたのかをお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、高橋市議の御質問にお答えいたします。

質問初めに、広島の悲惨な土砂災害等のお話がありましたが、きょうは北海道白老町で1時間に110ミリ、120ミリ、110ミリという猛烈な雨が降っているというようなことで、本当に自

然の猛威が不規則に変化しているというふうに思っております。

それでは、初めの消費者教育の充実についての御質問であります。消費者教育の推進につきましては、消費者教育を総合的・一般的に推進することを目指して、平成24年12月に消費者教育推進に関する法律が施行されたことは承知のとおりであります。その基本方針が平成25年の閣議決定で示され、背景には近年高度情報化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化したことに伴い、消費生活の被害やトラブルも多様化・複雑化してきたことがあります。高齢者を狙った巧妙な詐欺的なものを初めとし、各年代共通にインターネット通販、オンラインゲーム、SNSソーシャル・ネットワークキング・サービス、ワンクリック請求などによるネット関連の被害が増加してきており、新聞、ニュースなどにおいて報道されることとなっております。また、被害防止と対策の関連記事も多く目にするようになりました。

このように消費者教育は、子供から高齢者までのそれぞれのライフステージに合った内容で実施推進されなければならない時代となっております。

御意見のとおり、子供や若者が一人の消費者として安全に行動できるよう、早期からの消費者教育はこれから社会で生きていく力を養う上でも重要なものであります。子供にはそれぞれの家庭で教育と保護を実施してもらいながら、学校教育現場においては時期に応じた学習計画による消費者教育が実施されております。家庭科や社会、公民などの小中学校の授業では、健全な消費生活を送るための基礎知識に加え、ネットやカード社会の落とし穴やトラブルの危険性が教えられています。また、ふだんの授業学習のほかに警察が主催する講演会などが実施され、より印象的で実感的に学習できる機会になっていると聞いております。

本市の消費者行政におきましては、大人や高齢者に対する啓発活動、消費生活に関する出前講座などの実施、消費生活相談員による相談対応などにより消費者被害の未然防止を図っております。今後も引き続き、学校、警察、県、消費生活団体など関係機関と連携し、あらゆる機会を活用して消費者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

子供のインターネットの利用につきましては、教育長のほうから答弁させますのでよろしくお願ひします。

次に、健康マイレージについてであります。健康マイレージとは市主催の健康教室や講座、イベントに参加してポイントを集めて応募し、ためたポイントで健康グッズや記念品がもらえるなどの施策の一つであります。

市民が健康づくりに興味を持っていただくきっかけづくりという点では期待できる制度ではないかと考えております。健康づくりは個人で維持改善することではありますが、地域単位での取り組みも重要と考え、市では昨年度から地域住民の健康づくりをテーマに地域リーダー講座を開催しております。参加者みずから健康づくりを推進する上での課題を出し合い、その解決策や具体的な地域活動計画を作成するなど、来年以降の取り組みを視野にいった講座となっております。

今年度は健康づくりのモデルケースとして、末広町地区で毎月健康教室を開催しております。高齢者を対象とした取り組みを中心に地域のリーダーの方々と連携し、参加者の家族、友人、地域への健康づくりの輪を広げていくのが狙いであり、今後こうした取り組みを他の地域へ拡大させ、健康寿命の延伸と地域の活性化を目指してまいります。個人への支援ツールとされる健康マイレージについては、取り組みをしている自治体の成果などを情報収集し、さらに庁内関係各課の連携を図り考えてまいりたい

と思っております。

次に、子育て支援の充実についてであります。各市町村等がホームページなどを利用し各種行政サービスの情報提供を行うことが一般化しておりますが、さらに進展する今日の情報社会においてはフェイスブックやツイッターなどに代表されるソーシャル・ネットワーク・サービスの利用者が急増するなど、個人が求める情報入手の方法がより多様化しております。SNSは、利用者同士のつながりを促進サポートするコミュニティー型ウェブサイトの総称ですが、その高い利便性とスマートフォンなどの携帯型情報端末の急速な普及を背景に、特に子育て世代を含む若年層の数多くの方がコミュニケーションツールとしての利用だけでなく情報収集ツールとして活用、利用しているものと思われまます。

御質問のありました子育て支援情報等のメール配信につきましては、今後の情報通信技術の高度化を見据え、電子メールによる方式にこだわらず情報の拡散性というSNSの特性を活用した方法と、より効果的に情報提供できるよう情報媒体の複数化も視野に入れ、子育て支援情報を提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポートセンターの設置についてであります。今年度までのファミリーサポートセンター事業については、国の補助事業という位置づけになっておりますが、国では子ども・子育て支援新制度を整備するに当たり、児童福祉法の改正によって子育て援助活動支援事業と法定化し、あわせて子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業の一事業であることを明記しました。しかしながら、法定化後の事業の内容は現在検討中とのことで、その詳細はいまだ国から示されていない現状であります。

また、現在新庄市では子育て支援団体が新

庄・最上地域を対象にファミリーサポートセンター事業を展開しております。今後とも支援団体との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、AEDについてお答えさせていただきます。御承知のように、突然倒れたとき救急車が到着するまでの数分間の救命措置に欠かせないのがAEDと言われております。市ではホームページでAEDは誰にでも簡単に操作できることの啓蒙とあわせ、AEDの設置と登録を呼びかけており、現在市内には民間事業所も含め74カ所が登録されております。多様な施設にAEDを設置するのは、人々が集まる環境で起きる事案の救命措置に活用するもので、設置場所から外部へ持ち出しての使用は想定しておりません。

御質問にあるように夜間や施設の休館日には使用できませんが、AEDが設置された施設の近隣住民でも救急車の要請を行うのが通常の手段となっております。民間の事業所については、維持管理も含めて自発的に設置していただくようこれまでどおりお願いをしております。AEDの講習会については、消防本部によれば最上地域全体で住民への啓発として42回の講習会を数え、さらにAEDの指導者養成のための講習会も32回の開催となっております。来月の健康福祉まつりにおきましても、市民への啓発の場として消防本部よりAED講習をしていただく予定となっております。今後ともさまざまな機会を捉え普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

最後に、食物アレルギーについてですが、御指摘のとおり近年学校給食による食物アレルギーに関して報道などで死亡事例が報告されるなど痛ましい事故が起きております。

御質問にあるエピペン使用も含めた食物アレルギーについての講習会の実施についてですが、昨年度は食物アレルギーとその対応と

題しまして、専門医師を講師に迎え講演会を開催しております。医師、看護師のほか、養護教諭などの学校関係者も含め76名が参加しております。また、保育担当部門や保健担当部門などそれぞれの分野でも研修する機会を得ております。

研修では、アレルギーを引き起こす可能性のある子供に関する情報共有を図り、症状が出たときにエピペンといわれるアドレナリンの自己注射薬を迷わず使用することの大切さや、その後の緊急搬送について一連の流れをシミュレーションすることができる内容でありました。今後もこのような研修の機会を持ち、的確な判断と対応ができるように取り組んでまいりたいと思います。

食物アレルギーの対応マニュアルにつきましては、既に昨年6月に各小中学校で策定されており運用されているところでございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**小嶋富弥議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、私のほうから子供のインターネット依存に対する本市の状況と対応についてお答え申し上げます。

平成26年3月に内閣府がまとめた平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査によれば、小学生のスマートフォンの所有率は36.6%、中学生の所有率は51.9%であり、また携帯電話・スマートフォンでインターネットを利用している青少年、10歳から17歳でありますけれども、そのうち約4割が2時間以上インターネットを利用しており、その平均時間は約107分という結果があります。

市内の小中学生においても、スマートフォンやタブレット等を利用してLINE等の無料アプリや動画、オンラインゲームを行っている児童生徒は年々増加しております。また、それらの端末を利用した情報交換をきっかけに児童生

徒間同士のトラブルも生じております。それを受け、市の小中学校生徒指導主任主事会では毎年携帯電話、インターネット調査を小学校5年生から中学校3年生までを対象に実施してきました。昨年度の調査では、小学校5、6年生で携帯電話やスマートフォンを持っていると答えた子供は114名、中学生は354名でした。割合としては小学生の約20%、中学生の約30%が個人用の携帯電話等を持っていることとなります。また、この調査を実施して明らかになったことは、現在携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの情報端末の利用以外にゲーム機や携帯音楽プレーヤーを端末としたインターネットに接続している子供の数がふえていることです。これらの子供を含めると、インターネットに接続する機器を持っている子供の割合は、小学校5、6年生では72%、中学生では76%になります。ネット依存と認められる小中学生についての報告はありませんが、現在はそのようなネット依存の子供を生まないような予防的な取り組みに力を入れております。

例えば、市の校長会議で各学校の実態に応じてインターネット利用を含めた情報モラルへの具体的な取り組みをお願いしています。各小中学校においては、外部講師を招いての保護者への啓発活動に加え、今年度からは生徒会を中心に生徒自身の手でネット端末を利用するルールづくりに取り組み始めました。また、市の生徒指導主任主事会議において、ネットモラルの研修会を開催し各学校での指導に役立ててもらいました。さらに、最上地区中高校長会の呼びかけで、テレビの視聴時間やゲーム、携帯電話、メール等の使用を減らすことを目的としたセーブメディアデーを7月7日に実施し、最上地区全体としても児童生徒の家庭への協力で行っております。

これらは、これまでの教科で指導してきたネットモラルの授業と並行して行うことにより効

果を上げるものと考えます。しかし、小中学生におけるインターネットの主な使用が学校を離れた家庭生活の中であることから、これまで以上に保護者に対して家庭でのルールづくりや管理について危機意識を高める啓発活動を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

**3 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。  
**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

1点目に、消費者教育の充実について再度質問させていただきます。悪徳商法とか架空請求、また電話での勧誘とか、本当に気をつけているけれどもひっかかってしまう。先ほどもありましたけれども、だまされないことが第一だとは思いますが、高齢者の方に対する指導など公民館等とかでも行われているようですが、その点詳しく取り組みの内容を具体的に教えていただきたいと思っております。

**月野節子市民課長** 議長、月野節子。

**小嶋富弥議長** 市民課長月野節子君。

**月野節子市民課長** ただいまの質問にお答えいたします。市民課長の月野です。

具体的にということ、主に高齢者に対しての活動ということで新庄市のほうで出前講座ということで、公民館とか老人クラブとかあと社会教育施設の社協関係の関係団体に対して警察と協力しながら出前講座というところに対応している状態です。あと、相談室に消費者相談センターというのが昨年から設置されて、消費者相談ということで資格のある相談員が不審な電話とか、あとこういうことがあったということで相談を受けて防止策に協力しているという対応でやっております。以上でございます。

**3 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。  
**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** それでは、わかる範囲で結構ですので、その相談に来られた方、悪徳商法とか架空請求でそういう被害に遭われそうになった方、何件ぐらいありましたでしょうか。お伺いいたします。

**月野節子市民課長** 議長、月野節子。

**小嶋富弥議長** 市民課長月野節子君。

**月野節子市民課長** 少々お待ちになってください。

**小嶋富弥議長** 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

**月野節子市民課長** 議長、月野節子。

**小嶋富弥議長** 市民課長月野節子君。

**月野節子市民課長** ただいまのご質問にお答えいたします。

消費生活推進事業におきまして、市民等から寄せられる消費生活相談は、昨年度220件ほどございました。あと、消費生活講座の開催で8回でございます。あと、新庄市消費者の会の運営委員会の開催回数は8回でございます。以上です。

**3 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** 220件ということは、本当にすごい数だなと感じたところです。これからも本当に徹底して啓発に進めてもらいたいなと思いました。あと、授業の中でも消費者教育がなされていると伺いました。小中学校での取り組みの内容についても外部の方を講師として呼ばれて開催されているのかどうか、その辺について再度お伺いしたいと思います。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**小嶋富弥議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 小中学校の授業に対する消費者教育等の取り組みについてという御質

問と承りましたが、小学校につきましては家庭科の中で賢い消費者になるということで購入と暮らしという授業がございまして、その中で計画をしてお金を使うことの大切さなどを学んでいるところでございます。それから、中学生になりますと同じく家庭科の分野で、より一歩進んだ消費者の学習ということで、カードへのトラブルとか、クーリングオフとかそういうふうな消費者の学習について実践的な学習を行うことと、社会の公民におきまして中学校第3学年では知識的な消費者の気をつけること等学習をするような形で、小中あわせて学習を行っておりますが、やはり大事なことにしましては学校だけではなかなか十分ではないということで、ぜひ家庭との連携をとっていただきながら家庭の啓蒙もあわせて行っているところでございます。

**3 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** 今ありましたように、本当に家庭での話し合いって本当に必要だと感じておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

2012年に施行された消費者教育に関する法律で、市町村の努力義務とされているこの消費者教育の推進計画の策定を初め、消費者教育の充実に向けてさらなる取り組みをよろしくお願ひいたします。

それでは次に、ネット依存について再質問させていただきます。今、実態調査をされているということをお伺いまして安心したというか、この数についても小学校については114名、中学校については354名、携帯とかスマホを持っている方がいるということで、本当に20%、30%ということで全国とかに比べても多いのではないかなと感じたところでした。でもそれにも増していろいろ校長会の中とか、さまざまな分野で本当にルールづくりとか生徒指導

の話とかをされているということで安心はしたところでは。セーブメディアデー、携帯を使わないというんでしょうかね、そういう日を設けたという話も聞きまして、本当にいいことだなと思いました。

今、小学校の低学年でも本当にタブレットとか自由に操作をして、私たちよりも本当に素早くやっているのを目にします。もちろん子供さんそうですけれども、その親御さん、またそのおばあちゃんおじいちゃんの世代も今スマホやタブレットとかを使っております。ある家庭に行ったときに、一家の中でみんなが食事終わった後、ばらばらにそのタブレットとかスマホに向かっている姿を見たときに、何か不安を感じたというか、これから先家庭っていかどうなっていくんだろうなという思いがちょっとしました。本当に人と人とかかわり、そういうのが本当に希薄になっていくようで不安でなりません。その点、もう一度どういった対応策が必要なのかお願いしたいと思います。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**小嶋富弥** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 インターネットの利用についての対応という御質問と受けとめました。先ほども教育長の答弁にありましたように各小中学校につきましては児童生徒、保護者を対象としました研修会を実施しまして、インターネットのよさと陰についての部分については、しっかりと指導をしております。また、各小中学校の授業の中でもインターネット等を使いまし、ての調べ学習等を行っておりますので、その授業に入る前には必ず担任が使用の決まり等や使っているサイト等については子供たちに指導して、安全面等も含めまして指導を行っているところでは。

あと先ほどお話ありましたように、子供の遊びの中にやはりインターネット等の機器を持ち込んで遊んでいるということにつきましては、

市内の小学校中学校の生徒の中でも現状ございます。子供たちがゲーム機を持って友達の家遊びに行き、ゲーム機でただ遊んでいるという実態も聞いておりますので、学校教育の中ではぜひ豊かな人間関係づくりに一層力を入れて、ゲーム機に頼らない活動の楽しさとか、子供と肌と肌との触れ合いの中で学ぶ楽しさ等もいろんな教育活動の中から教えていくことを大事にして取り組んでいるところでございます。

**3 番 (高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**小嶋富弥** 議長 高橋富美子君。

**3 番 (高橋富美子議員)** ありがとうございます。

続きまして、応援メールの配信について再度質問させていただきます。先ほどもありましたけれども、本当に子供ももちろんですけれども、本当に今も話にありましておりメールまたはLINEによっていろいろな情報を共有できる時代であります。若いお母さんたちと話したときに、やっぱり予防接種スケジュールがすごくいろんな接種があつて本当にわかりづらいというような声があつたものですから、こう提言させていただいたのですが、やっぱりこれから本当にこういう時代でもありますので、メールの配信をぜひお願いしたいと思います。

次に情報の共有ということで、子育てのニーズ調査の中にも情報発信の改善さを求める声が多数あつたような気がします。その点メールマガジンももちろんですけれども、その他に対策とか共有をどのようにされているかお尋ねしたいと思います。

**板垣秀男** 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

**小嶋富弥** 議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男** 子育て推進課長兼福祉事務所長 いわゆる情報発信の方法というようなことでの御発言かと思つています。お答えさせていただきます。



御発言の中にメール配信、いわゆるメールマガジンというふうなことで御質問をいただいておりますが、なかなかメールマガジンというのが特殊型の配信なものですから、人によっては利用しない方も結構いらっしゃるよう聞いております。今現在新庄市、私どものほうで考えてございますのが、やはりソーシャル・ネットワークワーキング・サービス、SNSですね、そちらを利用した情報発信というようなことで考えたいなというふうに考えてございます。

特に、20代から30代の若い子育て世代、そのお母様方につきましては情報源としてSNSを利用している方が非常に多くいらっしゃるようです。この世代におきましては、市報ですとかお知らせ版、そういった紙媒体のものよりも電子媒体の情報に非常になじんでいらっしゃるというようなことがあります。これに対応するために子育て支援センター、例えばなんです、それを基地としましてSNSの一つでありますフェイスブック等を活用した情報発信を今考えているところであります。例えばですが、子育て相談、それから講座、わらすこ広場のイベント、そういったもの、さらには子育てサークルの活動状況、そういったものをまず中心に発信できればなというふうに思います。また、子育ての最中のママの情報交換の場、そういったところでも活用いただけるのではないかとこのように考えております。

あわせて、健康情報ですとか食育、そういった情報についても直接個人的な部分の情報発信というのはできないわけなんですけれども、それに類した情報の提供というのはできるのかなというふうに考えてございます。

また、これによりまして子育て支援センター、その認知度、そういったものもアップすることになるかと思っておりますし、例えば子育ての悩みなどの相談、それから仲間づくり、そういったところにも役に立つのではないかとこの

ように考えてございます。

こういったことを利用しまして、特に必要な情報に確実にたどり着ける仕組み、それからわかりやすい情報発信、あとは情報提供の仕方、そういったところをこれから考えてまいりたいというふうに考えてございます。

**3 番（高橋富美子議員） 議長。**

**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** 本当に支援センターにSNSを必要としたそういうあれがあれば、本当に皆さん利用できるんじゃないかなと思われました。よろしくお願ひします。

それでは、AEDのコンビニ設置と講習会の充実について再度質問をさせていただきます。講習会については、42回されたということありました。これは市民向けというか、もちろんあれだと思うんですけども、講習会について新庄市の職員の方に対する講習はどのようにされているんでしょうか、お伺ひします。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** AEDに関する市職員の講習についてという御質問でございます。

昨年の1月に全課職員を対象にいたしまして、一度午後半日を使いまして4交代、大体1サイクル30分、40分くらいになるかと思っておりますけれども、それを行いまして職員26名の参加をいただいております。その際には、消防署のほうから講師をお招きしまして実際にそのAEDの機器を使いまして講習してございます。

それからもう1点は、今年度行いましたが最上地域市町村新規採用職員研修というものがございまして。その中で最上郡内の新規採用職員についても同じように講習を行ってございます。AEDの重要性または操作性につきましては、最近誤解があったりというようなことで新聞報道等されてございます。そうした中でもございまして、定期的な今後ともAEDに関する研

修については取り組んでまいりたいというふう  
に考えてございます。

**3 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** 昨年度は市の職員の方  
が26名講習されたということですが、職員の方  
はまだまだいらっしやると思います。今後の計  
画とか教えていただきたいといます。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 今年度の研修計画につきまし  
ては、もう既に終了しまして今その今年度の研  
修計画に従ってやっているわけでございますので、  
来年度どのような研修計画をつくるかこれか  
らでございますので、その中で検討させてい  
ただきたいというふうに思っています。

**3 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

最後に、食物アレルギーの対応について再度  
質問いたします。この学校関係において、中学  
生で新庄市内では1人の方が重篤な生徒さんが  
いらっしやると聞きましたが、そのほかでもア  
レルギーを持つ人ならば誰でも起こりやすい例  
として、起こっても防ぎ切れないこのアナフィ  
ラキシーショックというのがあると聞いたとこ  
ろです。とにかく知識を持って対処の仕方を知  
っていくことが大事だと何度も話されているわ  
けです。先ほども講習会の実施とかあったよう  
なんですけれども、実際にこのエピペンの練習  
用のエピペンがあるんですけれども、実際にそ  
れを使用して講習会とかされたんでしょうか。  
お願いします。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**小嶋富弥議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 昨年度山形県で行いま  
したアナフィラキシーショックの講習会につき

ましては、実際にエピペンを使用しての講習会  
ということで、実技指導も入っているというふう  
に把握しております。ただ、参加者が県下全  
員の養教になりますので、一人一人がエピペ  
ンを打つということについてはできませんでしたが、  
その資料を持ち寄って各学校では周知を図  
ったということでございます。今の市議のおっ  
しゃりました市内中学生のアナフィラキシーシ  
ョックの対応については、当該校におきまして  
は練習用のエピペンを常時置いておきまして定  
期的な練習を行いまして不測の事態に備えてい  
るところでございます。

**3 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**小嶋富弥議長** 高橋富美子君。

**3 番（高橋富美子議員）** 本当に前に東京での  
事故があった後に学校関係では本当に手厚くそ  
ういうさまざまな講習をされたりとか、本当に  
緩和に向けて対処がなされているようなので安  
心しております。本当に緊急時の対応として事  
故防止をしても事故は起き得るものという  
考え方を共有し、緊急時には特定の教職員だけ  
でなく誰もがエピペンの使用を含めた対応がで  
きるように日ごろからの学校全体での取り組み  
がなお一層必要であると考えます。

以上をもちまして質問を終わります。ありが  
とうございました。

**小嶋富弥議長** ただいまから10分間休憩いたしま  
す。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

**伊藤 操議員の質問**

小嶋富弥議長 次に、伊藤 操君。

(2番伊藤 操議員登壇)(拍手)

2番(伊藤 操議員) おはようございます。

本会議2番目に質問させていただきます。開成の会の伊藤でございます。

先月広島県におきまして大規模な自然災害が起き、多数の方が犠牲となりました。高橋議員からの言葉と同様に心からのお悔やみを申し上げますとともに、改めて災害への備えの重要性を感じるところです。

本市では、自主防災組織の結成率が2012年の20.9%からこの2年間で37.0%まで向上しております。よい傾向にあることに間違いはありませんが、最上地域全土の83.3%にはまだ届かず、さらなる呼びかけ、取り組みが必要と思えます。

それでは、通告に従いまして主に本市における介護事業に関してのみお伺いいたします。

初めに、介護予防・日常生活支援総合事業についてお伺いいたします。この事業は、平成23年の介護保険法の一部を改正することにより、介護サービスの基盤強化を図ることを目的に創設されました。寝たきり、認知症などの重症化の予防とともに介護認定において要支援と非該当を行き来する高齢者に対する切れ目のないサービスの提供、介護保険に結びつかない円滑なサービスの導入、ボランティアによるこの事業への参加及び活動の場の提供、そして地域の実情に応じたサービスの提供や地域力向上などが従来の地域支援事業との違いとして挙げられます。平成29年までに現在の事業からこの総合事業に完全移行となるというのが国の指針であります。今より2年間の猶予期間がありますが、そのための受け皿の整備、また人材の育成などはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

これにて壇上での質問を終え、次からは自席について行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、伊藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成24年施行の改正介護保険法により要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援等を切れ目なく提供する仕組みとして創設され、平成26年6月に施行された通称医療介護総合確保推進法により、一部事業内容を改変し新しい総合事業として平成27年度から市町村に義務化されることになりました。

御質問にもございますが、事業の受け皿整備等のため一定の時間をかけて事業を開始することができるよう平成29年3月まで実施猶予されておりますが、平成27年度からの第6期介護保険事業計画での位置づけが必要なため、現在新庄市地域包括支援センター等関係機関と議論検討を行っているところであります。

新しい総合事業の受け皿の整備につきましては、要支援者に係る通所介護と訪問介護の対応が主となりますが、基本的には現在ある事業所を介護現場における資源として捉えておりますので、その活用を中心に図っていきたいと考えております。

また、新しい総合事業を実施する際の人材育成の点についてでございますが、国では元気な高齢者を初め地域住民が担い手として参加できる支援を地域の実情に応じたサービスで、高齢者の多様なニーズに答えていくことを推進しております。ヘルパーなどの有資格者の要件はございませんが、要支援者の身体介護を行う場面なども想定されますので、現時点では有資格者人材の活用を中心に実施する方向で考えております。なお、資格を必要としない支援の部分に関しては、今後対象となる事業所などと協議を

進めてまいります。

新しい総合事業は、市町村が主体的にリーダーシップをとりながら実効性のあるシステムに育て上げていかなければなりません。実施までの猶予期間を活用することも視野に入れ、多様なサービスとサービス提供主体の把握、市及び地域包括支援センターの実施体制の確保に努め、できるだけスムーズな移行を図っていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。再度お伺いいたします。

この制度は高齢者、特に要支援と非該当を行き来する高齢者にとりましては、非常にありがたい制度であります。しかし私が心配するのは、その介護をする側の問題です。私も経験があるからわかるのですが、介護保険制度には身体介護にせよ生活支援にせよ、ある一定のここまではしてはいけない、ここの範囲が限度だという線引きがあります。それが切れ目のないサービスという名のもとに、全てがオールクリアというような形になりますと、介護を支援する側にとりまして非常に大きな負担があるのではないかと思います。その辺の線引きというのはどういうふうになっているのかお伺いします。具体的には、要支援の方は介護福祉士、その非該当という方はボランティアというはっきりした線引きがあって行われるのかをお伺いいたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 お答え申し上げます。

新しい総合事業におきまして、議員がおっし

やられるいわゆる訪問介護とか通所介護につきまして、要支援者の方につきましては今現状介護の方と同じような業務内容で身体介護あるいは家事援助などを行っているところであります。今後、国のほうでは特に家事援助を中心として資格を要しない方でもできるというふうな形にしていこうというふうな内容になってございます。ただ、議員がおっしゃるとおり介護現場におきましては、やってはいけない部分というふうなところ、なかなかその介護される側の特性というかそういったものもやっぱり勉強して臨んでいかないとだめだというふうに考えておりますので、まずは2年の猶予期間の間に現状の体制を維持しながら次のステップに行きたいなというふうに思っております。

そのいわゆる資格ヘルパーとかの資格、あるいは介護福祉士、資格がなくてもできるような体制へ持っていくためには、やはりその組織の中での講習とか教育とかというふうなところは必要になってくるかなというふうに思っております。

また、いわゆる要支援認定以外で行き来する、非該当と行き来する方につきましては、分けて考えるというふうなところで今現状のところを考えてございません。行き来する方も含めて支援できるような体制を持っていきたいなというふうに思っております。今後につきましては、今年度の計画作成も含めまして来年度あたりをめどに具体的な体制に持っていききたいなというふうに思っております。以上です。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 市の考えはよくわかりました。この総合事業につきましては、市町村の創意工夫によりまして新しい事業というものを創立することが可能となります。この介護保険にとりましては、福祉の充実はその市町村の特色がとて左右されます。それで、本市にお

きましては新庄市のその課題を解決しながら進めていかれるような、市独自の事業の構想などはこれからあるのでしょうか。今具体的にお聞きするのはちょっと無理かと思いますが、そのグランドデザイン的なものももしあればお伺いしたいと思います。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。**

**小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。**

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 新しい総合事業の中では、今申し上げましたいわゆる訪問介護とか要支援二次予防対象者の訪問介護とか通所介護以外におきましても全体的に地域包括ケアというふうな考えのもとで、いわゆる生活支援の部分とかそれから介護予防、それから生活する暮らしの場につきましても総合的に考えていくというふうなところになってございますので、そういった生活支援とか介護予防のあり方についても総合的にちょっと考えていきたいというふうに考えております。以上です。**

**2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。**

**小嶋富弥議長 伊藤 操君。**

**2 番（伊藤 操議員） はい、なるべく介護者にとりましても介護を支援する側、される側双方に安心して暮らせるような政策を求めます。**

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

介護ボランティアの育成についてお伺いたします。先ほどの質問と非常に似ておりますが、これまで介護予防給付とされていた訪問介護通所介護が総合事業に移行され、新たに一般介護予防事業が加わりました。簡潔に申しますと、介護予防事業への参加対象者が増大するということになります。本市におきましては、高齢者層が厚い割には介護従事者の数が足りないというのが現状です。NPOやボランティアとの協力は欠かせませんが、本市での組織の育成はど

のようになっているのかお伺いたします。

例えばですけれども、傾聴ボランティアや施設への慰問などは頻繁とは決して言えませんけれども、活動としてはよく見えます。生活援助や身体にかかわる日常的な部分を補うボランティアの育成は、今後の高齢者を支える上では必要不可欠となります。高齢者への支援には身体面でも生活面でも知識と技術を必要とする場合も多く、ボランティアの人員の確保だけでは無理があると思います。どのような形で育成をお考えなのかお伺いたします。

**山尾順紀市長 議長、山尾順紀。**

**小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。**

**山尾順紀市長 介護ボランティアの育成方法についてという御質問であります。先ほどの答弁と重なる部分がありますが、新しい総合事業や介護予防事業においてボランティアやNPOの住民主体によるサービスの開発を進めることも視野に入れております。しかしながら、支援対象者に定められたケアプランで提供しなければならない事情もあり、そうした事業運営に参画できるボランティアやNPOを質・量ともに早期に育成することは現状ではかなり難しいというふうに判断しております。といいますのは、非常に知識的なことだけに限らず、多くの高齢者の支援をボランティアでどこまでできるかということが非常に今後検討しなければならないことでもあります。今後におきましては、訪問ボランティアなどありますが、多くのボランティア登録と受け入れ側である事業所をふやして経験、実績を積んだ上で、NPOの組織化が必要であればどのような事業運営が適正か見きわめていきたいというふうに考えております。**

ボランティアと受け入れ側の拡充については、社会福祉協議会と鋭意協議しているところですが、長期的に見て稼働年齢人口の減少により福祉人材の不足も考えられますので、専

専門的知識や技能を必要としない部分における高齢者などのマンパワーに期待したいというふう  
に考えています。

ボランティアのあり方ということが内部の中  
で今後どうするかということは今、盛んに議論  
しているということを御理解いただきたいとい  
うふうに思います。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 育成の難しさはよくわ  
かりました。

それでは、介護の資格があり、例えばヘルパ  
ー2級、3級なり介護福祉士なりの有資格者が  
離職をしたという場合が新庄市にはたくさんあ  
ります。例えばそういう方たちと連携をとって  
ボランティアへの参加を促すという、そういう  
具体的な方法とかは考えたことはないのでは  
うか。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小  
野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野  
茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 国のほう  
で今考えているところは、やはり少子高齢化と  
いうふうなところで、高齢化率が、高齢者人口  
もふえてくる、それから人口は減ってくる、い  
わば稼働年齢層が少なくなってくるというふう  
なところで、資格の必要な部分については資格  
のある方にリードをしていただけてなるべく地  
域住民の方でやって、もう参加をしていただく  
というふうなことを考えているようございま  
す。都市においても、特に2025年問題とかとい  
うふうなことでいろいろ議論されておりますけ  
れども、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上  
になりますとかなりいわゆる介護認定の度合い  
が高くなりますので、そういったところを目指  
してここあと11年ですけれども、体制整備をし  
ていこうというふうなところになっていると思

ます。

それで、先ほど介護ボランティアというふう  
なところの育成というふうなところが主眼にな  
っていると思いますけれども、すぐにはやはり  
活用していけるというふうな現状にはないとい  
うふうに思っております。ボランティアをふや  
していく、いろいろな方をふやしていく、それ  
から受け入れ先もふやしていくというふうな  
ところが必要になってくるのかなというふう  
に思いますので、そういったところを社会福祉協  
議会と今現在協議しているところですが、  
そういったところを目指して今後どういった形  
で介護現場の中で生かしていけるかというふう  
なことを考えてございます。そういったきつ  
かけづくりを特に深めていきたいなというふう  
に考えているところであります。以上です。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** ボランティアの結成に  
ついてはいろいろな課題があると思います。新  
庄市におきましても高齢化が進んでおりまし  
て、それに並行して若年層の人数が減ってき  
ている。こういう状況の中でやはり即戦力とな  
る、そして即結果が出るというような問題  
ではないと思います。10年先を見据えたこ  
れは政策だと思います。その中で、今現在  
やはり高齢化が進んでいるという現状にお  
きまして、市ではこの要支援者に対しては  
ボランティアの数は何人ぐらい必要である  
と考えて、この10年先の政策に向かおう  
としているのか伺いたします。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小  
野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野  
茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 具体的に  
ボランティアを活用して、活用してというの  
はちょっとあれですけれども、協力して  
いただきまして介護現場でやっていくとい  
うふうなこと

につきましては、まずその体制を徐々にやっていくしかないかなというふうに思っております。介護現場の中で受け入れしている方、受け入れしているところがどういったところにニーズがあるか。そしていわゆるボランティアの方がどこまでできるかというふうなところを見きわめない、なかなか難しいのかなというふうに思います。そのため今後予定される人数、ボランティアの必要人数というふうなところになりますと今のところは何人と言えるような状況ではないというふうに思います。以上です。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 厚生労働省のまとめによりますと、要支援の方に対してはボランティアのかかわりが最低3人ぐらいは必要というのがあります。それは身体面であり生活面であり、そして精神面であるということです。これはあくまでも厚生労働省の試算なんですけれども、新庄市におきましても介護の予防に関して要支援の方が重症にならない政策のためには、そのぐらいの人数が必要だということを少し考えていってほしいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

地域包括ケアについてお伺いいたします。この質問は今回で2回目となります。地域包括支援センターがこの事業を行うという前提のもとでお伺いいたします。

高齢になりますと、先ほども申し上げましたとおり心身ともに何かしらの大変な状況があらわれる場合があります、重度の要介護状態になることも多々あるものです。それでも住みなれた地域で暮らすことを望む声が多く、それを支える最もかなめとなるものは地域包括ケアであると認識しております。このケアシステムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域に置かれるのが望ましいとされてお

ます。それは中学校区を単位と想定されております。地域におきまして医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、また認知症高齢者の地域の生活を支える上でも重要と考えられます。地域包括支援センターは、国の試算の一般的には社会福祉士と保健師、介護支援専門員、そして事務を担当する4名で構成されております。本来であれば、1つの中学校区でその地域の実情に合った支援を地域住民や区長、民生委員、町内会役員などと連携の上で築きながら支援していく、そういうものと認識しております。現在本市におきましては、2つ分の人員が1カ所にまとめられて本市の福祉の中核的存在の社会福祉協議会の2階の1室に位置しております。福祉サービスの提供が市の中心部に固まり過ぎの傾向にあり、このままの状況で地域との連携やその地域のニーズの把握や課題の掘り起し、その解決に結びつくのか懸念が残ります。行政が積極的に地域に溶け込んでこそその地域包括ケアと考えます。そしてこれからの本市の高齢化社会を支える上で、大胆な改革が必要なのではないかと思います。

今後本市において地域包括ケアをどのように進めていくのかお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 議員のおっしゃるとおり、地域包括支援センター、近隣にそういうふうな相談体制があるということが望ましいということも私もそういうふうに思っております。字面的に何人に1人がいればいいとか、何千人に1人がいればいいというようなそういうことではないというふうに私も認識しております。現在の地域包括支援センターで全てが解決できるというふうにもまた思っておりません。議論されておりますのは今後の介護のあり方ということ、そのことにつきましては地域全体の課題でもあるということで、視点が要介護者あるいは支援者の

みの問題ではないと。そこにおける地域コミュニティのあり方ということも含めて考えなければならないというふうに思っております。

先ほど10年先を見据えたということですが、団塊の皆さんが65歳、10年たちますと75歳になります。そのころから要支援を受ける方々と、そうしたときにその地域のコミュニティをもう一度再生できるかできないかということが大きな鍵になるというふうに思っています。そういう面では、昨年からはじめました健康を基本にしましたプラザで行っております総合政策課で行っておりますけれども、今回末広町を対象に健康増進のための、健康寿命のためのというようなことを市でしかけているわけですが、そうした広がりをもとに全てが公的に補えるかということになりますと、かなり難しいというふうに判断しています。そのためにボランティアの活用というようなことを国が出てきていると。しかし先ほど申し上げましたように、ボランティアの中身を今相当精査しないと、単に無償なのか、あるいはポイントボランティアなのか、あるいは有償ボランティアなのかというようなこと、それに係る相対的な経費、あと地域コミュニティというようなことを総合的に判断しながら地域包括支援センターのあり方を今議論しているということでもあります。

おっしゃるとおり、何人いればいいという問題ではなく緊急性を要するものに対する行政のあり方ということも地域全体を含めた形の中に今議論しているということも御理解賜りたいというふうに思います。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 今の市長の答弁で、非常にもっともだとは思いますが。そのほかにもこの介護予防の重要性はもう一つ大きな課題がありまして、先ほど市長が申し上げましたとおり2025年問題というのがあります。2025年問題

は団塊の世代がやっぱり75歳に達する。そういうことで非常に介護負担が大きいということで、ここに資料があるんですけども、介護保険のスタート時点は2000年第1期です。これが保険料1人負担が40歳以上で2,911円ここから始まって、今は第5期、そして全国平均が4,972円です。今現在新庄市は5,200円で、全国平均よりも若干高目になっております。これが今の制度のままいきますと、2025年10年度には全国平均で8,200円の試算が出ております。今現在で新庄市は全国平均より高いのですから、もう少し8,500円ぐらいまでいってしまうのかという懸念があります。

これは40歳以上が介護保険の納付義務があるんですけども、今30歳の方が10年後に納付期限が来たから月8,200円の負担になりますよと言えば、子育て世代に直撃すると思うんです。そのためには、今ボランティアの育成や地域支援も非常に困難だといいますけれども、今この先が見えている状況ですからなおさら抜本的な改革が必要なんじゃないかと思います。若い世代が減っていきますので、行政だけの支援で介護を支え切れるものではありません。ですから、もう少し地域に溶け込んだシステムの構築を急ぐべきだと私は思います。

今、総合政策課で地域リーダー講習もやっています、そこの参加者の方からもいろいろな意見が出ます。その上で、地域にこういう支援のシステムがあつたらいいかという声が非常に大きくなっています。そのために、今現在の包括支援のあり方は少し問題があるのではないかと思うんです。やはり、地区の住人があの今の場所ですとまず行きづらいという感覚がありますので、もう少し地域に溶け込んだものを、その中学校単位に置くのが望ましいと思います。これに対してどう思うかお伺いいたします。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。



**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 地域包括ケアの考え方が出てきたときに、30分圏内、それから中学校単位というふうなところでのくくり、必ずというふうなわけではありませんけれども目安としてそういったところが出てきたというふうに考えております。新庄市では、中心部から30分圏内、中学校単位というふうなことになりますと3つ大きく分けなければならないかなというふうに思うわけでございますけれども、現在の地域包括支援センターの人員等も考えますと有効的に機能していくというふうな中では今のところは1カ所かなというふうに思っております。

また、いわゆる相談機能というふうなことになりますと在宅介護支援センター3カ所ございます。これについても365日24時間電話でも相談できるというふうな態勢をとっております。特養とか老健とかと連携した形での体制になってございますけれども、そういったところでも活用していきたいというふうに考えております。

また、いわゆるケアマネジャーですけれども、居宅介護支援事業所につきましては市内に29カ所ございます。この中には、萩野地区のほうで3カ所、八向地区で2カ所ございますので、こういった資源もいわゆる相談機能として使っていくべきだと私は考えてございます。現在、地域包括支援センターの中で毎月1回、いわゆるケアマネの資質向上研修会やっております。これにつきましては、毎月ほとんどのケアマネが参加して、いわゆるケアプランの点検でありますとか、それから個別困難ケースにつきましているいろいろ勉強会をしているところです。そういったところもフィードバックしながら、いわゆる相談機能というものを充実させていきたい、そういったものを資源として活用していきたいというふうに考えてございます。

また、地域包括ケア会議というふうなことでいろいろ医療関係者とか、機能訓練をやっている方とかいろいろな方も入りまして、いろいろな困難課題につきまして協議しているところがございますので、そういったところの連携も保ちながら相談機能を充実していきたいというふうに考えてございます。以上です。

**2番(伊藤操議員)** 議長、伊藤操。

**小嶋富弥議長** 伊藤操君。

**2番(伊藤操議員)** 本市におきまして、相談機能というのは充実させていただくということに対しては非常に大きな期待があります。しかしその介護の予防ということに関しては、在介と言われる在宅ケアセンターですか、そこに余り予防というのを重きを置いていないんですよ、国の制度上。やはり予防ということは、地域包括センターが中心となってこれから進めるべきだと思います。前回の健康寿命に関しても質問でもありましたが、健康寿命の延伸がこれからの介護の納付の義務の、社会保障費の納付の負担の軽減にもつながると思います。その中で予防事業をもう少し一歩進んだ政策をとらなければ、新庄市は介護において非常におくれると思います。

そこで、先進事例と申しますが常任委員会でも視察にさまざま行っておりますけれども、やはりその地域独特のものがあるんです。その包括ケアシステムにおきましても、それだったら新庄市独自のものを構築するという考えもありと思うんです。総合事業を同様に、これは新庄市だけにしかやっていないケアシステムだという構想も今後必要だと思います。その辺のところをもう一度お伺いいたします。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 介護予防

事業につきましては、いわゆる一般介護予防事業というふうなことで元気な高齢者向けの講座ですとか、そういったものと、いわゆる要支援と非該当を行き来する二次予防対象者というふうなところでの予防事業というふうなことで、2つに分かれてございました。いわゆる議員がおっしゃる介護予防につきましては、いわゆる非該当と要支援を行き来するような方の介護予防、あるいはそれに近い方というふうなことが中心になってくると思いますけれども、今後は一般介護予防というふうなことでそういった区切りをなくして、独自でやっていただいて結構だというふうなところでの、いわゆる区切りがなくなったというふうなところもありますので、各市町村で独自にできるというふうなことになってきてございます。新庄市でもいろいろ介護予防事業をやってございますけれども、今回も新しい事業所も参入して介護予防やっていきたいというふうなところもあります。そういったところと、その成果とか費用的な部分も検討しまして、今後よりよい、新庄市独自になるかというふうなところはわかりませんが、効果的な介護予防事業を展開していきたいというふうな思っております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） さまざま困難な場合が多いとは思いますが、最後にもう一つだけお伺いします。

包括ケアシステム、現在のまま続けるのでしょうか。お伺いします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 今回の法律改正の中で、地域ケア会議というふうなものが27年度から義務づけられております。これに

つきましては、介護だけでなく医療、それから地域住民とかさまざまな関係者が集まっているいろいろな課題を連携しながらやっていくというふうな会議をなささいというふうなことになってございます。新庄市におきましては昨年度からモデル事業としてやってございまして、今年度はもう定着してございます。これがあつたから必ずしも進展するというふうなことではございませんけれども、連携は確実に進歩しているなというふうな思っておりますので、そういった会議を充実しながらよりよい方向でやっていきたいというふうな考えてございます。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 市内に住んでいる高齢者の方が安心して暮らせるように、そして10年先に政府の試算の8,200円の介護給付が少しでも新庄市におきまして抑制されるような政策を望みます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

## 小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小関 淳君。

（13番小関 淳議員登壇）（拍手）

13番（小関 淳議員） それでは、早速始めたいと思います。

新庄まつり初日24日の夜祭りは、歩道どころか路地の相当奥まで人垣ができるほどの近年にないすさまじい人出でした。この人出の数%でもいいから新庄に定住してくれたらなどと思いつつ、引き手の少ない北本町若連の山車を引きました。その夜の人出を見ると、ずっと市長が言っている新庄まつり誘客100万人構想もまんなざら夢物語ではないのかもしれないなと思えるほどのにぎわいでした。

しかし、まつりの後の町はやっぱり夢だったんだなと思わざるを得ない閑散としたいつもの町に戻っていました。やはり新庄まつりをより一層にぎやかで品格ある町にしていくためにも、メインの舞台となる中心商店街の衰退はこれ以上加速させてはならないとまつりに参加して改めて強く感じました。

それでは、通告に従いまして一問一答方式の質問をしていきたいと思えます。

初めに、新庄まつりの環境整備についてですが、今年の9月議会でもまつりのごみ対策についての質問をしており、市長から今後新たなごみ対策を検討したいとの前向きな答弁をもらいました。そのこともあってなのか、ことしも商店街に5カ所のごみステーションを設けかなりの効果を上げポイ捨てごみが激減していると感じました。しかし、よくよく考えてみるとごみステーションの数は昨年と変わらない。それなのになぜポイ捨てごみが激減したのか不思議でなりません。そこでまつり関係者の方々に聞き取りをしてみると、市職員やまつり関係者の皆さんがポイ捨てされたごみを見つけたら、その都度片づけており、さらにまつりの3日間人出が引いたあとに夜遅くまで清掃作業をしていたとのことでした。その成果としてなのか、まつり期間毎朝露店のごみ収集をしている清掃業者の方の話では、去年よりはるかに片づけやすく集められたごみがきちんとしているということでした。これは、市職員やまつり関係者

の皆さんのきれいな品格のあるまつりにしたいという思いと、こつこつとごみを片づける努力が実を結んだのではないかと思います。本当にありがとうございました。

しかし、いまだに露店のあった周囲にはふだんには見られないポイ捨てごみが見つかり、相変わらず商店街の植え込みや店舗間のすき間には食べかけの食品や割り箸、容器、空き瓶、空き缶などのごみが押し込められていて、それを見つかるたびに非常に憂鬱な気持ちになってきます。残念なことに、市職員がどんなに頑張ってもごみを片づけてもやはり限界はあると思えます。来年のまつりには、ごみ対策を真剣に練り直し、誰もがポイ捨てしなくても済むようなごみ箱の複数設置が必要なのではないのでしょうか。そうすれば、夜遅くまで市職員がごみ拾いをすることも、店主や近隣住民が後始末をすることもしなくて済むようになるのではないのでしょうか。そのようなことをいろいろ整備しながら、新庄まつりのユネスコ世界文化遺産認定を前にし、今後どのようにしてまつりの環境を整備し、快適で誇り高いまつり環境をつくっていかようとしているのか市長の考えをお聞きしたいと思います。

これで壇上からの質問を終わります。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

新庄まつりにおけるごみ対策ですが、昨年より商店街に設置した5カ所のごみステーションの巡回回収に加え、新庄中学校を初め諸団体の皆様によって自発的に行われたごみ拾い活動など多くの市民の皆様の御協力により、ごみのポイ捨てに関してかなり改善されてきており、また露店商の方々には自分の店のごみを回収することは当然ですが、店の周りにもごみ箱を設置

するようお願いしてきておるところであります。

しかしながら御指摘のとおり、残念ながら商店街の植え込みや建物のすき間など人目のつきにくい場所にごみを隠すように捨てられている現状も事実であります。26日の手締め式の後に商工観光課職員全員でごみ拾いを行いました、まつりごみ以外も含めたくさんのごみを回収したところでもあります。

来年新庄まつり260年を迎えるに当たり、より市民が誇れるまつりとしていくための環境整備に関しては、ただ単にごみの排出抑制を求める看板等の表示ではなく、観光客のマナーの向上に向けた啓発も行い、街なかの景観等に配慮した方策も検討し、きれいな新庄まつりを推進していきたいというふうに考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**13番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**13番（小関 淳議員）** では、再質問をしたいと思えます。

先ほど質問の中に、複数のごみ箱設置をお考えになってはいかがかというふうな内容が含まれていたかと思えますが、その件に関してはどのようにお考えでしょうか。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** ただいまの御質問でございますけれども、24年度から箇所をふやまして5カ所にして現在集積所を配置しております。複数ということになりますと、そこのごみ箱の置いている数をふやす、あるいは箇所数をふやすということかと思えますけれども、なかなかあのステーションを設ける場所もなかなか難儀をしている状況でございます、貸していただける土地があればもっとふやしたいという気持ちはございます。それで、今後観光客がふえれば当然ごみの量もふえてくるということもありますので、その辺につきましては場所の確

保も含めて検討してまいりたいと思えます。

**13番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**13番（小関 淳議員）** わかりました。前にも、1年前の9月議会でも似たような質問をしたんですけれども、その際に京都の祇園祭りだとそれこそ10メートル置きぐらいに分別ごみの段ボールでつくられた、燃えるごみ、燃えないごみ、あとは資源ごみという3種類のごみ箱が設置してあったわけです。場所がないという課長の答弁ですけれども、本当に場所はないのかなと思えますけれども、駅前通りで言えば何ていうかお客さんが山車を見る側じゃなくて反対側、露店側のほうには通路みたいな、歩道が行き来する通路に実際なっているわけですが、その辺を利用して置くこともできるんじゃないかなと思っているわけです。

それと、例えば京都の祇園の場合だと、スポンサーがそのごみ箱にコマーシャルを入れて、パナソニックとか東芝とかそういうふうな大きな企業とかと契約してそういうことをなさっているんだと思えますけれども、そういうふうなことで企業と連携してというか、企業の応援を得てそういうものを充実させていく必要はあるんじゃないかと思えます。いずれにしても、その人出が多ければ多くなるほどポイ捨てごみがふえて、おわかりのようにふえてきますよね。やっぱり本当に5カ所というのではなくて、そういうふうな段ボールでできた簡単にごみ箱の設置なんかは考えたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、どうですか。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 昨年度の質問がございましたので、京都のほうに照会したところでございます。そうしますと、やはりテレビ局がスポンサーといいますか主体となりまして、祭りのためにそのスポンサーになって箱をつくると

いう呼びかけをしております、それで実際に賛同いただいた企業には設置した箱に名前を入れるとかそういったことで、京都ですから1,500個ほど設置するんだそうです。設置はしますけれども、これをまた回収するのも大変でございまして、そのごみについてはボランティア500人ぐらいが回収に当たるというようなことでもございました。規模がうちの場合は違いますので、数は少し減ってもいいわけなんですけれども、ちなみに少しコカ・コーラさんみたいなところに私もちょっとそういうことはできないのかということ聞いてみたんですけども、うちではちょっとやっていないということでした。そういう方法もございまして、ちょっとすぐにはできないのですけれども、働きかけをしていきたいというふうに考えております。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 祇園祭りのほうも調べていただいてありがとうございます。

今回はごみのことに焦点を当てて質問をしていますけれども、例えばその新庄まつり全体をやっぱり誇り高い品格のあるまつりにしていくためにも、例えばまつり基金みたいなものとか、それでなくてもまつり環境整備基金とか、何か基金を募るみたいな議論はないのでしょうか。今現在でいいですけども、今まで。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今回の御質問の件については、残念ながらそういう声も考えもございません。ただ、ふるさとの応援基金ですか、そういったものもございまして所管のほうと相談しながらそういうことも検討してまいりたいと思います。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) やはりユネスコ世界文

化遺産に登録間近ということもありますので、やはりそういう環境整備というか、そういうところにも目をやっけていただいて、本当に日本に類を見ないぐらいの質の高い、それこそ地元住民が誇れるようなまつりにしていただければありがたいなと思います。ぜひスポンサーを募ったり基金の理解者を募ったりして、新庄まつり全体を下支えできるような方策を探っていただければなと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

教師の負担軽減による教育の充実についての質問をしたいと思います。

教師の労働問題的なものについては、我が会派の伊藤議員のほう非常に詳しいんですけども、私は子供の育つ教育環境をどうしていくかというところの観点から質問をさせていただきたいと思います。全国の教育現場では、特に小中学校の先生の業務量などが増大し、精神的、肉体的に疲れ果て、教育のその学校現場を離れざるを得ない教師が少なくない聞いています。郡内で勤務する教師からも部活動や事務量の多さ、保護者対応などに苦慮している悲痛な声が聞こえてきます。さらに、本来家庭や地域社会が担うべきさまざまな役割まで、それをも背負わされているという現状があるようです。最上教育事務所の調査によりますと、過去5年間で心的疾患により1カ月以上病気休職をしている教師数は10名を超えています。あくまでこの数字は、教育事務所が把握している数字だけです。学校教育法に規定されている年間の総授業時数は、小学校の標準時間が850時間から980時間、これは学年にもよるんですが、また中学校では1,015時間となっているようです。郡内の多くの小中学校のほとんどは、それを大きく超えているようです。

事務作業については、国や県から下においてきているものがほとんどだと思いますが、新庄市の教育委員会の範囲で教師の負担を軽減でき

るような部分はないのでしょうか。

そこで市教委では負担軽減策をこれまでどのように実施し、本来児童生徒たちに向けるべき先生の能力やエネルギーをどのように確保しようと努めてきたのでしょうか。そして、未来に生きる子供たちのための本当の教育をどのようにして充実させようとしているのか、教育委員長のお考えを聞かせてください。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**小嶋富弥議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** ただいまの御質問に、私のほうから答弁させていただきます。

近年、学校を取り巻く環境は複雑化、困難化しており、さまざまな問題行動の発生、特別な支援を必要とする児童生徒の増加、不登校の児童生徒の割合の増加などの状況が議員がおっしゃるように見られます。また、学校に求められる役割もかつてと比べて拡大、多様化しており、保護者の対応、通学路の安全確保、地域活動などへの対応も求められています。さらに、道徳の教科化や小学校での英語教育への対応など、学校はさまざまな教育課題への対応が求められています。

経済協力開発機構OECDの国際教員指導環境調査によりますと、諸外国と比較して教員の1週間当たりの勤務時間は最も長く、中でもスポーツや文化活動の課外活動の時間は特に長く、事務業務、授業の準備時間も長いという結果が出ております。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では次のような多忙化解消に取り組んでいます。

1つ目は、学校の教職員構造への支援です。これは学校の教員に加えて多様な職種の職員等を配置し、校長のリーダーシップのもと1つのチームとして多様な専門性を持つスタッフにより構成し、学校の教育力を最大限に生かす取り組みです。新庄市では、個別学習指導員や語学指導員、地域コーディネーター、スクールカウ

ンセラーを配置し、多様な課題に対して学校が組織として機能できるよう努めております。また、つばさ支援事業では外部指導者を招聘して教育の充実に役立ててもらっております。

2つ目は、事業の見直しです。新庄市では、教員の資質向上のために教育研究所を設置し、市独自の教員研修を行っております。その研修内容や運営について精選化を図り、市の教育課題に直結した研修を重点化して行うことに取り組んでおります。

3つ目は、事務的作業に要する事務量の削減です。そのために、各学校に校務用パソコンを1人1台配備し、ネットワークの構築とデータ共有化等による情報化の促進に取り組んでいます。また、通知表や指導要録の電子化にも取り組み、作成における事務負担軽減に努めております。さらに、各学校へ依頼する調査についても精選や簡素化したり、集計作業を教育委員会が行ったりしております。そのほか、ゆとり創造運動による各校の実態を踏まえた多忙化解消への取り組みや部活動の適正化、配慮を要する家庭や子供に対する関係機関との連携にも取り組み、学校を支援しているところであります。

このような取り組みを通して、時間的、精神的なゆとりを生み出し、教師が子供と向き合える時間を確保することで教師本来の業務である授業に専念できる環境づくりを充実させ、新庄市の教育目標である「夢を持ち元気で才能豊かなのち輝く新庄っ子」を育成していきます。

この件に関しましては、国でも対策の必要性を痛感しており、多様化、複雑化する教育課題の解決に向けて教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から平成27年度予算の概算要求が行われており、学校経営を支える管理・事務体制の充実や人材の配置及び活用に当たるとされております。今期待しているところであります。以上でございます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 答弁の内容を聞きますと、非常に教師の負担を軽減するような方向で一生涯懸命やっていたらというところがある程度わかりました。ぜひ、この方向性を持って子供の教育環境をより充実させるようにしていただければと思います。

例えば、中学校の部活動の部分で試みというか、非常に前向きな試みをしている自治体がありますので、愛知県の犬山市っていうのは御存じだとは思いますが、中学校部活動指導者派遣事業というのをやっていますよね。何かといいますと、外部のスポーツ系の活動だと思いますけれども、外部の指導者をデータでは40人ほど市が委託して予算も800万円ほどつけてやっていると。これはやっぱり中学校の先生方の、特にスポーツ系の部活を持っていらっしゃる先生方の非常に負担の軽減になるんじゃないかと私は思うんですけれども。私の耳に入ってくるのは、本当に家庭にいる時間がないというふうなことを数年前にある先生から聞いたことがあります。今の状況とあわせて、今言った愛知県の犬山市のそういうふうな事業があるということについて、ちょっとコメントというか回答をというか、思いを聞きたいんですけれども。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 部活動における教職員の負担等についてどのような考えかということの御質問でございます。

確かに部活動につきましては、専門的な技量が求められておりますので、全ての教員がその競技に精通しているわけではないということから負担感を感じる教員もいるということ自体は事実でございます。そのために、犬山市のような市での外部派遣等は新庄市では行っておりませんが、山形県には運動部活動外部指導者派

遣事業という制度がございまして、中高に外部指導者を派遣するという制度がございまして。その制度を活用しまして、新庄市の各中学校では外部指導者を活用して教職員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

あと、さまざまな課題がございまして、たくさんの外部の人間を入れまして教育の充実に当たることはそれは大変効果のあることだというふうに捉えておりますが、現在さまざまな課題がある中で、例えば特別支援教育の充実には個別学習指導員を昨年度から市単独予算で配置していただいたりとか、あと学校図書館に常時人がいるようにということで図書館支援員等を配置してもらっているということもさまざまありまして、そういう総合的な中で外部指導者の導入については考えていかなければならないかというふうに感じているところでございます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番(小関 淳議員) 授業へのエネルギーの大切さというか、エネルギーを向けることに関しては非常に大切であると、しかし個別学習指導員、地域コーディネーター、さまざまなこともやっていると。そういう中で、なかなか部活動の外部指導者までは今のところ行っていないということでよろしいんですね。そこまで行けてない。御存じだとは思いますが、外部指導者で非常に優秀な能力を持っていらっしゃる方たくさんいらっしゃいますし、その生徒のほうも質の高い指導を受けられるというメリットもあると思うので、ぜひその辺も今後少し余裕ができれば御検討をいただければなと思います。よくウイン・ウインの関係とかっていうふうなイメージを持って、教育に関係する人たちが皆いい表情になるような選択をしていただければなと思います。本当にインターネットというか、パソコンを使って先生方の事務量の負担を軽減しているとか、いろいろ頑張ってい

っしゃることがよくわかりましたので、今後ともぜひこの方向で頑張ってください子供たちの教育環境を充実させていただければと思います。ありがとうございます。

では、最後の質問に入りたいと思います。

中心市街地再生についての質問をしたいと思います。

最初の質問でも触れましたように、新庄まつりのメイン舞台となっているのはアビエスの観客席があるとはいえ、ドラマチックな練り歩きの舞台となるのはやはり中心商店街ではないかと思えます。その商店街が現在どのような状態になっているかわからない方は恐らくないと思います。郊外型の大型商業施設、コンビニエンスストア、さらにインターネットやテレビ、ラジオの通信販売などによる多方面からの販売攻勢の渦にのみ込まれ、目に見えて衰退してきています。それにより空き店舗や空き地が増加し、その空き地には雑草どころか木まで生い茂っているというそういうところもあります。そこは、新庄まつりやさまざまなイベントが開催されるたびに格好のごみのポイ捨て場になっています。新庄最上地域の中心自治体である新庄市にとって、中心商店街は本当に現在のような状態でいいのでしょうか。この問題については、過去に何度も質問をしていますが、これから先中心商店街を含めた市街地をどのように維持していこうとしているのでしょうか。ただ街なかでイベントや祭りを開催して、それだけで街の活性化は実現できるのでしょうか。ただ空き店舗を埋めただけで、商店街にある歴史と誇りと重みある雰囲気を持っていけるのでしょうか。ぜひ市長の考えを聞かせてください。

市長は以前からコンパクトシティ化を公言しながらも、実際は今の状況は郊外への宅地や商業地の広がりとはまることはありません。深刻な人口減少、行財政縮小が加速する中で、新庄市はどのような選択をすべきと考えているので

しょうか。

また、都市開発、都市再開発の観点からどのような方向性を持って、中心商店街、中心市街地のバランスを郊外型の場所とそのバランスを維持しようとしているのか聞かせていただきたいと思えます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 中心市街地再生についてではありますが、今後の市街地の考え方についてさまざまな観点からの御意見だというふうに思っています。

初めに、宅地や商業地の広がりにとまらないとする点についてであります。民間の業者より開発行為の申請がありますと、その許可は都市計画法第29条の規定により都道府県知事が行うものであります。さらに、都道府県知事は同法第33条の規定により開発行為が基準に適合しており、法律または命令の規定に違反していないと認めるときは開発を許可しなければならないとされております。コンパクトなまちづくりの考え方といたしましては、持続可能な社会の実現に向け、これまで整備してきた都市機能を有効活用させることを基本とし、用途地域及びその周辺を市街地居住ゾーンとした展開を図りたいとの考え方であり。しかし、商業施設や公共施設などの大規模施設の立地に当たり、必要とする条件を満たす用地がなければ地域活性化の観点などから総合的に判断して市街地周辺へ求めることになるものと考えております。

現在、大規模な開発が行われております地区は、周辺の住宅街と地続きであり、この開発により新庄市民のみならず最上郡内周辺町村からの集客、定住も望めるとともに雇用の拡大が期待でき、本市における一方の商業活動の中心をなすものと考えています。

市場原理と民間活力は制限や抑制するだけでなく、うまく活用することによって本市の雇用



の場を確保し定住促進につなげる方法の一つになるものと考えております。

空き家、空き地が増加しているとの件につきましては、平成24年度から条例を制定するなど、危険空き家に対する対策により空き家の数は減少傾向にあります。望ましい姿としては、利用できる空き家については利用していただき、危険な空き家については解体し、別の用途に利用していただくことだというふうに思っています。引き続き適正な管理を促していきたいというふうに考えております。

中心市街地を含めた市街地の維持についてありますが、都市計画法上の商業地区としての用途指定はその効果として、建築基準法により容積率が400%までの建築が許され、商業その他の業務の利便を増進するための手当てがなされていることとなります。引き続き中心市街地の求心力が落ちないように、商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金などを活用した支援策を講じるとともに、さまざまなイベントを開催する中でお客様との信頼関係を築きながら市街地周辺の店舗とのすみ分けができるよう慎重に見守ってまいりたいと考えています。

都市開発の観点につきましては、既に整っている社会資本である道路、下水道などのほか、地域の歴史文化とのかかわり、さらに開発の目的を明確にする必要があります。また市街地開発には、土地の利権や既得権の整理など諸課題を解決しながら進めなければなりません。事業導入に耐えられる体力も考慮しなければなりません。そうしたことも踏まえ、現状と将来あるべき姿を関係者と話し合いを進めながら検討してまいりたいと考えております。

昨今、人口減少が全国的に問題視されておりますが、新庄市にとっても人口減少への対応が最大の課題であります。人口が減少し、経済活動も停滞することになれば税収の縮小など、これまで整備してきた道路、下水道などの都市機

能も維持していくことが難しくなり、行政サービスそのものも縮小せざるを得なくなると考えております。そのためにも今後は人口減少問題に対応するための定住促進策の強化を優先にしたまちづくりを進めていきたいと考えております。

その中で空き家の利活用も含め、市街地の中への定住を誘導していき市街地の活性化につなげたいと考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

**1 3 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**1 3 番（小関 淳議員）** わかったような、わからないような。再質問をさせていただきます。

大店舗の進出については、知事が許可する、県が許可するんだと、だから仕方がないんだというふうな答弁のように聞こえました。今の制度であれば当然そうですね。そうですねけれども、よりよいこの地域の方向性を決めていくというのは、皆さんよくお使いになる言葉だと思いますけれども、ニアイズベターという言葉がありますよね。向こうの言葉ですけれども。やっぱりここに住んでいる人が一番この状況をわかっているんじゃないかなって。山形市に住んでいる人が新庄市の状況をそれはわかっている人もいるかもしれませんが、そういうことなんじゃないかなと。私にはどういうこともできないというふうに聞こえましたけれども。では、実際中心商店街と郊外型の商業地とのバランスはとれていると考えていますか。そういう認識がありますか。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** バランスがとれているかということで、大変難しい問題かとは思いますが、確かに郊外のほうに新しい大型スーパー等が建設を予定しているところでありまして、また中心商店街、市街地といい

ますか、街の中にも空き店舗を活用して店をまた新しくするといった動きもございます。最近、ここ2年、ことし去年あたりからぽつぽつと目立つようになってまいりました。ですから、郊外には郊外の機能があり、中心市街地のほうにもそういう需要があって店が開かれるということです、それなりのすみ分け等がなされているのかなというふうに考えております。

**13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。**

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**13番(小関 淳議員)** バランスはとれているということで理解していいですか。とれている。私はとれていないんじゃないかなと思って質問を続けます。

先ほど、中心市街地の中で空き家があればその利活用を考えていきたいということが答弁の中に入っていたと思いますけれども、空き家条例の中にその利活用につながるような何ていうか、事がスムーズに運べるような条例の中身になっていますか。例えば代執行というようなことも含めて。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 25年1月1日現在で施行いたしました空き家条例に関する確認ということだと思います。条例において示しておりますのは、危険空き家対策条例ということで、近隣に対する危険、安全確保に難しい部分については応急対策を含めて管理者に勧告をしながら指導しますよというふうな骨子を主としておりますので御理解いただきたいと思います。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 空き家の利活用関係について、一部お答えさせていただきたいと思いますが、確かに条例のほうは適正管理というようなことをうたっているのが主眼でございますので、直接的にはふえていないわけござ

いますけれども、空き家の利活用部分は御承知のとおりまだ途上にありまして、国が動き出している関係もございます。さまざまな制度の見直し、それらも注視しながら今進めている。ただ、利活用につきましては、多方面にわたる活用策、移住策というようなところにも発展してきますから慎重にまた進めているというような状況でございます。

**13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。**

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**13番(小関 淳議員)** 時間もなくなってきましたので、やっぱり住む人、中心市街地で住む人のことも少し考えていただいて、空き家の利用、空き地の利用等々もそれぞれ官民あわせた英知を集めて考えていただければと思います。

以上で質問を終わりますが、安倍内閣は新しい布陣をしき前面に地方の創生を掲げています。しかし、間違いなく新庄市を含む地方の自治体は行財政縮小時代に突入していきます。さらに地方の景気がどのようになっていくかは、先は不透明です。このようなときにこそ、前例にとられることなく市職員と民間の英知を集めて地域の進むべき方向を議論し、地域特性に合った独自の道筋を見つけ見出していただければと思います。

終わります。

## 散 会

**小嶋富弥議長** 次に、山口吉静君より一般質問の通告がありましたが、欠席となりましたので会議規則第51条第4項の規定により、発言権を失いました。

よって、以上で本日の日程を終了しましたので、散会といたします。

あす11日午前10時より本会議を開きますので、

御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後 1 時 4 3 分 散会

平成26年9月定例会会議録（第3号）

平成26年9月11日 木曜日 午前10時00分開議  
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	下山准一	議員	16番	新田道尋	議員
18番	森儀一	議員			

欠席議員（1名）

17番 山口吉静 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治

監査委員 高山孝治  
選挙管理委員会会長 矢作勝彦  
農業委員会会長 星川豊

監査委員局長 佐藤正寿  
選挙管理委員会会長 小松孝  
農業委員会会長 浅沼玲子

### 事務局出席者職氏名

局長 高木勉  
主査 川又秀昭  
総務主査 三原恵  
主査 沼澤和也

### 議事日程（第3号）

平成26年9月11日 木曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問  
1番 佐藤悦子 議員  
2番 奥山省三 議員  
3番 石川正志 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成26年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤悦子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小規模企業振興基本法を生かしての施策拡充について</li> <li>2. 公営住宅入居時の保証人免除について</li> <li>3. 充実した子育て支援と定住促進対策について</li> <li>4. 地球温暖化に伴う異常気象による局地的な豪雨災害対策について</li> <li>5. 平和都市宣言を生かした施策の推進について</li> </ol>	市長 教育委員長
2	奥山省三	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市、田舎交流促進事業について</li> <li>2. 新庄祭りについて</li> <li>3. 人口減少社会における財政計画について</li> <li>4. 旧泉田橋の解体について</li> </ol>	市長
3	石川正志	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合併浄化槽設置整備事業補助金交付の見直しについて</li> <li>2. 生活道路排雪補助の見直しについて</li> <li>3. 市民生活に寄り添った政策への転換について</li> </ol>	市長

## 開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。

本日の質問者は3名であります。質問の順序については、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、質問答弁を含め1人50分以内といたします。

### 佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表して一般質問を申し上げます。

最初に1番目として、小規模企業振興基本法を生かしての施策拡充について質問します。

夫婦で飲食業を営むある方は、月売り上げが20万円に減った。経費を抑え、年中無休にして頑張っているが厳しいとおっしゃっていました。新潟県の民主商工会が2013年11月に1,027人の経営実態調査を行った結果、57%が年間1,000

万円未満の売り上げで、そのうち65%が売り上げ300万円未満でした。売り上げが前年比で減少している人が70%を超え、減少割合が30%以上の人が4人に1人。特に年間売り上げが300万円未満の層で収益が前年比で減少と回答した人が80%に上り、小さい業者ほど厳しい状況が明らかとなりました。そして4月からそこに消費税増税が来たわけです。

小規模基本法が6月20日全会一致で成立しました。基本法が制定されたことは、小規模業者にとっての朗報です。この基本法に基づき施策が抜本的に強化され、小規模企業の振興が図られるようにすることが求められています。法律は国に対し、小規模企業施策の体系を示す基本計画を策定し、国会に報告することが義務づけられるとともに、地方自治体にもその条件に応じた施策を策定し実施することを求めています。

そこで、大変済みませんが質問の順序を変え、⑤の質問を初めにしたいと思います。

発言通告では、小規模業者の要望を聞き、振興を図れる施策を進めるための条例をつくってはどうかとしておりますが、新庄市の中小企業の実態と要望を踏まえた施策を策定することについて質問したいと思います。

基本法の対象となるのは、製造業で従業員20人以内、商業では5人以内の企業業者です。新庄市にこの基本法の対象となる小規模企業、業者は約1,900です。具体的な施策を策定する上で、重要なことは対象となるこれらの企業、業者の実態をリアルに把握し、どんな問題に直面し、どんな施策を求めているかをつかむことだと思いますが、アンケート調査の実施とか現場に出向いて聞き取り調査とか、懇談会とか、いろんな方法が考えられると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、①ということで質問しておりました地域内循環を行政として奨励していくことが重要ではないかということです。特に給食の食材の

中の肉、魚、大豆の加工食品は、できる限り市内の商店から、あるいは市内の業者から購入を進めていくことはどうかということをお聞きします。

ある小売業者は、大型店にお客を取られ、その上消費税が増税になり経営は大変厳しくなっている。給食での購入がかつて月60万円の売り上げがあったが、今は月10万円に減ってしまっている。冷凍加工食品では店の利益にはならない。地元の店に発注してくれば、自分が切り身にしたりして納入できるのだがと言っていました。給食の食材の発注者が地元の小売業者を大切に作る姿勢が求められていると思います。

②の質問で、住宅リフォーム助成の経済効果を踏まえ、継続そして手続の簡素化、また内容の充実についていかがお考えかお聞きいたします。

③の質問では、空き店舗対策は大変いいと評価しておりますが、さらに商店、工場などを対象としたリニューアル助成の創設で、現在頑張っている業者を応援することも必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。高崎市では、商店のリニューアルと備品購入に2分の1補助で最高100万円を限度に補助して応援して大変歓迎されているということです。

④の質問として、市独自補助で上げ幅を抑えていただいた国保税ではありますが、大幅な値上げが行われております。これが自営業者の暮らしを圧迫しております。国保税の引き下げが必要ではないでしょうか。国が今年度から均等割、平等割について法定軽減対策を拡大しています。そういう中で、仙台市では国の法定軽減に該当する世帯からさらに2割軽減し、法定減免に該当しない一定の所得以下の世帯も2割軽減の対象とするということにしました。市独自の軽減額は5億9,000万円でした。財源は国からの特別交付金を活用するとのこと。これが先日8月20日国保運営協議会で了承されたと

いうことです。新庄市でもこういう方向で自営業者の暮らしを少しでも和らげるように努力していただく考えはないかお願いします。

大きな2つ目の質問は、公営住宅入居時の保証人の免除についてお聞きします。

市営住宅について、保証人が必要とされない場合が条例でも規定されておりましたが、今まで適用された方はおられません。保証人が必要とされているために、諦めた方もおられました。一方、1996年10月14日付住宅局通達「公営住宅管理標準条例（案）について」と、2002年3月29日付住宅局総務課公営住宅管理対策官通知「公営住宅の家賃の取り扱い等について」が来ております。この2つの通達、通知に基づいて市の条例に保証人の免除規定があるわけだと思います。例えば、生活保護受給者の保証人については、事業主体の判断により必ずしも保証人を必要としないことができるということです。国からの通達や通知を受けて、大阪市、名古屋市、京都市、坂出市、別府市、中津市、豊中市、朝霞市などが市長の判断で必要な方に保証人の免除を認めております。新庄市でもやっていただきたいと思いますが、御見解お聞きしたいと思います。

大きな3つ目の質問は、充実した子育て支援と定住促進対策についてお聞きします。

通告しました①、②については、質問を割愛することにしたいと思います。

新庄市でもことし12月から中3まで所得制限もなくし、医療費完全無料化を実施するというところで、今議会9月補正予算に上程されました。この決断を子供を持つ父母が大変喜んでおります。ちなみに、人口1万人以下の小規模自治体でも充実した子育て支援、例えば高校3年まで医療費無料化などで人口増加に転じている例が北海道東川町などにあります。子育て支援に一層の御尽力を期待し、①、②について割愛させていただきます。



③ですが、中央学童保育所は外遊びの場所の確保のため努力していただきました。ところが、残念ながら確保できておりません。ドッジボール、サッカーごっこ、鬼ごっこなど走り回ることが大好きな子供たちです。外遊びのできる場所に一日も早く移転させるべきと思いますが、いかがでしょうか。

④として、定住促進の子育て世代への低家賃は大変いいと評価します。しかし、空き家が見られてちょっと残念です。子育て世代は、低賃金で不安定な雇用に苦しんでいる人が多いです。市営住宅並みの低家賃で住宅を提供することが必要ではないかと私は思います。そこで、空き家について所有者が改修する場合に、市が補助して子育て世代に低家賃で提供できるように促すことはできないでしょうか。

4つ目の質問ですが、地球温暖化に伴う異常気象による局地的な豪雨災害対策についてお聞きします。

市内の土砂災害の危険箇所数と被害を防ぐための対策をどのように考えているかお聞きします。

5つ目の質問ですが、平和都市宣言を生かした施策の推進についてお聞きします。

二度と悲惨な戦争をやってはならないという誓いを風化させないために、次世代の子供たちに広島、長崎の実相を引き継ぐ活動など、平和都市宣言を生かした取り組みを強めるべきではないかと思えます。いかがお考えかお聞きしたいと思えます。

以上、壇上から質問を終わります。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

①の小規模企業振興基本法を生かしての施策拡充、大型店舗、消費増税といろいろ御質問を

いただいたわけですが、その中での地元業者への納入状況というようなことですので、これ学校教育にかかわる問題ですので教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

順番を変えて、2番に5番をとということです。小規模企業振興基本法を生かしての中にある条例に関する件であります。小規模企業振興基本法においては、国が小規模施策について5年間の基本計画を定め政策の継続性、一貫性を担保する仕組みづくりについてうたっており、具体的には小規模企業者による需要に応じたビジネスモデルの再構築、多様で新たな人材の活用による事業の展開、創出、それに地域のブランド化にぎわいの創出などを推進する基本的政策を講じることとなっております。

当該基本法の第9条では、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構等中小企業に関する団体、その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されており、国が定める5年間の基本計画をもとにしながら関係各位が連携をとることが一番重要な点であると認識しております。

市といたしましては、国が定める基本計画に沿い、関係機関等と連携しながら具体的な施策を考えていくことが重要と考えており、各種金融施策やビジネスマッチングを支援する出展補助金制度や、人材活用としての雇用促進奨励金制度、地域ブランドを活用してもらうための商標登録などに取り組んでおります。このように既にさまざまな事業に取り組んでいることから、現在のところ条例を定めることは考えておりません。

次に、住宅リフォーム助成の件であります。住宅リフォーム補助金の継続、手続の簡素化、内容の拡充の考えであります。御質問の住宅リフォーム補助金はことしで4年目を迎え、毎年多くの市民の皆様から御活用をいただき御好評を得ております。この事業の目的といたしま

しては、市民生活の基本となります住宅の質の向上を図り、あわせて住宅工事という裾野の広い経済活動を活性化させることで、低迷していた地域経済を活性化させることを目的としたものでございます。

おかげさまで本事業の成果といたしましては、昨年、一昨年と3億5,000万以上の対象工事が実施されており、本年度も既に2億7,000万を超える工事が実施されている状況となっております。この事業につきましては、全て県の補助金を活用して展開していることから、補助内容及び手続につきましてはおおむね県の補助要領に準じた内容となっております、補助金の適正を確認する上ではこれ以上の簡素化は難しいと思われれます。

また内容の拡充につきましても、現在の制度でも要件工事の組み合わせにより多くの工事内容について補助対象として扱うことも可能となっておりますので、工夫を凝らしていただき住宅の質の向上に合わせたリフォーム工事を御検討いただきたいと考えているところです。

なお、事業の継続につきましては、地域経済の情勢をにらみ、県が目的を達成したと判断するまでの間は継続することとして考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。

続きまして、商業地域空き店舗等出店支援事業に関連してですが、この事業は起業を目指す方々を支援して商業地域全体の活性化を図ることを目的としており、これまでの実績として平成20年度から平成25年度までで7件の出店がありました。この制度の周知が図られたことや、出店希望者も出てき始めたこともあり、今年度も既にこの制度を活用した出店者もおり相談件数も多くなってきております。今後ともこの制度の周知を積極的に図って、商業地域の全体の活性化に努めてまいります。

御質問の商店、工場などを対象としたリニュー

アルというものはあくまで市場原理にのっとり企業の競争原理に伴う各個店の出店づくりの原点ではないかと考えます。そうした意味で、個々の店舗などのリニューアルについての直接的な助成制度の創設については考えておりませんが、市では大型店等の出店に伴う対策として店舗等の新增改築を行う者や、経営基盤の安定及び向上を図るための資金を必要とする者に対する金融機関と連携した融資制度や、市内に事業所または工場を有し、かつ事業実績を有する者を対象とした地域産業振興資金保証制度など金融面での支援制度を設けておりますので、御相談いただければと思います。

次に、国民健康保険税の引き上げに関する御質問であります。医療の高度化、被保険者の高齢化などにより、1人当たり給付費が年々増加していることから本市の国民健康保険財政は他市の例に漏れず、非常に厳しい状況にあります。また、平成29年度が目標年次とされている国民健康保険事業の都道府県単位化については、国と地方の事務レベルでの協議が始まり、本年8月に中間取りまとめがなされたところですが、都道府県単位化の前提条件となる財政上の構造問題の解決方法、今後の保険税のあり方などについて具体的な内容はまだ示されておりません。このような状況の中、本年3月定例会において平均11.83%の引き上げとなる国民健康保険税の改正を行いました。これにより一定の国民健康保険税の増収は見込まれるものの、今後の保険給付費の推移を注視しながらの財政運営となりますので、現段階では議員の御指摘の国民健康保険税の引き下げは困難であると考えております。

次に、公営住宅入居時の保証人免除についてお答えいたします。

賃貸住宅の保証人の役割といたしましては、住宅使用料等の滞納対策が一般的ではありますが、公営住宅につきましてはさらに高齢者や障

害者などの場合の緊急連絡先や身元引き受け的な側面も大変重要な役割を担っております。議員の御指摘のとおり、公営住宅は真に住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図ることを役割としておりますことから、入居希望者の努力にかかわらず保証人の確保が難しい場合は、保証人の免除などの配慮を行うべきとする国の通知もあり、本市の条例におきましても市長が特別の事情があると認める者に対しては入居申請書の保証人連署を必要としない旨の条文も記されているところでございます。また、保証人免除に関する手続規定がある自治体でも、誰も記さなくてもよいというわけではなく、緊急時の連絡先や身元引受者の登録を要件としている例が多く、公営住宅の管理者として連絡先の確保は最重要項目の一つであります。本市では、現在のところ保証人を免除した入居者はありませんが、今後入居者の高齢化を初め社会状況の変化の中で特に必要となる事象が発生した場合は、他自治体の運用を参考にしながら個別に対応してまいりたいと考えております。

次の質問、子育て支援医療給付事業の拡充については、質問を割愛するということですが、このたび補正に上程しておりますので、何とぞ慎重審議よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、中央学童保育所の遊びがないことについてであります。現在市が開設している学童保育所は、中央学童保育所、日新放課後児童クラブ、北辰学童保育所の3つであります。その中で日新放課後児童クラブは御承知のとおり施設の老朽化や通学路の安全確保のため、旧県立新庄農業高校星芒寮の一部を借り受け、必要な改修工事を行い昨年度の12月に新たに開所したところであります。さらに、現在は萩野、泉田地区への放課後児童クラブの整備のため、萩野地区小中一貫教育校内に併設する放課後児童クラブの建設事業を行っております。御質問の

学童保育所の外遊びの場所につきましては、山形県が策定した山形県放課後児童クラブ運営指針において整備要件とはなっておりません。また、中央学童保育所から最近の外遊びの状況を聞き取りしましたところ、週末は最上公園で、夏休み期間中は各小学校のプールをお借りして屋外活動を行っており、入所児童や保護者からの屋外活動に対する要望等は受けていないということであります。このように、学童保育所、放課後児童クラブの設置・整備は、施設の耐震性や老朽化の状況を勘案し、計画的に事業を推進してきたところでありますので、今後は財政状況も考慮しながら計画的な事業の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、定住対策としての御質問であります。少子化を要因とする人口減少問題は大きな行政課題となっており、本市においては人口減少、定住促進対策について全庁的な取り組みを既に始めております。子育て、雇用・所得向上、住まい・雪対策、交流・移住の4つの柱立てを行い、定住促進強化策の具体化の作業研究を進めております。

子育て世代へ低家賃住宅を提供するための空き家所有者に対して改修費を助成に関してですが、市としては子育て支援という視点にとどまらず、加えて定住、長く新庄に住み続けていただくという観点からも事業を捉えていく必要があると考えております。本年1月市独自の取り組みとして、宅建協会会員の協力を得て、空き家利活用対策モデル事業を実施いたしました。物件調査と所有者との相談業務を行うことによって、最適な解決策の提案を行っております。今後もこの事業で事例を積み重ねるとともに、一方においては空き家対策としての法整備の動きもありますので、今後の国の動向を注視しながら現在進めている子育て世代の住宅支援も含めた空き家対策の研究について、関係課との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、局地的な豪雨対策について土砂災害の危険箇所数というような御質問でございますが、国では土砂災害から住民の生命を守るため土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅地の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進のため平成12年に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律を制定しております。同法内に定められた基礎調査を経て、土砂災害のおそれがある区域については、土砂災害警戒区域とし、そのうちで建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域につきましては、土砂災害特別警戒区域としてそれぞれ指定しております。

当市につきましては、同法に基づく基礎調査は既に完了しておりますので、平成15年に市内の危険箇所について新庄市土砂災害危険箇所図として配布するとともに、市ホームページで掲載をするなどの広報を行っております。現在、市内の土砂災害等の危険箇所は54カ所で、そのうち24カ所につきましては土地所有者等関係者に対する地元説明会を実施した上で指定を完了しております。

全区域の指定が完了次第、警戒区域をイエローゾーン、特別警戒区域をレッドゾーンと標記し、危険区域を明確にした土砂災害ハザードマップの作成に入り、市民へ周知する予定であります。

また、豪雨時の警戒避難体制につきましては、気象台からの大雨注意報から警報への切りかえに伴い、大規模災害時職員行動マニュアルに基づき職員を配備し、被害情報の収集やパトロール、応急対策を実施します。このほか市民の方からの電話、メールによる通報も取り入れながら、地区ごとに避難の必要性を判断いたします。避難体制につきましては、市地域防災計画の規定に従い、避難準備情報、避難勧告、避難指示という流れになっております。発令については、

平成26年4月に見直された国の避難勧告等ガイドラインに従い、地域特性に即した内容を検討しているところです。また避難所については、各地区の小中学校や公民館を予定しております。なお、避難情報の伝達につきましては、各地区の区長さん等を通して実施しますが、緊急時には市の広報車や消防団による広報、携帯電話への緊急速報エリアメールを活用します。なお、現在市の防災行政無線をアナログからデジタルへの変更を予定しており、この中で遠隔地に対する同報系無線を検討しております。また、テレビやラジオによるお知らせも予定しております。

次に、平和都市宣言を生かした施策の質問ですが、本市においては昭和59年に新庄市平和都市宣言を行ってから、その理念を広く訴えるために市内の関係団体と協働で新庄市平和都市宣言推進会議を組織しております。推進会議は、各団体の平和に関する活動の支援や、毎年8月に市立図書館と連携し戦争、平和に関する図書の特設コーナーなどを設置しております。さらに、世界の恒久平和という人類共通の願いを広く訴えるため、昨年度より毎年8月15日終戦記念日に実施している新庄市平和都市宣言旗掲揚式へ小中高生の参加を要請し、次世代を担う子供たちに対する啓蒙を強化しております。また、小中学校の授業カリキュラムにおいて戦争や平和に関する授業がありますが、その指導方法として並行読書という教科書で取り上げられている本のほか、いろいろな本を読むことで別の視点を学びながら理解を深めることや、最上広域で実施する少年少女沖縄派遣事業を活用し、その報告会などを実施して戦争の悲惨さを全校生に啓蒙しております。このような取り組みを継続していくことで、引き続き広く市民に平和のとうとさを訴えるとともに、核兵器の廃絶と戦争の愚かさを訴えてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**小嶋富弥議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、私のほうから給食の食材を市内の業者から購入を進めていく考えはないかというようなことについてお答えを申し上げます。

新庄市では、平成26年3月に「しっかり食べてけんこうづくり 地域の恵みでまちづくり」のスローガンを掲げ、新庄市食育・地産地消推進計画を策定しました。新庄市は、豊かな自然に恵まれた食べ物の宝庫であり、新鮮でおいしい食材を使った味わい深い郷土料理もあります。地域の農産物や古くから受け継がれてきた郷土料理を家族で囲む団らんは、食の楽しさを深め、地域の食文化や農業を大切にすることを育むことにつながります。

給食食材については、現在各学校では優先的に地元の業者から新鮮な地元の野菜や肉を率先して取り入れています。大型店から購入することはありません。さらに、農業体験や給食便り等で地域の食材を学び、生産者と交流する機会をつくることで生産者との深い信頼関係のもとに地場産農産物の消費拡大を図り、地産地消を促進しています。また県において、毎月19日の食育の日を含む1週間を地産地消ウィークに定めたことを受け、積極的に地元の業者と関わり地産地消の献立を提供しています。各学校では、地元業者との給食物資納入についての話し合いを持ち、可能な限り地元の食材を地元の業者から購入しています。このように、地元業者と学校が連携協力しながら、今後も地元業者の販売促進に携わっていきたいと考えております。以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 最初に1番からいきませんが、アンケート調査とか現場に出向いて聞き

取り調査とか、懇談会とかいろんな方法で小規模業者の要望を聞いていくということが大事だと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 懇談会等の開催をして要望を聞いてはどうかという御質問でございますけれども、商工観光課としましては以前に比べてずっと商店街のほうに足を運びながら話し合いをしております。さまざまな会合にも出席しまして、要望をきちっと把握していると思いますので、改めて懇談会を設置するという考えは今のところございません。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** では、具体的に地域の要望ということで、先ほど教育長から給食のことで地産地消に努めているということで大変ありがたいというふうに思います。そういうことの中で、先ほども言いましたが、かつて魚などの売っている店などですが、60万円の売り上げがあったが今は10万円ほどに減ったというのは、これは地元業者の利用が、発注する立場の人が減っているんだと思います。地元の店に対して。そういう点、改善させて地元の店にできるだけ魚なども含めて買うということをやるといふ市の指導が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**小嶋富弥議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 学校給食の納入に限りまして答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、学校給食につきましては地元が業者の納入を最優先として物資を学校のほうに納入してございます。それで、各学校では地元業者との納入物資の協議会を開催しておりまして、そこで契約

のみならず業者さんのほうからの要望等も受け入れながら、可能な限り応えるような努力をしているところでございます。

ちなみに、地元食材の使用状況につきましては、新庄市は山形県でもトップクラスにありまして、地産の農産物を使うということにつきましては当然地元業者からの納入状況も高いということになっておりますので、可能な限り努力しているということで御理解いただければと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今のことについてなんですけれども、小規模業者が仕入れる価格というのは大規模業者のそれに比較しますと、高値で仕入れさせられているという、これ本当の現状があります。給食でやっぱり金額が安いものをということで余り優先されていきますと、小規模業者は太刀打ちできないというのが本当のことなんです。そういう意味で、地域内循環のためには地元から購入に補助をする仕組みも必要ではないかなと思うんです。これは小規模基本法の立場でもありますし、そういったことも考える必要があるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 学校給食に関しては先ほど申しましたように、協議会をつくりながら地元を優先させながらということでやっております。大規模と小規模の差があるというようなことなんですけれども、そんなに差はないのかなというふうに認識しておりまして、今の御指摘にはちょっとよくお答えできないということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 実際それは小売業者に

お聞きしていないから認識していないんだと思います。小売業者にお聞きしてみれば、同じ問屋から卸しているはずなのに、いろんなものが高く、小さい店には卸されるんです。大型店には安く大量に仕入れてくれるということもあって安く出しておりまして、その点からももう小さな店というのは厳しいもう、買うときから価格が高く設定されてしまっているという厳しい競争にさらされておりまして、それにそのまま乗っていることはやっぱり守れない、小さい業者を守れない。そういう意味でも聞き取りが必要だと思いますが、どうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商取引の中といいますか経済の原理としてはグロスの問題というのは確かにあると思います。大量に仕入れればやはり単価は安くなるということはあると思いますが、それはある程度市場原理が働くわけでございまして、給食等に関しては特に地元という意識を強くしているわけでございますので、市としてはさまざまな地元食材の活用ということを、手段をいろいろやっておりますのでその辺はご理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そういうことで、小規模関係ではぜひ私としては地元の商店の皆さん頑張っておられるわけですから、固定資産税払ったりしているわけですから、そういう商店を守っていく立場にも立つということで、さらに給食の食材のほかにも、さらにもそれを支えていくためにも仕入れのこととか要望を聞いていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、住宅リフォームのことなんですけど、25年度の当市の住宅リフォーム補助額は2,879万円でした。その経済波及効果は先ほど市長にもありましたが、3.5億円ということで13倍にも

なっております。ほかの市の予算を見ますと、寒河江市は5,000万円、村山市は4,450万円、東根市では6,300万円で市独自の補助を上乗せしております。対象工事額を10万以上に下げたり、対象工事を市独自に広げて市内業者の仕事おこしにつなげております。屋根塗りとか畳がえなども含めて少し市独自で広げていけば市民も業者も、そして市内経済にとっても全てよしにつながると思いますので、その拡充、市独自の施策、考えはないか再度お聞きします。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** リフォーム補助金につきましては、先ほどの市長の答弁のとおり非常に皆様方から好評をいただいている制度でございます。本年度につきましても、現在のところ107件というふうな形で申し込みがございます。今御指摘のとおり、内容の充実等の部分でございますけれども、一つの方策としましてリフォーム補助金にあわせて、リフォーム補助金の中にも省エネ化、バリアフリー化、県木材の利用、克雪化というふうな項目がございまして、それとあわせて例えば水回りの改修ですとか、居室内の内装の様子がえとかというふうな形で加えますと、その工事を含めまして一体の請負工事により実施する場につきましては補助対象にカウントが可能というふうなことでございます。そのために、組み合わせによっては非常に有効かというふうに思うわけでございます。補助金そのものにつきましては、現在県の補助金を充ててございます。そういうふうなものにつきましては、現在のところこの制度そのものにつきましては継続したいというふうに考えてございます。以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 国保税についてですけども、先ほど私壇上から言いました仙台市の

例がありました。そこで、国の特別交付金を活用してやるという、仙台市やるわけなんです、新庄市でも同じような特別交付金活用ということとは考えられないのか、どうでしょうか。

**荒澤宏二健康課長** 議長、荒澤宏二。

**小嶋富弥議長** 健康課長荒澤宏二君。

**荒澤宏二健康課長** 仙台市の国の特別調整交付金を活用しての国保税の安くするというか、下げるといふことでの取り組みを新庄市でもできないかという御質問かと思っております。仙台市で行っておりますそのいわゆる財源ですけれども、3年半前の東日本大震災で仙台市なども非常に被害あったわけですけれども、国のほうで国保の国庫補助金として特別調整交付金の中に東日本大震災による財政負担増があった被災自治体に支援する交付金ということでの活用です。新庄市には残念ながらその特別調整交付金、その内容では来ておりません。以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 中小零細の小規模企業というか、小規模企業の方々は赤字というものが少なくないです。たとえ赤字だったとしても中小業者は固定資産税を払い、従業員の雇用を確保して所得税や住民税を払っております。大量の中小業者が廃業すれば失業の増大、雇用保険負担増、生活保護へとそのしわ寄せなど社会的にも大きな損失です。国保税などの社会保険の負担軽減とともに、先ほど市長も言っていたが金融施策も重要だと思います。市独自の先ほど金融対策がありましたが、これは大変いいと評価します。

さらに東根市でやっているそうですが、政府系から低い金利で借りている方が市独自での利子補給も受けられるとのこと。例えば、政府系から1,000万円借りて利息が1.45%だったとすると、そこに東根市で1%部分を3年間持ってくれるということ。大変ありがたいが

れております。昨年度は40件の活用があったそうです。新庄市でも中小零細業者を助ける意味でもやってほしいという声がありました。どう考えておられるかお聞かせください。

**東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。**

**小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長 東根市の利子補給等に関する御質問でございますけれども、東根の内容を調べてみますと、例えば運転資金ですと100万以上700万円以内ということで、確かに1%の補助をするというようなことになっているようでございます。ただ、新庄市としましては独自の施策で小売商業振興資金あるいは地域産業振興資金で保証料の補填をしております。金額につきましては、上限は例えば運転資金、設備資金両方可能ですけれども、1,000万円までということでしております。東根市のほうでは700万ということですから、それ以上の金額を借りても700万までというふうに決めているんだと思うんですけれども、新庄市の場合は上限がある。それよりも高い。それから、喜ばれているといいますか、その辺は下限がその東根みたいに100万以上というふうに限られてしまいますと、それ以下のものに対応できないということがございます。うちの場合ですと1,000万円以内ということで、下限はないというふうなことでございます。あと、政府資金関係でということですと、企業者の借入金利子補給という制度を市で独自で持っておりまして、これにもそれに対応してこれは利子補給でございますけれども、そういう制度をつくっておりますので、東根さんよりも制度的にはいいのかなというふうに考えているところです。**

**1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。**

**小嶋富弥議長 佐藤悦子君。**

**1 番（佐藤悦子議員） 公営住宅入居時の保証人の免除についてなんですが、個別に対応してくださるということですので、今までよりはわ**

かる、いいような気がするのですが、その市長が特に必要と認めた方に保証人免除もあるということをお知らせしなかったために入居を諦めざるを得なかった方がおられるわけです。今後そういう方が出ることがあるわけですから、周知、市民の方に少しお知らせする手だてが必要だと思いますが、その考えについてお聞かせください。

**松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。**

**小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。**

**松坂聡士都市整備課長 公営住宅の入居に対しての保証人でございます。書類の提出上保証人を指定いただくというふうなことが原則でございます。ただし、いわゆる入居の手続の段階で市長が特別な事情があると認める者に対してというふうな項目がございまして、この者につきましては、やはりそれぞれの事情がございまして、そのためにまず第1番目には、相談とかというふうな形で聞き取り等を実施しましていろいろと相談に乗りたいというふうに考えてございます。原則的にはやはり連帯保証人をつけていただくというふうなことが原則となりますので、その辺で特別な事情というふうに考えられる場合については、こちらのほうにご相談していただきたいというふうに思います。以上でございます。**

**1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。**

**小嶋富弥議長 佐藤悦子君。**

**1 番（佐藤悦子議員） 特別な事情がある場合ということで、今までも条例はあったようなんです。でも、その条例をわざわざ市民が見ているわけでもないですし、なかなか知らされていないわけなんです。それをどう必要な方が、自分で諦める前に相談に行けるようにするにはどうするかということです。**

**松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。**

**小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。**

**松坂聡士都市整備課長 一つの事例でございます**



けれども、例えば、そういう方々がおりますとい  
いわゆる緊急時の連絡先とか身元引受人という  
ふうな方がおる場合がございますと、やはりそ  
の方につきまして連帯保証人としてなってい  
ただくというふうなことも考えられるわけござ  
います。そのために、いわゆる私どものほうの  
窓口とにかく来ていただいて、個々相談して  
いただくというふうなことが一番大事かとい  
うふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 土砂災害防止法の第25  
条に基づく補助で、特別警戒区域から移転す  
る場合786万円の補助が出るということを知ら  
ない方もおられて、尾花沢市で行政訴訟があり  
ました。こういうことがないようにお知らせす  
る必要があると思うのですが、どう考えていま  
すか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 危険区域からの移転に対する  
補助金ということでの御質問でございます。

新庄市危険区域につきまして、先ほど市長の  
ほうからありましたように現地の地域に対する  
説明会というものを開催しております。そちら  
の説明会のときに指定についての内容について  
説明されております。その席で、こういうふう  
なことというところで該当項目として説明があ  
ったというふうに承知しております。なお、全  
部の地域が説明終わりました段階でさらに周知  
をするということもございますので、その辺御  
承知おきいただきたいと思っております。以上です。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたしま  
す。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

## 奥山省三議員の質問

小嶋富弥議長 次に、奥山省三君。

（7番奥山省三議員登壇）（拍手）

7 番（奥山省三議員） おはようございます。

開成の会の奥山です。通告に従いまして一般  
質問を行います。

まず最初に、都市、田舎交流促進事業につい  
て。今年度の主要事業として、都市との交流を  
図り田舎の魅力を都会に発信することとしてこ  
の事業ができたと思っておりますが、地域おこし協力  
隊員の現在の活動はどのようなものかお聞きし  
ます。

また、その成果といいますか効果というか、  
すぐにはそれは出ないと思っておりますけれども、ど  
のように考えているのかもあわせてお聞きした  
いと思っております。

次に、新庄まつりについてですが、ことしも  
新庄市の最大のイベントの新庄まつりが終わっ  
たわけでございますが、まつりに外国人とい  
いますか、旅行者は何人ぐらい訪れたのでしょ  
うか。

また、台湾とのインバウンド事業もやってい  
ましたけれども、それについても何人ぐらい来  
られたのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと  
思います。

これから世界ユネスコ遺産に登録されよう  
とされていますけれども、もし登録された場合に問  
題になるようなことは特になのか。

また、まつり100万人の構想に向けて今後の  
課題は何であるのか、どのように考えているの  
かお聞きしたいと思っております。

それから、人口減少社会における財政計画に  
つきまして、人口減少化がますます当市も進ん

でいるように感じますが、これから当市の人口減少もますます加速していくと考えられます。それに合わせて財政も縮小していくのではないかと思います。市の財政も厳しくなって大変になると思われまので、将来どのようになっていくのか予測は立てておられるのでしょうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

また、今後の財源の補填についてもどのように考えているのかお聞きします。

それから最後ですが、旧泉田橋の解体についてです。

これは以前から何回も申し上げておりますが、明快な回答はまだもらっておりません。今回、広島で土砂災害が起きましたけれども、全国今どこでもゲリラ豪雨があってもおかしくないような大気の不安定な状況にあります。もし、泉田川の上流でそういうゲリラ豪雨が発生したら、現在の状況では大変なことになると思います。洪水が起こり、近隣に被害を及ぼすことは明白です。この橋の解体につきまして、どのように考えているのかお聞きします。地域の安全・安心を考える点からも、今後どのような対策を立ててやっていくのかもお聞きしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

都市と田舎交流促進事業についてであります。本年7月から都会からの交流人口の拡大を図ることを目的として、本市初となる地域おこし協力隊員を商工観光課に配置し、採用から約2カ月を経過しましたが、これまでの活動状況について御報告させていただきます。

具体的な事例で申し上げますと、最上伝承野菜生産農家への取材、畑ナスのイベントの支援、

KitoKito Marcheにおけるカフェメニューの開発、協力隊員独自のフェイスブックによる情報発信、最上郡内の地域おこし協力隊ネットワークの構築と意見交換の実施などを行っているところでありま。

今後は、本市の歴史や文化への知識を深め、地域資源の発掘、都会目線による農村体験メニューの磨き上げ、開拓を行い、都市と農村の交流促進を図ってまいります。宿泊施設が少ないことが本市の観光事業の大きな課題でありますので、滞在型の余暇活動を行えるよう協力隊員とともに努力してまいります。また、今後農林課に配属される地域おこし協力隊員とも連携して、相乗効果により交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、新庄まつりについてであります。本年も県内外から多くの方々にお越しいただき、52万5,000人の人出となりました。特に24日においては、過去最高の22万人の人出となっております。人出の算出については、関係者の意見を聴取し天候、曜日配列、行事内容の諸条件などを考慮し総合的に判断しております。

外国人旅行の対応といたしまして、ことしは昨年と変わらしてツアーの実施の知らせは入っておりません。昨年、台湾からのエージェントを招聘して新庄まつりのPRを行っておりますが、外国人の個人旅行者はかなり見かけておりますが、団体旅行ではないという状況を報告いただいております。

今後、ユネスコ無形文化遺産の登録で海外への知名度も高くなることから、現在取り組んでおります外国人誘客推進事業により国際旅行博や商談会に参加し、外国人旅行客や旅行エージェントへの情報発信を強化するとともに、外国人旅行客に対するおもてなしや受け入れ態勢の整備を一層推進してまいります。

また、誘客100万人の実現に向けて開催日時、山車の御祝儀や助成金、宿泊施設の整備、観覧

場所や駐車場の確保、トイレの増設やごみの処理、案内掲示の充実など、まつりのにぎわいを楽しむことのできる条件整備が必要であると考えております。新庄まつり委員会及び関係機関との連携や調整を図りながら、新庄まつり百年の大計で掲げている課題の解決を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、人口減少社会における財政計画についてであります。人口減少に伴う本市財政の主な影響として納税人口の減少に伴う市税の減少と、国勢調査人口を基礎として算定する項目が多数を占める普通交付税の減少が考えられます。市税収入につきましては、御指摘のとおり減少傾向にあるものと予測しております。しかしながら、市税収入は景気の動向によって左右されるものであり、またこの数年間は人口が減少しているにもかかわらず景気を持ち直しから税収が伸びている状況にあります。このようなことから考えても、今後の景気の先行きが不透明な状況において将来的な税収の数値的な予測を立てることは非常に難しい状況にあると考えております。

一方、普通交付税につきましては、国勢調査人口を基礎としている部分については確実に減少するものと思われ、これによって今後の普通交付税も減少傾向にあると考えております。

このような収入の減少が予測される中で、安定した財政運営を図るためには経常的な財源の不足分を安易に他の臨時的な財源に頼ることなく、財政運営の基本である歳入規模に合った歳出規模に立ち返った財政運営が必要と考えております。現在、中期財政計画の策定作業中ですが、今後の収入減少が見込まれる中での市税を初めとする経常的な財源の安定確保と、経常的経費の抑制、そして計画的な施設整備事業の実施と市債発行の抑制などによって財政運営の安定性と継続性を確保し、市財政の健全性を将来的にも確保していかなければならないも

のと考えております。

次に、旧泉田橋の件であります。昭和44年に国道13号がバイパス開通したことにより市に移管されたものであります。その後、老朽化が進み平成19年1月から全面通行どめの措置を取り現在に至っております。平成23年3月からは、老朽化に伴うコンクリート片の落下防止のため、剝離防止ネットを設置して安全対策を講じているところであります。平成22年度より市内全域の市道橋117橋について3年間点検を実施、平成25年度に長寿命化修繕計画を策定いたしました。これにより従来の事後的な修繕から予防的な修繕へ転換することで、供用している橋の安全性、信頼性を確保するため緊急度の高い橋から順次修繕を実施したいと考えております。

旧泉田橋の撤去につきましては、効果促進事業により国の交付金として取り扱えることになりましたが、平成28年度まで策定するよう国から求められている公共施設等総合管理計画の中に取り込み、確実性があり効果的な財源確保を模索してまいりたいと考えております。当面は設置している剝離防止ネットを維持しつつパトロール等を実施し安全を確保してまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 答弁ありがとうございました。

まず、最初泉田橋から、再質問させていただきます。

今、昭和9年生まれの人がことし80歳になりますけれども、この泉田橋も80歳でございます。鉄筋コンクリートの橋の平均寿命は50年ですので、かなりオーバーしているという状況でございます。前にもこの質問を何回もしておりますけれども、はっきりした回答はもらっていません。今回、平成28年度までいろんな計画を立て

て何かやるような感じですがけれども、ちょっとはっきり明確にはわかりませんので、今ある程度財政も回復していると思います。前は実質公債費比率が30%を超えていましたけれども、その辺は大丈夫だと思いますので、撤去費用が捻出できる財政状況には私はなっているというふうに考えていますけれども、その辺のところどういうふうにお考えかお願いしたいと思います。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 泉田橋につきましては、前回の議会でも議員のほうから御質問いただいております。先ほどの市長の答弁でもございましたとおり、28年度まで国のほうから策定するよう求められております公共施設等総合管理計画というふうなものがございます。その中に組み入れまして、それを一つの条件とすることでございまして、起債関係の財源を確保したいというふうに思っているところでございます。そのために、現在のところ平成26年度にいわゆる補助対象として効果促進事業というふうな形で取り扱うことが可能となったわけですが、それにつきましてもやはり起債のものにつきましては、このいわゆる公共施設の総合管理計画、これが定められることが一つの条件というふうな形でございます。その条件をクリアするために、その計画を作成したいというふうに考えてございます。そのために、それ以降というふうな形で検討したいというふうに思っているところでございます。

また、当面のいわゆる安全面ですがけれども、それにつきましてはやはり現在剝離ネットというふうな形で、これは県の建設業協会の最上支部のほうから寄附をいただいて設置したものでございます。その維持をしながら安全確保、パトロール等を実施しながら見ていきたいというふうに思うわけでございます。どちらにいたしましても、安全面をいろいろ確認しながら維

持をしていきたいというふうに考えてございます。

**7 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**7 番（奥山省三議員）** その管理計画を立てて、これ28年ですか、やっていくという考えのようですがけれども、今現状をちょっと申してみたいと思います。

今、網を張っていますけれども、ネットをかけて崩れ落ちるのを防いでいますけれども、それも現状では網に崩れ落ちたコンクリートの塊が大きくなって膨れ上がって危険な状態です。それから、橋の南のほうに支障木といいますか柳の木がすごい大木になっております。これだけで撤去というか、この撤去に関しては市の仕事じゃない県の仕事と言われればそれまでなんですけれども、やっぱりこれも伐採しなければ川に水が出たような場合には大変なことになると思います。これらについてはどういうふうに考えているのか、その辺のところをもう1回お願いしますと思います。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** やはり、剝離ネットそのものにつきましても数年たっておりますので、コンクリートの破片等、いわゆるたまっている状況でございます。それにつきましては、こちらのほうでもいわゆるそれを解消する方策等を進めまして、安全にしたいというふうに考えてございます。

あともう1点の、支障木でございます。支障木につきましては、やはり河川管理者が県というふうなこともございまして、なかなか市独自ではできないこととございます。これにつきましては、やはりほかの河川もあるというふうなこととございますので、支障木撤去等につきましてはやはり県のほうに要望していきなり、そういうふうな活動を進めたいというふうに考え

てございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 支障木に関してですが、前に県議会議員にお願いして言ったこともあるんですけども、県は全然動いてくれないような状況なんです。だからといっても、そのままにしておいていいのか、今週河川清掃もありますけれども、やっぱりみんながそれを見てちょっと危険な状態にあるというふうに感じています。市の方は前回も誰も来ませんでしたけれども、いろんなことを言われるのが嫌だから来ないのかもしれないけれども、それはしょうがないと思いますけれども、そういう考えでは私はうまくないと思いますので、やっぱり地元の人も協力するつもりでいますので、ちょっと何らかの支障木に関して、みんなで協力して伐採するというようなことも頭に入れてこれから進めていってほしいというふうに考えますけれども、その点については、支障木については全然市ではさわれないということになるのでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 いわゆる支障木、河川の中でございます。河川管理者というふうな形で県が管理している河川でございますので、やはりその点につきましては市のほうから県のほうに支障木撤去というふうな形で要望していくというふうな形になろうかと思えます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） だから幾らお願いしても、県は動いてくれませんが、前にも滝の倉のほうでも支障木について伐採してほしいというような話その泉田川について言われたんです。それで、県のほうに私も直接行って言ったこともあるんですけども、県も何かやっ

ぱり予算がないというかその件に関してはほとんど動いていない状況です。だからそのままというふうなことをすると、やっぱり水が出たときには大変なことになることは明白ですので、もう少し市としてもその大きい大木だけでも何とかするというか、そういうことは考えていないのでしょうか。その辺もう1回お聞きしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 先ほども申しあげましたとおり、やはり河川の管理者が第一でございます。河川の管理者にお願いするというふうな第一義的でございます。その要望につきまして、可能な限りやはりこちらでも継続して要望していくというふうな形をとるというふうなことでございます。その辺につきましては、やはり地元の方、皆さん方のお力も必要かと思えます。その辺につきましては、行政だけではなくて皆さんからの声もいろいろ拝借しながら県のほうに要望していきたいというふうに考えてございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 県というふうに課長言いますけれども、やっぱり地域住民の安全・安心を考えて行政はやっていくというふうに私は思っていますけれども、県に任せても何もしないということではやっぱり新庄市としてもそれでいいのかというふうに私は思いますけれども、もう少しアクションを起こしてほしいと思いますけれども、その点どういうふうに考えているのか。

それから、今回がんばる地域交付金というのを国から交付されていますけれども、これを充当することは無理だったのでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 私どもの要望そのものについても、例えばこちらで道路、河川等要望がございます。その中で、ただ優先順位を上げるというふうなことが1つ考えられるわけです。ただし、やはり県もその予算の中、最上総合支庁管内の予算の中で対応するというふうなことで、非常にやはり地区の皆さん方を思うと歯がゆい思いをしているというふうに感じてございます。やはりその要望に関しても優先順位等を上げるというふうなことで、これからも要望については粘り強くやっていきたいというふうに考えてございます。

**7 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**7 番（奥山省三議員）** 今、私お聞きしたのはがんばる地域交付金について、返事なかったのですけども、その点お願いします。

**小野 享財政課長** 議長、小野 享。

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

**小野 享財政課長** ただいま、がんばる地域交付金、このたびの9月補正で計上しております交付金に関して、ただいまの橋の撤去に関して充当できないかというふうな御質問でございます。

このたびのがんばる地域交付金につきましては、いわゆる地方自治体の負担分を国が市の単独事業に対して援助する、概略を申しますとそういう形になります。ですからこのたびの9月補正におきましても、テニスコートの改修事業、神宝荘の整備事業等に充当させていただいておりますが、このたびの今お話に出ておりますいわゆる橋の撤去に関しましては、先ほど都市整備課長がお話しされましたように、いわゆる起債充当がいずれは可能であろうというふうなまず条件もございます。ですから、いわゆる必要性の順番としては全くその財源を持たない、市単独事業を優先してこのたびはがんばる地域交付金を充てたと。まず1つがその考えでございます。ということで、このたびの充当先につい

てはそういう考えでさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**7 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**7 番（奥山省三議員）** 私、総務省にちょっとお聞きしました。そうしたらそれはやっぱり可能だということでしたので、いずれにしてもこのままの状態では地域住民のまず安心・安全は守れないと思われまので、早急に解体撤去することをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

それから、もう一つ、これから公共施設が老朽化を迎えているいろいろ更新されると思いますけれども、その順番でいきますと、その今の泉田橋が一番最後になってまたそのまま残されるという心配もありますので、そういうことのないようにまず早急に解体撤去されることをお願いして次の質問に移らせていただきます。

次は、2番目の新庄まつりについてちょっと質問してみたいと思います。

ことしのまつりの特徴として、各町内でも頑張ったと思いますけれども、華やかさがあって今までよりも各山車が華やかであったというふうには私は感じましたけれども、それにあわせて山車の制作費も増額されてくるというふうには考えますけれども、数百万円という制作費について、これから人口減少が続きますけれどもこういう社会においてこの金額を捻出するのは大変なことだと思われま。市のわずかな助成では今後成り立っていかないのではないのでしょうか。企業の協賛も今後必要になってくるのではないかと私は思われまけれども、今まで企業の協力なしで町内の住民が頑張るまつりを盛り上げてきたことは新庄市の誇りと思われまけれども、100万人というふうには夢というか構想の実現のためには、今は転換期に差しかかっていると思われまが、どのように考えるかちょっとお聞きしたいと思います。

**東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。**

**小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長 新庄まつり、ことしも**  
天候に恵まれたということもございますけれども、52万5,000人という大変なにぎわいでも、52万5,000人という大変なにぎわいでございまして、本当に宵祭りは人通りもすれ違うこともできないほどたくさんの人からおいでいただきまして大変盛況だったのではないかなというふうに考えております。

御質問の内容につきましてですが、新庄まつり百年の大計ということで計画をしておりますけれども、やはりその中では曜日の問題とか、財源の問題、それから今はまつり委員会ということで主催していることを実行委員会組織でできないのかといったことが課題として計画されているわけです。やはりその辺はこちらとしても課題の中に入れてございまして、まず一番最初に曜日の問題とか財源の問題とかにつきましては、あるいは後継者の問題につきましては、今のまつり委員会組織では団体の意見は聞いてはおるんですけども、やはり目先のそのまつりをどう運営するかということに話が向いてしまいますので、やはり実行委員会組織できちっとした部会を整備しながら話を吸い上げてだんだん上のほうに上げて討論をするという組織をきちっとつくりたいとまずいというふうに認識しております。できれば来年260年ということですので、来年の実行委員会をつくるということで、そして組織討論の場をきちっと設けて話を進めていきたいというふうに考えております。

まつりの運営費の問題も当然市としても、後継者の育成も含めて大変な重要な問題だと思っておりますので、その実行委員会の中でも話し合いをしながら今後負担金の増についてはやはり検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

**7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。**

**小嶋富弥議長 奥山省三君。**

**7 番（奥山省三議員）** ことし私、五所川原の立佞武多に見学行ってきましたけれども、ことしの人出は104万人だったそうです。ただ、8月4日から8月8日までの5日間での集客数ですからちょっと新庄市とは違います。それでも昨年よりは30万人減少したそうです。減少した理由というのが、天候がよくなかったことと、曜日が月曜日から金曜日までだった、土曜日、日曜日が入らなかったってそういうことが主な原因のようでした。新庄市も100万人という構想を実現するためには、曜日とかそれから日数とか、今までのただやり方だけでは100万人というふうなこれ以上の人出の伸びは無理というふうに私は考えますけれども、その点についてどのように考えてやっていくつもりなのか再度お聞きしたいと思います。

**東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。**

**小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。**

**東海林 智商工観光課長 県内の祭りにつきまして**  
は、大きい祭りとして山形の花笠、あるいは村山の徳内といった祭りがあるわけですが、天候ということもあるんでしょうけれども、最近はずだんだんと減少傾向にあるというふうに聞いております。ただ、その中で新庄のまつりはだんだんと人がふえているねというふうな話をよく耳にいたします。曜日の問題とかございましたけれども、やはり新庄がだんだんその人がふえているねとかという評価をいただいているということには、やっぱり伝統をある程度きちっと守ってやっているということがあって長く続いているということにもなっていると思います。

確かに先ほど申しました百年の大計の中での課題として曜日の設定の問題等もございまして、やはりそこは歴史を重んじていくのか、それともその商業ベースに乗っていくのかという瀬戸際ではあると思うんですが、今まで曜日

を変更したりしてうまくいったという話は余り聞きません。新庄のまつりも曜日を変更したことが、相当前だそうですねけれどもあったそうですねけれども、すぐに元に戻ったというようなこともございますので、その辺を考えながら先ほど申しました実行委員会を組織しながら検討していきたいというふうに考えております。

**7 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**7 番（奥山省三議員）** 課長の話ですと、今までの伝統を守って日にちも変えない、今までのままでやっていくというふうに受けとめましたけれども、ただ100万人という構想を立てていくとするなら、やっぱり100万人を目指していくのか、ただ今までの伝統をただ守っていればいいというのは、ちょっとどちらのほうをとるのか私はちょっとわかりませんが、企業の協賛なんかも別に考えないで今までどおり市民で頑張るって。ただ、今この人口減少社会において大変な税収も減って市も大変だと思いますけれども、もう少し助成とかそういうふうなことも考えていかないとやっぱり100万人というのは無理だと思いますけれども、その点について再度答弁をお願いしたいと思います。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** やはり財源の問題で、寄附金とか民間からの資金を受け入れるということについては、やはりまつりを財源を安定化させるためにはそれは必要なことだと思います。ただ、青森のねぶたのようにもうまるきり企業の協賛金等で、作り手ももうプロだといったようなそういう新庄まつりというのは、個人的にはそういうふうを持っていくと余り将来的にはよろしくはないのではないかとというふうに考えているところです。いずれにしましても、社会資本の整備といえますか、道路とか駐車場の整備とかも必要です。それ以上に、やっぱり後

継者の育成といったことが大事だというふうにも考えておりますので、実行委員会等で話をしながら今後検討をしてみたいというふうにも考えております。

**7 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**7 番（奥山省三議員）** 商業ベースは考えないというふうなことだと思いますので、今までのとおりで頑張っただけから100万人誘客実現のためにいろんな方策を考えて実現するということだと思いますので、頑張っただけだと思います。

次、1番目の地域おこし協力隊についてちょっとお伺いしたいと思います。

この事業は、総務省で始めたんですけれども、大分前から行っていて私も2年ぐらい前に十日町市に行ったことありますけれども、そのときは地域おこし協力隊の方がちょっといなかったんですけれども話は何うことができなくて、市の担当者の説明しか聞くことができなかったんですけれども、当市としてはこの地域おこし協力隊につきましてどのように考えているとか、さっき市長の説明がよく詳しく具体的にどうかにかはちょっとよくわからなかったんですけれども、地域資源の開発とか伝承野菜とかいろいろな話がありましたけれども、将来的にどのような、地域おこし協力隊をどのように持つていくのかその辺のところをもう1回ちょっとお願いしたいと思います。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 地域おこし協力隊ということで、総括的な部分になりますので私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

生活支援から始まりましてさまざまな産業、地場産業への応援等々、伝統文化、地域のさまざまなその資源を用いながらその地域に対する刺激をいただいて、都会からの発想もあるいは



感性として刺激を受けた中で地域協力活動というように行っていきたいというところがこの趣旨でございますので、都会の方々からの受け入れをさまざま他の町村のいいところ悪いところというようなものを、こちらのほうで調査もした中で導入ということで踏み切ったわけでございますが、今後ともそのメリットを生かしながら、あるいはデメリットが出るとすれば改善を図りながら事業の定着、協力隊員の定着、定住化というようなところも含めて少し期待値を上げてやっていきたいというふうに思っております。したがって、採用の仕方につきましてもできれば年度当初からというような単位でやってまいりたいということも含めながら、今新年度に向けた形の中で全庁的にこの協力隊の採用というようなことについても各課のほうで意識を高揚していただくために、うちの課のほうからも発信しているというようなところでございます。

**7 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**7 番（奥山省三議員）** 今回まだ始めたばかりですけれども、この地域おこし協力隊員をどの地域に配置というかそういうふうに考えているのか、それともただ市内に置いて全体的なものを見てもらうのか、そのようなところはどうかというふうに考えているのかちょっとお聞きしたいと思っております。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 地域的な配置というふうなことも今ございましたが、各市町村をさまざま見てみますと、その活動内容に応じてさまざまなのでございます。したがって、その特質を踏まえながら協力いただける活動の性質というか、あるいはその目標というふうなものも見据えた形の中で設定すべきであろうというふうに思います。したがって地域に特定し

て張りつけるというようなやり方、あるいは各地域で要請があれば出向いていけるような形、さまざまあるかと思っておりますので、その特性に応じた形の中で配置すべきその効果性で判断していかなければいけないというふうに思っております。

**7 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**7 番（奥山省三議員）** この地域おこし協力隊員ですけれども、年数といいますかどのくらい、何年ぐらいになったら地域に配置するというか、どういうふうに考えているのか。それから、将来定住に結びつけるというふうに考えているように思いますけれども、その点市としてはどうかというふうに考えているのか、もうちょっとお聞きしたいと思います。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 最初のほうの御質問でしたが、一応総務省からの財政措置、この条件といたしましては3年間というふうなことでございます。その後の配置というふうな部分につきましては、措置はないというふうな形になります。

定着、定住の方向性につきましては、財政的な絡みもあるんですが、一番は本人のほうの意向なのであるということ、この地域でのその活動をもとに、ここにいわば骨を埋めるような形でも定住していききたい、あるいは婚活などの契機で定住化というふうな方向に結びついていくというふうなことも考えられます。あるいは首都圏、政令指定都市に自分の生まれ育ったところがあるわけですので、そちらの方々とのそのコミュニケーションのとり方によっては交流のほうにつながっていくというようなことも考えられますし、定住化に向けた切り口はさまざま期待される面があるかと思っておりますので、今はこのような形で、このような方策であるべ

きというようなどころまでは考えておりません。各市町村におきましても、同じような形でございまして、定着を図るためには自治体として採用試験を受けるというようなどころも結構見えるようでして、あるいは定着のほうに結びついてなく各地域に渡っていくというような形もあるかと思っておりますので、本人と地域とのかかわりの中でそれは自然に出てくるであろうと思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の話ですと、3年間という年数ですけれども、3年であと見放されるということになるということ、その採用された方も大変だと思っておりますけれども、それ以降については市としてはどのように支援していくか、その方が定住、定着というか考えようについてはその3年間だけではちょっと足りないと思っておりますけれども、その点については市としてはどのように考えているのかちょっとお聞きしたいと思っております。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 単身で入ってくる方ありますので、自治体のかかわりというようなのが非常に大切になってまいります。地域とのかかわりも非常に大切になってまいりますので、コミュニケーションをとること、これが一番。あとは、他市町村との交流、同じ協力隊員との交流、こういうようなことも図ってまいります。それで、定着化のほうをぜひぜひお願いしたいというふうなことでございますが、やはり選ぶのは協力隊員というようことになります。見放すという今言葉が出ましたけれども、自治体が見放されている場合もあります。ですから3年間の中で、別のところに移っていくというような方々もいらっしゃいます。したがって、新庄市のその地域、この特性を本人も将来

性を感じてもらいまして、新庄のこの城下の中で一緒になって生きていきたいというような方々については当然残っていただけるというような形になるでしょうし、特に地域活動というようなものを進めていく上での同胞を得るというようなことの中で、特段その方への支援というようなものについては現在のところは考えてございません。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） わかりました。その地域おこし協力隊の方に地域を知ってもらって、地域の人とのつながりを持って将来的には定住してもらおうことを、この事業が芽を出すことを希望いたしまして以上質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

## 石川正志議員の質問

小嶋富弥議長 次に、石川正志君。

（5番石川正志議員登壇）（拍手）

5 番（石川正志議員） 絆の会の石川でございます。よろしくお願いたします。

初めに、発言通告書の訂正をお願いいたします。申しわけございませんが、左側4つ目の丸印、「新庄市公共下水道認可事業区域」とありますが、これを「新庄市公共下水道事業計画区域」に変更をお願いいたします。

それでは、通告書に基づき質問をさせていた

できます。

新庄市では、生活排水の処理として公共下水道、農業集落排水、そして合併処理浄化槽の3つの方法で市内全域をカバーしております。新庄市公共下水道事業計画では、第1期から第4期事業認可区域まで順次整備され、ようやく第5期認可区域が整備されているようですが、果たして県全域生活排水処理施設整備基本構想にあるような泉田川以北まで公共下水道の計画が現実的なのかという疑問を持ちました。これまでの公共下水道布設の原資として国家補助金に半分依存しているため整備がわずかずつしか進捗しないことと、仮に国道13号線沿いに本管布設工事を行った場合、想定される受益者の数が市街地と比較して少ないため費用対効果が望めるかというのが理由でございます。

あわせて、本合海地区は県全域構想によれば農業集落排水の計画になっておりますが、現況はどうなっているのか。また、農業集落排水や合併処理浄化槽などは生活排水処理の補助メニューに位置づけられていると思いますが、その他の例えばコミュニティプラントという考えはこれまで計画を立てる上で検討されてきたのかをお伺いいたします。

「水一滴きれいに使うその気持ち、小さなことから始めよう」、市役所庁舎正面に市内の小学生の標語が記載されております。生活排水処理の目的は、快適で安全な生活や美しい自然環境を守っていくことです。これは市民の生活の暮らしの質の向上に直結することから、新庄市に暮らす人々がひとしく享受されるべき公共的なサービスであると思えます。認可区域に指定されても公共下水道工事を待ち続ける市民も多くいる状況で、さらに遠くに住む市民は一体いつになったらサービスを受けられるのでしょうか。よその自治体では、合併処理浄化槽の整備により力を入れ、時間的な不公平感を是正しているところがあると聞いております。新庄市と

して、合併処理浄化槽整備をこれまで以上に推進していく考えがあるのかお尋ねします。

仮に時間的な不公平感を是正するため、県全域生活排水処理施設基本構想を根本的に見直し、コミュニティプラントや合併処理浄化槽など浄化施設の分散を図った場合に、公共下水道の計画が縮小されますが、これまで交付されてきた補助金の返還などは想定されるのか伺います。

また、合併処理浄化槽整備を推進していく考えがあるとするならば大きな壁が想定されます。質問項目の2番目、3番目になります。

1つは、自己負担の問題です。公共下水道の受益者負担は受益地面積に単価420円を掛けた金額、すなわち仮に宅地面積が約100坪の場合13万8,800円になります。一方、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を活用した場合、5人槽で約100万円の設置工事費がかかるとすれば、上限の35万2,000円が補助されることから自己負担は64万8,000円になります。また、農業集落排水の場合、受益者負担はおおむね30万円弱となっておりますので、制度の違いこそあれ合併処理浄化槽の自己負担額が多いということがわかります。また、設置後の維持管理費は合併処理浄化槽の場合点検保守や清掃が義務づけられているため、年間最低でもおよそ3万9,000円かかります。初期経費における受益者負担と自己負担の格差を是正する必要があると思えますが、補助金の新庄市負担分をかき上げるなどして、自己負担の軽減を図る考えはあるのか伺います。

2つ目の課題ですが、現行の制度では合併処理浄化槽設置整備にかかわる補助金は原則公共下水道と農業集落排水の計画区域である場合、その恩恵を受けることができません。計画区域であっても補助の対象となるような方法がないのか伺います。

次に、雪にかかわる質問です。

残念なことに昨年度も大雪に見舞われ、新庄

市の除排雪に係る経費も7億5,000万円を超えました。昨年12月定例会では、雪処理にかかわる条例の件で一般質問させていただきました。早速職員を青森市に派遣していただけるとのこと、またあわせて市道の除排雪に関しては多くの市民の方々からお褒めの言葉を頂戴していることはありがたいことであると思います。

さて、新庄市では生活道路の除排雪経費を補助する名目で、ほかにも消雪道路整備に係る補助や、除雪機購入に係る費用への補助が予算として計上されておりますが、このたびは新庄市生活道路排雪事業費補助金に関して議論したいと思います。

通告書にあるように、平成25年度決算ベースで見ると、予算100万円に対し12件の申請で支出された金額が32万9,000円となっております。言いかえると、せっかく市長が市民生活向上のために組んだ予算の7割弱が使っていただけなかったこととなります。制度自体に問題があるのではないかと疑ってしまいます。

新庄市の生活道路と言われる部分は、総延長で42キロ、市道除雪が223キロですから約5分の1になります。生活道路沿線の市民の中には、自助、互助の排雪を行っており、公助までいかないケースもあると伺いましたが、先ほどの12件にかかわる市民の皆さんは多額の自己負担をしている現状にあります。市道と生活道路を全く同じに考えるのは無理ですが、雪と闘いながら暮らしているという観点では同じです。

そこで、生活道路沿線に住んでいる市民から一定の負担はいただきながら、道路の排雪は新庄市で行うような制度設計や、自己負担軽減を図るために補助金交付にかかわる算定根拠の見直しはできないものか伺います。

大きなくりの最後の質問になります。

あえて山尾市長に苦言を呈することになりますが、人口減少社会に対応する上で民間活力を増進することや、交流人口を拡大させ一定の経

済効果を得るための政策の一環として、そば祭りなどのイベント開催や外国人誘致のためのインバウンドの事業が行われてきました。これらの施策の趣旨は私も理解し予算審議において賛成してまいりました。しかしながら、行政の役割を改めて考える場合、新庄市で暮らす市民生活の満足度を少しでも上げていくことが最大の責務ではないかと思えます。

例えば、これまで実施されてきた新庄節大会などのイベントはできる限り民間主導型へ移行した経緯がある中で、そば祭りなどは職員が率先して実施されております。準備を含め数日間は職員はイベントに主体的にかかわることになり、新庄市の農林行政をどうしていくのかといった本来果たすべき業務の遂行に支障が出るのではないかと不安でおります。

また、国レベルで観光立国という観点で、これまで以上に外国人誘致をどうしていくのが騒がれておりますが、果たして我が新庄市の場合効果があるのか疑問が残ります。

去る3月定例会予算委員会におきまして、同僚議員の中からインバウンド事業のこれまでの効果の検証、または事業目的の設定が不十分なのではといった議論があったことは記憶に新しいところであります。限られた職員と限られた予算の中で、いつかは効果が期待できる事業から市民生活向上に直結する事業を優先させ、思い切った予算を充当させてはいかがですか。市民により寄り添った政策への転換について、市長がどのように考えておられるのかお伺いして壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

初めに、新庄市公共下水道事業であります。

生活排水処理施設の効率的な整備を推進するため、その整備事業を所管する農林水産省、国土交通省、環境省の3省の共同通知に基づき山形県が策定した県全域生活排水処理施設整備基本構想と整合を図り計画しているところであります。現在は、人口減少や高齢者世帯の増加など社会情勢の変化により、今後の生活排水処理施設の整備に影響があると判断し、平成23年3月に第2次県全域生活排水処理施設整備基本構想の改定版が策定されました。現構想も平成27年度で満了することから、来年度次期構想を策定する予定となっておりますが、今年度新たに3省統一で作成された都道府県構想策定マニュアルに基づき、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ県と協議し、整備区域や整備手法について事業期間も考慮し計画していきたいと考えております。

また、本合海地区におきましては、平成21年度に意向調査等実施しておりますが、事業着手までには至っておりません。これまでの基本構想は合併処理浄化槽、農業集落排水、公共下水道の整備手法に絞った建設費と維持管理費による費用比較に重点を置いた整備計画でありましたので、その他補助メニューについて具体的な検討は行ってきておりません。3省が所管する各種汚水処理施設の整備には、全国の多様な地域のニーズに応じるためさまざまな補助メニューが用意されております。時間的な不公平感を是正するためにも、早期整備に係る時間軸の観点も盛り込むなど、弾力的な整備手法を次期構想に反映していきたいと考えております。

また、懸念される補助金の返還等についてですが、管渠や処理場の施設設備に関して逐次全体計画を見直し、かつ整備区域の拡大等に合わせ実施しておりますが、処理場の建設用地につきましては当初全体計画に基づき先行取得しております。計画区域の大幅な縮小に伴い不要となる建設用地におきましては、その他関

連施設等による有効利用を図るか、または売買等の土地処分により補助金返還を行うなど、適正化法等にのっとり適切な処理が必要となります。

合併処理浄化槽の整備推進につきましては、上下水道課において下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備目標として策定しております第2次山形県全域生活排水処理施設整備基本構想を踏まえた上で、環境課においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律により平成23年1月に策定しました新庄市の一般廃棄物の処理に関する計画、いわゆる生活排水処理基本計画に基づき整備を進めているところであります。

具体的には、下水道事業計画区域以外等の地域住民に対し平成23年度から平成27年度までの5年間、国の交付金を活用しながら下水道と同等の処理機能を持つ合併処理浄化槽設置に伴う工事に要する費用を新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金として交付しながら事業を進めております。平成27年度には、山形県全域生活排水処理施設整備基本構想及び生活排水処理基本計画とともに新たに策定する時期になっております。

議員より御質問のありました集合処理施設コミュニティプラントという考え方も含め公共下水道農業集落排水について、未整備となっている地域を対象として設置費用や維持管理費などを総合的に比較検討を行い、さらに地域の実情や住民の要望なども十分勘案し地域に合った適切な生活排水処理施設を選定して進めていきたいと考えております。

昨今、人口減少、高齢化世帯の増加、国の予算が縮小するなど大きく変化していることから、これまでの合併処理浄化槽設置整備の進捗状況からさらなる整備を促進していくためには、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽が連携して整備していく必要性を強く感じていると

ころであります。近年の社会経済情勢の変化に対応して、国におきましてはより効果的な合併処理浄化槽の整備を推進しており、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽と各事業間で融通可能な交付金として国の支援につきましても整備が進められてきているところでもあります。これらを精査しながら、河川等の水質汚濁を防止するとともに良好な水環境の保全を図り、市民の快適で文化的な生活志向に応えるという観点から、合併処理浄化槽設置整備事業の計画を進めていきたいと考えております。

次に、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付に伴う補助のかさ上げについての御質問であります。現在この補助金交付につきましては、国の循環型社会形成推進事業費交付金を活用しながら、平成23年度から平成27年度までの5年間、個人設置型としての合併処理浄化槽設置整備事業を進めているところでもあります。

補助金額につきましては、合併処理浄化槽設置に要する費用の額の10分の4に相当する額を補助金の額とし、人槽ごとに限度額を定めているところでもあります。

補助金の額の内訳としましては、3分の1が国交付金、3分の2が市補助金によるものであります。仮に設置に要する費用が100万円とした場合は10分の4に相当する額を補助金の額としておりますが、5人槽であれば35万2,000円の限度額とし交付をしていることから、64万8,000円の自己負担額となります。県内におきましても、本市と同じ個人設置型として補助金を交付しているところでは、国で示す5人槽の補助金基準額35万2,000円を大きく下回る市、5人槽と6から7人槽の人槽による区別をせずに一律35万円を補助金額としている市も見られ、またかさ上げを行っている市についてはその対象を一部地域に限定し実施している状況であります。

なお、山形県におきまして水環境の保全と浄化槽設置者の負担を軽減するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に際し、平成24年度から平成27年度までの4年間に限り全額県費補助制度「浄化槽水環境保全推進事業」を行っております。本市におきましても、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請の際、この県費補助事業を活用し該当する場合は上乘せとなる申請及び交付手続を行っているところでもあります。この県費補助制度を利用した場合、5人槽では補助上限額については16万円となっております。先ほど例を挙げました5人槽の自己負担額におきましても、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換した場合、自己負担額は64万8,000円から48万8,000円となります。この上乘せとなる補助制度につきましても、自己負担額の軽減はもちろんのこと水環境の改善に効果的であり、平成28年度以降も各市町村において希望しているところでもあります。

1 基当たりの補助金額のかさ上げを行い、自己負担の軽減を図り水環境の改善を推進していく方法もございます。しかし年々国の交付金が減っている現在、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図りながら、より広く市民の方々が新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を利用し、1基でも多くの浄化槽を設置することができるよう設置基数の確保により生活排水の改善を優先とした合併処理浄化槽設置整備事業を進めている状況ですので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。

生活排水処理基本計画の策定の見直しの際、補助金の額やコミュニティプラントも含め、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付規程につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽の補助対象地域についての御質問であります。新庄市合併処理浄化

槽設置整備事業費補助金につきましては、さきに御説明しましたとおり国の交付金を活用し事業を進めているところであります。また、下水道事業計画区域においても国の交付金によることから、国庫補助事業実施要綱では合併処理浄化槽設置整備事業と他の事業間における国庫補助事業の二重投資を避けなければならないとなっております。

以上により、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付規程において、補助対象地域を規定しているところであります。補助対象となる地域を、新庄市公共下水道事業計画及び新庄市農業集落排水処理施設計画区域以外の新庄市全域とするとしております。しかし、下水道事業の計画や農業集落排水処理施設の計画はあるものの当分の間整備実施予定のない区域について、国の交付金において補助対象地域としていることから、環境課におきましても上下水道課と農林課と調整を図り、当分の間整備実施予定のない区域については補助対象地域としているところであります。

先ほど御質問にありました本合海地区につきましては、当分の間農業集落排水処理施設の整備実施予定のない区域として合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付の補助対象地域としております。

次に、生活道路の除雪につきましてですが、353カ所の申し込みを受け付け、延長約42キロにわたり除雪を行っており、平成25年度に生活道路の除雪に要した経費は7,500万円程度となっております。また生活道路排雪補助金制度は、生活道路の雪捨て場の機能維持を目的として創設させた制度であります。創設に当たっては平成24年度に実施しました生活道路排雪実態調査をもとに、豪雪年度に排雪に要する費用の軽減を目指し制定されたものであります。平成24年度においては、豪雪にもかかわらず創設当初でもあり8件のみの申請のため平成25年

度においては市ホームページ、広報紙はもとより生活道路の除雪申請者に個別に説明を行い、補助制度の周知徹底を図ってまいりました。結果として平成25年度は12件の申し込みがあり、32万9,000円の補助金を交付しております。

制度の検証に関する御質問ですが、この制度は発足し2年と浅いためまだ十分な検証数が得られていない状況にあります。豪雪年度には今後も生活道路の除雪申請者に補助制度のなご一層の周知を図っていくとともに、利用者の意見を伺いながら実態の把握に努め、適切な算定根拠をもって住民の利にするように検討してまいりたいと考えております。

最後に、市民生活に寄り添った政策への転換についてであります。常に市民生活に寄り添った政策をしているつもりであります。その中における中で市の役割としては、先導的な役割、市民と協働していく役割、さらにはその活躍を支援する役割があると思います。議員のおっしゃる今取り組んでいるイベントやインバウンド事業など見えにくい事業であります。市が先導的に役割を果たし、いずれ民間に譲り上げていくという、今そのスタートの段階だというふうに御理解いただければありがたいというふうに思います。

私が考えたまちづくりの基本理念の一つである「人行きかうまち」の実現に向けて、確かにさまざまなイベントや事業を実施し交流人口の拡大を通して地域の経済活動を高めてまいりたいと考えております。社会的な要因や財政的な要因などに施策の優先度は変わってくると思いますが、それぞれのイベント、事業ごとに特色があることから、一つ一つを評価改善した上で今後も歴史文化、自然や食などの地域の観光資源の発掘、魅力を発信し活力あるまちづくりにつなげるため、多様な交流の中で新庄市のファンをふやしていきたいと考えています。

優先度の見直しにより、職員や予算を新庄市

で暮らす市民生活の満足度を引き上げる政策に行政の力を注ぐべきだという点についてですが、今年度は市政運営の基本方針である新庄市まちづくり総合計画の10年の計画期間の4年目になります。今後はこれらを評価、検証するとともに、後期の実施計画の策定に向け後期5カ年の方向性を検討していきたいと考えております。

特に、まちづくり総合計画の基本指標である人口は、将来推計として大幅な減少が予測されていることもあり、人口減少対策の骨子として産業振興による雇用の拡大、子育て環境の充実、安全な生活環境の向上などの定住人口の増加に向けた施策と合わせ、交流人口をふやす施策の効果的な推進に今まで以上に市民や地域、団体、事業者などの皆様と協働して取り組んでまいり所存であります。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

**5 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5 番（石川正志議員）** 前半の生活排水処理をどうするのかといったところの計画、非常に前向きな答弁をいただいたと思っております。つまり、これまでのただの事業費の比較ではなくて時間軸、より早期に市民の皆様サービスに享受していただくために策定するというふうにとりましたが、そのように理解していいわけですか。

**高橋 弘上下水道課長** 議長、高橋 弘。

**小嶋富弥議長** 上下水道課長高橋 弘君。

**高橋 弘上下水道課長** ただいま市長答弁にもありましたように、今後の生活排水処理設備の整備につきましては、山形県が来年度策定しております次期構想に基づきまして地域のニーズを踏まえて整備区域、整備手法、また時間軸等を考慮しまして今後進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**5 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5 番（石川正志議員）** 市長答弁の中でも、これからどうするのかといった点で恐らく各課の連携と、恐らく補助メニューとしての合併処理浄化槽を推進していくというお考えなのかなと推察しますが、例えば合併処理浄化槽、一般常識で考えますと、今はちょっと詳細わからないのでお伺いしますが、例えば処理した水を流すところがあって初めて合併処理浄化槽の設置ができるのかと私は今捉えておりますが、間違っていたらまた御指導いただきたいのですが。例えばそうするとですね、宅地に合併処理浄化槽を設置すると、ただそこには排水すべき生活排水あるいは道路側溝が果たして合併処理の排水していいか悪いかは別なんですけど、そうした場合どうしても環境課、当然計画練るのは上下水道課でされると思いますけれども、そのほか都市整備とか総合政策まちづくりの観点まで考えないといけないという観点から、各課の連携をどのように図っていくのかということ、総務課長、お考えがあればお伺いしたいんですけども。

**高橋 弘上下水道課長** 議長、高橋 弘。

**小嶋富弥議長** 上下水道課長高橋 弘君。

**高橋 弘上下水道課長** 各課の連携というような話でございましたが、歳出処理の施設整備につきましては、農林省、国土交通省、環境省等さまざまな補助メニューがございます。しかしながら、まちづくりという観点もございます。したがって、環境課、農林課、都市整備課等々新庄市の各課と連携を図りながら整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**5 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5 番（石川正志議員）** わかりました。

続きまして、今どうしても公共下水道でいきますと受益者負担、平均的なところで壇上からも質問いたしましたけれども16万ちょっと。そ



れで、仮に今市長答弁にもございました県費の補助をいただいた場合に、16万円の部分かさ上げしたとしても自己負担額が48万8,000円と、事業費100万円というところを別にした場合、半額が自己負担となると。公共下水道の受益者負担が16万円である。また、これまで行ってきた農業集落排水が地形で高いところもあるんですが、おおむね30万円を切っているという状態の中で、合併処理浄化槽の自己負担48万8,000円ですから、いささかまだ格差があるのではないかというような思いですが、これ確認です。合併処理浄化槽、これまでの設置するために補助金つくっておりますけれども、そのやはり市のかさ上げ部分は難しいというように捉えてい

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 合併処理浄化槽の設置に対する補助金の市独自のかさ上げということだと思います。

御承知のように先ほど市長からありましたように、かさ上げをして水環境の改善を促進させるという手法と、それから現在行っておりますように現行の補助金の交付によりまして設置基数をふやして水環境の改善、生活環境の改善というふうな2つがあると思いますが、予算もありますし現行の中で新庄市はそれを選択しているということでございます。

なお、今後の計画策定につきましては、その辺も検討して考慮したいというふうに考えております。以上です。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 全体的に本当に非常に前向きな御答弁をいただいた中で、余り聞くとイヤらしくなるんですけれども、例えば大きなくくりとしての新庄市の生活排水の処理をどうやっていくのかということが、来年度から入る。

恐らく28年度から計画に沿った新庄市はどうしていくのかということが開始されると思うのですが、その内容まで私は踏み込むつもりはございませんが、例えば公共下水道処理あるいは農業集落排水といった場合には、これは地元が恐らく3分の2以上まとまった場合として考えられても、本管設置という工事費があります。合併処理浄化槽の場合は、排水は先ほど話しましたが別として、それぞれの宅地の中で自己完結型であるというところですけども。例えば、じゃあ今公共下水道から計画が見直しされた場合、私のところはどやっていくのやといったときに、例えば、合併処理浄化槽が10基ぐらいまとまったというような場合、本管工事部分この事業費が浮くわけですよ。ですからその辺を、例えばモデル事業みたいなところに、どの地域とはいいませんが、そこにモデル事業的なもので行って28年度から実施されるであろう新しい制度の効果を検証する試験的なものはやるお考えは今のところありませんか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 合併処理浄化槽の集団的な設置ということと、それから公共的な農業集落排水事業、それから公共事業下水道ですね、その辺の部分で合併処理浄化槽の供用部分に公共的な部分の投資をということかと思えます。これについては、ただいま提案という形でお話をいただきましたので、どういう手法でそれがかなうか、来年度の生活排水処理基本計画の策定の中で検討しながらできる限り時間軸を縮めるような水排水処理ということで検討したいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） それでは、雪のほうにいきたいと思えます。

課長、これ平成25年度の12件のあった申請、

仮にもし新庄市が全て負担したとすると、事業費いかほどのあれか算定してございますか。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 申請のあった12件というふうな形になりますけれども、事業費総額にすれば171万3,000円というふうな形になっております。実際、その額が全体の事業費でございます。申請1件当たりというふうな形になりますと負担額が11万5,000円と。さらに、例えば1戸当たりというふうな形で利用しますと、戸数に割り返しますと1万7,300円、補助金を除いた自己負担額が1万4,000円というふうな形、細かく分けるとそういうふうな数字になってございます。

**5 番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5 番(石川正志議員)** この制度に関して明確な市長答弁ありましたように、平成24年度から昨年度で2カ年経過していて、制度そのものの検証はこれからされるということですが、これは生活道路あるいは新庄市の市道といった大きな違いこそあれ、私の知る限りですよ、好き好んで生活道路に皆さん暮らしているわけではなくて、例えばその道路が行きどまりであったり、あるいは道路の幅員が若干規定より足りないということであるわけです。壇上からの質問でもありましたけれども、市道に暮らしている方々は全くただで排雪、生活道路で暮らしている方々は自己負担をして新庄市の補助を受けていると。同じ道路という考え方は非常に乱暴なんです。これは今これからまさしく検証されると、これまでどおりのやり方ではないよという答弁いただいているんですが、これもやはりちょっと早目に手を打って、できれば今の仮に12件の申請が来年度もそのままとしたとすると、今課長から御説明あったように170万前後で済むわけですよ。全くただということでは

きないですけども、だからその辺をもう少し制度をやわらかい、市民の暮らしに沿ったような要望をぜひお願いしたいなというふうに思います。

また、生活道路を含めまして市道における場合でもそうなんですけれども、排雪というこれは莫大な経費がかかります。排雪場所の確保という観点でお伺いするのですが、空き地等の利用。これまでどのような検討されてきたのか、お伺いいたします。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 私どもといいますか、この地方に住む者にとっては、やはり雪の問題については非常に避けて通ることのできない問題でございます。特に、空き家、空き地の関係につきまして生活道路の隣接関係と地権者というふうな形から排雪場所を借用しているケース、これにつきましては相当数あると認識してございます。市道におきましては、市道除雪に伴う玄関前の置いている雪を各家庭において処理している状況でございますけれども、やはりそのときに隣接地に雪捨て場があると非常に便利だというふうな声は非常に皆さん方からお聞きしてございます。

それを受けましてといいますか、空き地に関してですけども、私どもとしては基本的な立ち位置についてはその情報が入り次第、私たちのほうでお伺いしてその場所について土地が利用できるかというふうな形で、土地の利用者につきまして当たっているというふうな状況でございます。

現在につきましては、箇所数については17カ所ほどになっておりますけれども、今後皆様方の地区から例えば情報をいただきまして、あとそれからもう一つは除雪業者からの情報というふうなことも非常に重要でございます。そういうふうな形で情報がありますと調査いたしまし

て、可能であればお貸ししていただくというふうなことについても協力してまいりたいというふうに考えてございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 3番目の大きなテーマということで、このたびの定例会の最終日、補正の審議の中でも議論されることとは思いますが、けれども子育て支援、医療費の拡充になりますけれども、これ今期定例会で出されると私わかりませんでしたので、一般質問ちょっと場違いだったような質問をしてしまいました。

冒頭市長答弁にもありましたけれども、常に市民生活の向上ということには気を配っているという明確な市長答弁がありました。ただ、今申し上げましたように雪問題ですね、これは何回も繰り返しになります。171万円を新たに新庄市が出すというのは、極めて乱暴な方式でとったときにも、私たち議員がここで要求すればするほど予算の規模がふえていく、結局は定住促進ということにつながって将来の新庄市のためにはなるのかなとは思いますが、これ定住促進ということで私も申し上げておりますけれども、乱発していったら新庄市の財政大変なことになると。一方、市民のニーズを酌み取り、じゃあ除雪費を、生活等に係る部分170万新たなこれまでの予算100万円から70万かさ上げして市民のニーズに応じていくという、例えば政策転換図った場合、これこのたび冒頭で財政課長のほうから25年度の決算ベースという流れで経常収支比率が9割に近いと、89%という御説明あったように非常に窮屈な財政の中で、これまでやってきたところの見直し、つまり事業の優先度を変えて新しい部分に取り組んだもの、あるいはかわりにどこか事業を見直しとか削減しないといけないんじゃないかなと。これ財政課長、このような観点で何かございませうか。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 ただいま経常収支比率ということに関しまして、将来的ないわゆる市の補助のあり方、もしくはその市の政策の選択についての御質問かと思われま。

25年度決算におきまして、一定程度の改善した数字にはなったというところではございますが、冷静に見ますと市段階でまだ中段階、もしくはその類似団体と比較しましてもやや落ちるというふうな財政状況でございます。という現状でございますので、一気にかじをいわゆるその右方向に持っていくというところにはなかなかないだろうというふうには思っております。

ただ、現在今までのその財政運営の取りまとめをしております、来年から5カ年の中期財政計画というふうになるかと思われまますが、一応現在数値を入れながら各課の要望をいただきながら策定中でございますけれども、その中の一つの大きな課題としてはやはりその財政構造の弾力性を確保していくということが一つの課題です。もう一つとしては、いわゆる財政運営を安定して継続性、いわゆるそのぽっきり折れないような継続した事業配置を行っていくというところが必要かと思っております。ですから、今石川議員がおっしゃっている補助の関係につきましましては、いわゆる財政構造の弾力性の確保の部分に該当するかと思われまますが、現在その扶助費、それから補助費につきましましては、原則としては抑制の方向で行かざるを得ないだろうと。少子化の流れになりますといわゆる財源がなかなか確保できないという部分が想定されますので、やはりそれに合わせた支出も見直ししていかなければならない。ただ、その中で皆さんが要望されるようないわゆる市民生活に即した事業も展開していかなければならないということであれば、やはり現行の事業を見直し

しながら、いわゆる順位づけしながら優先度を  
つけながらやっていくと。さらに、その事業に  
ついては臨時的という形になるかと思いますが、  
平準化して1年1年ごとに負担にならないよう  
な形の財政を想定しているというところでござ  
います。

ですから、今まで皆さんからいろいろな御意  
見いただいておりますが、基本方針としてはい  
わゆる財政計画のための財政計画ではござい  
ません。いわゆるその行財政改革、それから一番  
大もとのまちづくり推進計画を進めていくとい  
う立場の財政計画になるかと思われまので、  
皆さんからの御意見も踏まえながら財政計画を  
策定していきたいというふうに思っています。  
基本的には、なかなか厳しい状況にあるん  
ですが、基本方針としてはそういうふうな心  
がけで計画策定をしていきたいというふう  
に考えておりますので、よろしくお願  
いします。

**5 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5 番（石川正志議員）** 3番目の問題で、具  
体的な名称まで踏み込んで大変失礼かと思  
いましたが、例えば、今市長答弁ではまず  
行政が先導していく、あとは民間市民と  
協働を図っていくというような流れで、  
ホップ、ステップ、ジャンプのうち今  
はまだスタート地点であるということ  
でしたけれども。例えばインバウンド  
などの事業ですね、これは今あと何  
年ぐらいでスタートで、検証できる  
のはあと何年ぐらいなんでしょう  
か。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** インバウンドの  
効果等についての御質問でござい  
ますが、事務事業評価ということ  
では毎年度しておりますので、  
それに対する評価はしております  
けれども、やはり事務評価では  
評価できない評価の部分も  
ございます。この事業もその  
事務事業評

価という一律的な今のやり方では  
評価できない部分ではあるわけ  
ですが、台湾とのインバウンド  
事業を始めてまだそんなに時間  
がたっていない、これはやはり  
人と人との結びつきとか息の  
長い事業ではあります。でき  
るだけ早く効果があらわれる  
ように我々も努力している  
ところでございますので、よろ  
しくお願ひしたいと思います。

**5 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5 番（石川正志議員）** いずれにしろ適切な  
検討をされていくというふう  
に伺いました。残念ながら、  
私も議員は4年に1回みそぎ  
を受けなくてはならないとい  
うことでもございまして、  
今言った生活排水処理にしま  
しても事業の見直しにしま  
しても年度をまたぐという。  
4月以降も皆様と議論でき  
るように期待しながらお願  
ひしますので、よろしくお願  
ひいたしまして私の質問を  
終わります。

**小嶋富弥議長** 以上で、今期定例会の  
一般質問を終了いたします。

## 散 会

**小嶋富弥議長** ここでお諮りします。

今期定例会の本会議を明日9月12日  
から9月21日まで休会したいと思  
います。これに御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認め  
ます。よって、今期定例会の本  
会議を明日9月12日から9月21  
日まで休会し、9月22日午前10  
時より本会議を再開します  
ので、御参集願ひします。

以上で本日の会議を散会いた  
します。

御苦労さまでした。

午後1時50分 散会

平成26年9月定例会会議録（第4号）

平成26年9月22日 月曜日 午前10時00分開議  
 議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	12番	清水清秋	議員
13番	小関淳	議員	14番	遠藤敏信	議員
15番	下山准一	議員	16番	新田道尋	議員
18番	森儀一	議員			

欠席議員（1名）

17番 山口吉静 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治

監査委員	高山孝治	監査委員局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦	選挙管理委員会 委員長	小松孝
農業委員会 委員長	浅沼玲子		

### 事務局出席者職氏名

局長	高木勉	主査	川又秀昭
主査	沼澤和也		

### 議事日程（第4号）

平成26年9月22日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 請願の取り下げの件

（決算特別委員長報告）

日程第 2 議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

（総務文教常任委員長報告）

日程第11 請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願

（産業厚生常任委員長報告）

日程第12 議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第13 議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について

日程第14 議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

- 日程第15 議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について  
日程第16 議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について  
日程第17 議案第54号市道路線の認定について  
日程第18 請願第5号国の農政改革の再検討を求める意見書提出の請願  
日程第19 請願第6号緊急の過剰米処理を求める意見書提出についての請願
- 日程第20 議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第2号）  
日程第21 議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第22 議案第66号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第23 議案第67号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第24 議案第68号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第25 議案第69号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第26 議案第70号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第27 議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

### 本日の会議に付した事件

- 議事日程（第4号）のうち日程第18、第19を除いたもののほか  
日程第28 議会案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出について



## 開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名です。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 日程第1 請願の取り下げの件

小嶋富弥議長 日程第1 請願の取り下げの件を議題といたします。

お諮りします。

請願第5号国の農政改革の再検討を求める意見書提出の請願及び請願第6号緊急の過剰米処理を求める意見書提出書についての請願の2件について、請願者から取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第5号及び請願第6号の取り下げを許可することに決定いたしました。

ただいまの議決により、日程第18請願第5号と日程第19請願第6号を削除いたします。

### 決算特別委員長報告

小嶋富弥議長 日程第2 議案第55号平成25年度新

庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長伊藤 操君。

（伊藤 操決算特別委員長登壇）

伊藤 操決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの計9件であります。審査につきましては、9月17日と18日の両日にわたり活発な審査が行われたところです。

初めに、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、遠藤敏信委員より認定することに賛成の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての5件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決

しました。

また、議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、同じく全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑の後、討論はなく、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、決算特別委員会における審査の経過と結果についての御報告といたします。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

初めに、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

議案第55号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**小嶋富弥議長** 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての7件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号の7件は、委員長の報告のとおり認定し、議案第63号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

## 総務文教常任委員長報告

**小嶋富弥議長** 日程第11請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願を議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

(石川正志総務文教常任委員長登壇)

**石川正志総務文教常任委員長** 私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、請願1件であります。審査のため、9月12日午前10時より議員協議会室において委員8名全員出席のもと審査を行いました。

請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願書については、現状確認のため、総務課職員の出席を求め審査を行いました。

審査に入り、委員から、請願の趣旨について、国の動きというのはどういう方向で整備されていくのかというところがわからない中で、これを一自治体の中で議論するというのは時期尚早、立法化するしないは別として、もう少し国の動向を慎重に見定めるべきという意見がありました。また委員から、本当の意味で国民の生命、財産を守るために必要だとすれば、きちんと法制化すべきだという意見がありました。

この法制化に関し、総務課からは、この法制化については、来年1月に招集される通常国会に関係法案を提出することとなっており、今のところ閣議決定したから直ちに集団的自衛権を行使できるということではなく、実態的に法整備が必要だという政府の見解があるという説明がありました。そのほか、この請願を採択すべきであるといった意見はなく、この請願に関して採決した結果、請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願書は全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました

案件の審査の経過と結果についての報告を終わりますが、集団的自衛権に関しては、常任委員会として今後とも国の動向や世論等に対し最大の注視を図っていきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願について、質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番(佐藤悦子議員)** ただいまの報告の中で、国の生命、財産を守るのであれば必要だという話があったということなのですが、この集団的自衛権というのは、今まで認められなかったわけです。これまでは集団的自衛権というのではなく、個別的自衛権ということで認められたと思います。その違いをどのように捉えておられるのか。集団的自衛権というのが、国民の生命や財産を守ることに繋がると言えるのか。個別的自衛権との違い、そこについてはどう判断されていたのかお聞かせいただきたいと思います。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 12日の常任委員会の請願審査におきましては、佐藤議員も傍聴されていたと思います。ただいま壇上で委員長報告申し上げた以上の議論はなかったと思います。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番(佐藤悦子議員)** 集団的自衛権行使というのは、今まで憲法上認められないというふう言われてきました。例えば防衛白書では、1978年以来昨年度まで、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻

撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容させる実力の行使の範囲を超えるものであり許されないと考えているとはっきり書いてきました。

この集団的自衛権行使というのは、自分の国、日本の国が攻撃されたり、国民の命が危なくなったりしたときにするものではなくて、これは個別的自衛権と言われて、今まではそれは認められてきたんです。その立場はあったんです。しかし、それを超えて今度は他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止する。簡単に言いますと、ほかの人が攻撃を受けてけんかをしているというときに買って出て、その人の敵だと彼がみなしている人を殴ってやるということでありますから、これは今まで憲法9条で認められないと、憲法9条のもとでは許容される実力の行使の範囲を超えるものだと、許されないと考えていると言われてきたものなんです。そういう意味で、集団的自衛権行使というのは、国の生命、財産を守るというのではないんです。これを超えたもので、人のけんかを買って出て人をぶんどってやるということなんです。そういう意味で、もう少し慎重に審議すべきではなかったかなと思います。

また、加えて言えば、坂田元内閣法制局長官という人がいますが、この方は閣議決定について、1954年に自衛隊が発足して以来政府が一貫して述べてきた憲法の読み方を根底から変更するものであり不当だと、立憲主義にもとる、歴代政権が当時の縛りとして受けとめてきた9条を葬り去ろうとするものだ。このように述べて、集団的自衛権行使容認というのはおかしいんだとはっきり言っているわけです。

そういう意味で、私は不採択にするのではなく、最低でも継続審査にして、今後とも最大限世論や国の動向を注視していきたいとおっしゃっている、そういう総務常任委員会でありますので、私は不採択というふうにするのではなく

て、もう一度話し合っただけでもよかったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 私ども総務文教常任委員会に今回付託されました案件は、請願書の審査でございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、お答えすることはただ一つ、壇上から報告した以上の報告はできませんので、よろしく願いいたします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 私はそういう意味では審議不足でなかったかなと思うわけなんです。

今まで、戦闘地域には行かない、それから武力行使はしないということで自衛隊が派兵されてきました。それで一人も戦闘地域に行かない、武力行使はしないということでやっても、大変危険な目に遭ってきたわけです。いろいろな名前の爆弾が飛んできたりして、実は自衛隊の中では棺おけを10個程度用意して、死ぬ者が出るだろうということで準備していったということでありました。幸い死んだ人はいなかったんです。危なかった、これは本当に紙一重だったというふうに行ってきた自衛隊の幹部が言っております。

今度は戦闘地域に行く、それから武力行使もするという、そういうことが安倍首相の国会での答弁で明らかになっています。そうなりますとどうなるかということ、まさにアメリカ兵士が受けた状態だと思います。あるいは、アメリカ兵士はどうなったかといいますと、200万人派兵されて、帰国後60万人が心の病にかかり、1日平均そのうち22人が自殺しているそうです。年間8,000人の自殺だそうです。これほど戦闘地域で死んだ人もいたし、心も傷つき、そしてずっとその後遺症に悩まされる若者が続々と出ているということです。そして、一緒に集団的

自衛権行使ということでアメリカと一緒にやった軍隊、ほかの国があるわけですが、その国を見ても1,000人を超えて亡くなっています。

日本の若者が、自衛隊員だけではなく、もしかしたら足りないといって徴兵制になる可能性だってあります。そうなりましたら、自衛隊員及びそうでない若者たちも含めて血を流させられる、そういう事態になるというのが集団的自衛権行使だと思っんです。そういう意味で、そういうことはあつてはならないという、母親として、子供を持つ親たちとして、子供たちがそんなことになってはならない。

現在、今、自衛隊員の親たち、家族たちもすごく不安になっています。最高の体力のある人たちを集めた第1空挺団とかというのがあるんだそうですが、そこに息子が行っているお父さんが言っていました。息子を今まで誇りだと思っていたと。体力もある、頭もいい、だから一番の先頭部隊に選ばれたんだろうと思っていた。ところが、今度集団的自衛権行使になったら、この大事な息子が一番先にやられるだろうと、連れていかれるだろうと、やめたらいいのではないかと訴えたそうです、子供に。そうしたら、子供が友達を裏切るわけにはいかない、仲間を裏切れない、そう言ってなかなかすぐやめるとならなかったということで、自衛隊員の家族もすごく心配しています。

私はそういう世論をよく聞いて、本当は継続審査でやるべきではなかったのか、慎重に審議する立場であるべきだったのではないか、簡単な質疑が足りなかった状態で終わらせてはならなかったのではないかと思います、委員長のお考えをお聞かせください。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 繰り返しのお答えになりますが、このたび私ども常任委員会が預かった案件は請願第4号集団的自衛権行使容認

の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願書、この審査でございまして、拡大した範囲の判断は伺っておりません。繰り返しになりますが、この請願書を採用すべきかどうかといったところでは、採用すべきという意見はなく、全会一致で不採用すべきものと決しました。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

**14番（遠藤敏信議員）** 議長、遠藤敏信。

**小嶋富弥議長** 遠藤敏信君。

**14番（遠藤敏信議員）** 先ほどの委員長報告の中で、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書の請願審査に当たって、国の動向を見定めると、見きわめると、そういうふうな発言がございましたけれども、国の動向に危うさを覚えたからこそ請願が出されたわけです。国の動向を見定めるではなくて、国の動向が危ないというふうなことからの請願であり、これは至極当然のことだと私は思います。

全会一致で不採用というふうなことだったらいいですけども、この請願の趣旨に対して、委員の間から、理解あるというか、理解を示すような発言はあったのか、なかったのか、その辺を確認したいと思います。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 請願審査に関しまして、ただいま遠藤議員がおっしゃられたような請願の趣旨に関してはある程度理解できるという意見もありました。また、今は国の危うさということですが、立法化までには時間がかかり、それも国民的な議論を踏まえて変わる可能性があるということも議論になってございますので、よろしく願いいたします。

**14番（遠藤敏信議員）** 議長、遠藤敏信。

**小嶋富弥議長** 遠藤敏信君。

**14番（遠藤敏信議員）** 私の認識では、集団的

自衛権、閣議決定で行使できるというふうなことに対しての世論的には、それはだめだと、反対だというもののほうが多いように理解しております。いつときの内閣がこれを自由に憲法解釈を変えて判断できるというふうなことについては、非常にこれは危険なのではないかと私自身は思っています。もう一度伺いますけれども、趣旨に賛同するというふうな委員がいたということでありまして、その点について少し踏み込んだ議論はなかったのか否か、お伺いいたします。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 先ほど佐藤議員にお答えした答弁の内容と重なりますけれども、当委員会に付託されました案件は、請願書自体どうか、いいのか悪いのかということでございまして、拡大した範囲は適切ではないと考えております。よって、委員長報告どおり、この請願書は全会一致で不採択にすべきと判断したところでございます。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願については、委員長報告は不採択であります。請願第4号については原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**小嶋富弥議長** 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択にすることに決しました。

## 産業厚生常任委員長報告

**小嶋富弥議長** 日程第12議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから日程第17議案第54号市道路線の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

**奥山省三産業厚生常任委員長** それでは、私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案6件、請願2件であります。なお、請願につきましては、先ほど請願の取り下げが議決されたため、報告は省略させていただきます。審査のため、9月12日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定については、子育て推進課

から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課の説明では、この条例は、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付費を各施設にお支払いする際に、保育の運営基準がないと財政措置ができないことから、その運営基準を定めるものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、施設の利用定員を超えた場合は、施設が利用者を選ぶことになり、施設の保護者とのトラブルが懸念されないかとの質問があり、子育て推進課からは、認可保育所をこれまでどおり市が入所調整に入るので問題はないが、各幼稚園については、これまでと同じ幼稚園ごとに自由な申し込みとなるので、市で介入はできないとの説明がありました。

その他質問ありましたが、採決の結果、議案第49号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について、子育て推進課の説明では、この条例は、現在の児童福祉法の中で保育に欠けるという言葉を使っていたものが、子ども・子育て支援法で保育の必要性という言葉に変わった中において、この保育の必要性の条件の一つである就労の下限時間について各市町村で設定することになっているため、これを規定したものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、64時間というのは月か、週かという質問が出され、担当課からは月の下限就労時間となっているとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第50号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、子育て推進課の説明では、この条例は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業につ

いて、民間事業者の場合、各市町村の許認可が必要なため、この設置基準を定めるものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、アレルギーやアトピーの子供がふえ、アナフィラキシー症候群などの社会問題となっているため、食事の提供については外部からの搬入ではなく、自園調理にすべきと明記すべきと思うがいかがかという質問があり、担当課からは、地域型保育の4事業については原則的には自園調理となっており、特例としてほかのところから搬入することもできるとなっているが、搬入施設についてはアレルギー対策をきちんと講じている社会福祉施設及び児童福祉施設を連携施設として規則に定めることになるとの説明がありました。

その他の質問等がありましたが、採決の結果、議案第51号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について、子育て推進課の説明では、この条例は、放課後児童健全育成事業がきちんと法定化されたということ、さらに、来春に萩野放課後児童クラブがふえることから提案するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、日新放課後児童クラブは6年生まで拡大して、スペースは間に合うのかとの質問があり、担当課からは、広さに関しては昨年の改修時に6年生まで拡大して受け入れても大丈夫な改修を行っているとの説明がありました。

その他質問等がありましたが、採決の結果、議案第52号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、子育て推進課の説明では、子ども・子育て支援新制度の中で民間事業者等が放課後児童クラブを実施する場合については、

各市町村への届け出制となったため、その設置運営基準を定めるものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、児童1人につき1.65平方メートルというスペースは狭過ぎないかという質問があり、担当課からは、あくまでも最低基準であるという旨の説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第53号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号市道路線の認定については、都市整備課から補足説明を受けた後審査を行いました。都市整備課の説明では、柳原高壇線については、市道荒小屋泉田線整備事業により建設された道路を認定するもの、元宮内1号線及び2号線については、民間の宅地開発に伴う道路について、市に寄贈を受けたことにより認定するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、柳原高壇線の信号設置についての質問があり、都市整備課からは、市の工事とは別に警察の発注になり、10月中旬から1週間程度で完了予定との説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第54号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしく申し上げます。

**小嶋富弥議長** ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第49号については委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**小嶋富弥議長** 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定については、委員長報告のとおり



決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「あり」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 佐藤議員、賛成ですか、反対ですか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 反対です。

**小嶋富弥議長** それでは、反対論者として佐藤悦子君。

**1 番(佐藤悦子議員)** 私も、産業厚生常任委員の一人として、この審議の話をした一人であります。その中で述べたこととありますが、1つは、国家資格のある保育士を家庭的保育事業などにおいて、A型だけは保育士とすると書いてありますが、B型は半分とか、C型についてはいなくてもよい、または訪問とか、家庭で1人で受け取る、そういうやり方についても保育士でなくてもいいというふうになっているわけなんです。

前に、つい最近ですが、事故がありました。うちに行って、子供をお母さんにかわって見てあげるといふサービスがあったんですが、全く保育士の資格のない方がやはり子供を死なせてしまったという事件がつい最近ありました。

そういうことを考えると、やはり国家資格のある保育士を、せつかく国や法律や条例で認める施設なわけですから、どの子にも安全な施設であってほしい、どの子にも安全な保育を、そ

して内容の濃い一定の保育を与えるようにできてほしいというそういう趣旨からいいますと、国家資格のない保育士でいいという、このことを条例で認めてしまうのは、私はできないと思います。確かに、現状としてこれになるかもしれない小規模の新庄市の保育施設では、保育士がいなくていい施設はないと課長からお聞きしました。ですから、今ある認可外保育所がこれに手を挙げて入ったとしても、皆保育士が配置されているいい保育を保障する立場であるだろうと思います。

しかし、保育料が足りなかったというか、管理費が足りなくなれば、この条例に基づいて保育士をいなくさせる、保育士でなくてもやっていいというふうには運営者が考えざるを得なくなっても、この条例上は間違いないことになってしまいます。そういうのを認めてしまうことになってしまいます。そういう意味で私は、保育士がいなくてもいい、今の半分でもいい、保育士が保育に当たらなくてもいい、こういう内容になっている条例は認めるわけにはいかないなと思っております。

また、先ほど常任委員長からもありましたが、調理場がなくてもよい、それから調理師を置かなくてもいいというふうにもなっているようですが、これは調理師も教育者だ、保育に当たる教育者だと私は思うんです。それを否定するものであるし、いろいろアレルギーの子供たちが非常に今ふえております。そういう中で、その子供たちに丁寧な食事指導をしていくためには、やはり調理師免許を持った調理師がいて、そして保育士と一緒に協力しながらどうやって食べさせたらいいかということを考えながら手づくりに努めて、そして地場産を使っていく、そういうことを考えた調理師があり設備がある、こういうところが私は子供たちに、小さな子供であればあるほど必要だと思えます。特に、やはり乳幼児の時期にどんなものを食べたか、これ

がその人のほぼ好き嫌いを決定する状況です。そういう意味でも加工食品に頼らない手づくりの安全でしかも子供の個々に配慮したそういう調理された食事が子供たちに与えられるためには、調理設備があり、調理員がいなければならない、私はそう思います。

そういうことで、私は全ての子供たちに安全で、そして豊かな保育を保障する条例であってほしいと考えたときに、ここについては反対しなければならないと思っております。

以上です。

**小嶋富弥議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号については、反対討論がありましたので、起立採決いたします。

議案第51号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**小嶋富弥議長** 起立多数であります。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号市道路線の認定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号市道路線の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第20議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第2号)

**小嶋富弥議長** 日程第20議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

**5番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5番(石川正志議員)** それでは、私から、もう手を挙げて賛成としかねる部分が2つござい

ますのでよろしく願いいたします。

初めに、補正予算書15ページ、第3款第2項1目児童福祉総務費というところで、このたび中3まで医療費を面倒見てくださるということで、市民にとっては大変ありがたい補正であるとは思いますが、多少影響が出る部分があるということで、さきの決算委員会の中でも出ましたけれども、国保部分に関して、国からペナルティーが生じると。例えば中3まで延長した場合に影響額はいかほどなのかということ、をまず1点お伺いいたします。

続きまして、補正予算19ページ、第6款第1項農地費の中で、多面的機能支払交付金ということで、国の制度の変更に伴った補正ということで捉えておりますが、この交付金、議決された後、どの段階で各活動組織に交付されるのか。

初めにその2点をお伺いいたします。

**荒澤宏二健康課長** 議長、荒澤宏二。

**小嶋富弥議長** 健康課長荒澤宏二君。

**荒澤宏二健康課長** ただいまの最初の御質問についてお答えしたいと思います。

このたびの補正で、子育て支援医療給付事業費の無料化の年齢拡大ということでの補正があつて、それにかかわる国の支出金の削減の影響ということで回答したいと思います。

主に、国保特別会計のほうになりますが、国の支出金、地方単独でのいろいろな制度を入れることによって医療費が拡大するのではないかなというようなことで、割合、パーセントですけれども、一律に削減している状況があります。

今回、補正になったわけですが、補正前も同じように無料化をやっておりますので、その分と今回の補正について、ちょっと削減額についてお答えいたします。

今までの、今回の補正前の状況の中での無料化に対しまして、国から削減されている支出金の額でございますけれども、過去5年間の平均額としましては、年間3,500万円ほどです。そ

れから、今回、補正になりました中3までの無料化ということで、今回補正になった部分については、年間を通しますと前年度の決算ベースでいきますと約500万円ほどふえるというような状況でございます。

以上です。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 19ページの多面的機能支払交付金、可決後、いつ支払われるかというふうな御質問ですが、既に概算払いという形で10アール当たり2,200円、これについては、県の地域協議会を通じて6月末に交付されております。年度によって、概算払いが2回あって、最後精算というような年もありますし、やはり事業が進んでいるということもありますので、今後引き続き、県の地域協議会のほうに2回目の概算払いの早期支払いのお願いと精算払いについても年度内にできるような形のお願いはしていきたいと思っております。

以上です。

**5番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5番(石川正志議員)** 初めに、子育て支援ということで、医療費無償化の拡大に伴う国保の影響がプラス500万円と、トータルで4,000万円ほどと想定されますが、実質、国保の運営上、数字が出てくるのが翌年度というところで、このたび明確な答弁ができない部分もあると思いますが、恐らくただでさえ厳しい運営を迫られている国保の中で、平成25年度では決算ベースで3億円強の法定外繰り入れを含めた一般会計からの繰入金がありましたけれども、このたび中3まで拡大することによって、さらに500万円国から入ってくる分が減ってしまうということを捉えた場合に、国保運営上、非常に厳しくなるのではないかと。

国保の運営自体に一般会計からの法定外で対

応すべきではないという議論が主流化しておりますけれども、このたびの中3までの医療費拡大となるのは、定住促進といった市民全体の問題であるので、ここは国保の運営状態を見ながら判断すべきことではあります。ここは市民全体のために使うお金でございますので、一般会計からの繰り入れ、これを前向きに検討すべきではないかと思っておりますので、財政課長、できれば答弁をお願いします。

あと、多面的機能支払というところで、交付の時期が年度内というお答えを賜りましたが、実質、各活動組織、保全会でしょうけれども、例えばこれまでの中身と申しますと、大体、農道の整備でございますとか、水路の補修、これはシーズン中、つまり水が流れて田植えが始まって、稲刈りが終わるまでの間、なかなかしづらい部分があって、新庄市の場合はどうしても冬期間何もできないという事態があります。そうすると、雪解けから田植えまでのわずか1カ月ちょっとと、あるいは田植えや稲刈り終了後、10月中旬から雪が降る12月の頭ぐらいまでしか工事ができないというところを鑑みると、これはもう少し早い活動組織への交付が必要なのではないかと。今、県と協議してできるだけ早い決着を求めるといふことでしたけれども、その点に関しましてはよろしくお願いたします。

あと、この多面的機能支払交付金に関しましては、今回は交付単価の見直しプラス資源向上支払の部分の共同活動までの部分と捉えておりますけれども、例えば農道の舗装など長寿命化というやつがございますが、それはなぜ今回見送ったのかと。

以上、2点お伺いたします。

**小野 享財政課長** 議長、小野 享。

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

**小野 享財政課長** 国保特別会計に対する特別支援の考えということなんですが、基本的にはやはり保険料でやっていただくというのが原則と

いうこととございますし、今年度につきましては、保険料改定、さらにその今の御発言にありますような子育て支援の医療につきましては、実施時期が遅いという状況もございますので、当初及び9月補正には特別支援については計上しておりません。この2年間に限りましても、平成24年度で8,000万程度、昨年度、25年度の決算の中では1億1,000万円の特別支援を行っておりまして、結局、国保の会計の運営状況なり課題を解消しながら、そういう特別支援、いわゆる支援については今後も同じような立場で考えていきたいというところがございます。

以上です。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** このたびの多面的機能支払交付金、この補正につきましては、中身としましては、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の中の共同活動の分ということで、このたび4,817万8,000円の組み替えをさせていただきました。

このページの説明欄の2つ上に、農地・水保全管理支払交付金ということで、減額の2,273万2,000円がございますが、これがいわゆるこれまでの従来の事業の名称の分でございます、この部分を減じて名称がえということで今回4,817万8,000円、差額2,544万6,000円、この追加補正をお願いしたところでございます。

議員が御指摘の資源向上支払交付金のうちの長寿命化につきましては、やはり農道の舗装とか、素掘り水路からU字溝、あるいはコンクリート水路に入れかえるというふうなそういった事業でございますが、対象面積に事業単価を計算しまして試算しますと、最大額で1億5,100万円ほどに上ります。このうち市の負担が4分の1ということで、約3,800万円ほどの予算化が必要というようなことで、このたびいわゆるこれまでの農地維持支払交付金、あるいはその

共同取り組み活動の分については、これまで農家の方々に2分の1、いわゆる特例単価でお願いしていたということもございまして、その部分については満額を何とかお願いしたいという協議をさせていただきました。しかしながら、長寿命化につきましては、ただいま言ったような予算が市の単独の部分の、持ち出しの部分の予算が必要というようなことで、この部分については来年度当初予算に向けて引き続き財政と協議していきたいということとございますので、御理解していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**5 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**5 番（石川正志議員）** 今、前段の部分の子育て支援にかかわる部分に関してはおおむね理解いたしました、このたび、春の予算委員会するときにも申しあげましたけれども、残念ながら国の今の多面的機能ともかかわるのですが、補助金の部分だけで、もう新庄市全体で4億円が減少すると。残念ながら、過剰米のおかげで、新聞等で報道されているように、過去最悪の仮渡し金になっていると。これは国保を支えている農家経済を直撃するわけですね。そうすると、おのずとして今よりも悪い国保の運営状況がかなり予想されますので、数字を見てから判断されても結構ですが、その辺はしかるべき検討をされるようによろしくお願ひいたします。

あと、多面的機能の交付金ということで、今の課長答弁ですと、今年度は見送るというように捉えておりますが、それでいいのかどうか。ということは、5カ年計画のうちに、1年間新庄市の農家の皆さんは泣いてくださいよというような答弁とりましたが、それでよろしいんですか、これで終わりますが。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 長寿命化の予算化についまし

ては、34保全会中、取り組みたいというふうな保全会が、意向調査をしたところ、27保全会あったというようなことでございます。現在、この長寿命化につきましては、いわゆる面積掛ける単価という形での金額につきまして、満額使い切り予算ということではなくて、あくまでもその保全会がどれだけの事業量、事業費を投じて何をしたいかという部分の積み上げが必要となってきます。そのようなことで、現在、各保全会に今後の平成30年度までの事業量、事業費の調査を現在しておりまして、その辺につきましては、当初予算編成をにらみながら継続して、今後とも財政と協議してまいりたいというふうなことでございます。

以上です。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

**14番(遠藤敏信議員)** 議長、遠藤敏信。

**小嶋富弥議長** 遠藤敏信君。

**14番(遠藤敏信議員)** ただいま、石川議員の発言につけ足すわけですけれども、19ページ、6款1項5目農地・水保全管理支払交付金と多面的機能支払交付金に絡んで質問いたします。

先ほど来、課長の答弁では、財政担当と協議した結果、今年度採択にはならなかったということのようですけれども、3月に説明会を行い、6月にさらに説明会及びその要望の聞き取りというか、それを受けて今年度できるものというふうな、各地域保全会では期待を持って見積査定もとったというところもあります。これが、9月19日にさらに説明会があったそうですけれども、その際には今年度予算化できないというふうな説明があったと聞きます。説明会ではなくて、なぜこの事業がやれなかったか、長寿命化に向けた対策をやれなかったかということの言いわけ会にすぎないというふうな感想を漏らした地域保全会の代表がいました。期待を持たせるだけ持たせて、はい、できませんでしたというふうなことで果たして済むのか。このこと

についてお伺いいたします。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** この制度につきましては、従来の農地・水保全管理支払交付金、これから新しい農政の展開ということでスタートというか、新しく出てきた事業でございます。事業が大きく変わるという部分もありまして、たしか3月26日にいわゆる新しい制度の説明ということで説明をしたときに、これまで農地・水につきましては、新庄市、財政が厳しいというふうなことで、特任単価ということで泣く泣く10アール当たり2,200円で活動をお願いしていた経過がございます。

この点につきましては、新たな制度になるということと、いわゆる米の直接支払交付金、こちらの部分からの予算を充当していくというような部分もありまして、これまで取り組まれてきた農地維持支払、それから共同取り組み活動につきましては、何とか満額の国の基準単価、これについては獲得したいというふうな、たしか3月の説明会ではやってきました。

それから、6月に入りまして、いよいよ4月からいわゆる事業の交付要綱が制定されまして、今後の取り組みの具体的な内容につきまして、特に市と協定を結ぶところがございますので、その辺の説明とあわせて長寿命化、新しく新庄市としては取り組むこの長寿命化につきまして、どれだけの要望があるかということが把握しかねていたところがございますので、その辺について、何とかこの事業についても新庄市として取り組みたいので、事業量のいわゆる取り組みたいところの希望調査をしたところでございます。

その結果、先ほど申しましたように、34保全会中、何と27保全会からその長寿命化に組みたいという意向がございまして、その辺につきまして財政と協議してきたところでございま

す。やはり、新たにこれまでの交付単価半額以下で取り組んでいた部分を満額上げた形で取り組むという部分と、新規事業としてのその長寿命化、この2本を同時に増額するという事は相当の経費の持ち出しということで、額にしますと、今回の2,500万円の追加と3,800万円の追加ということになりますので、その辺でやはり財政も大変厳しいということで、今年度については非常に厳しい状況であるということから、27年度当初予算編成に向けて何とか協議を継続しながら、予算を確保していきたいというところでございます。

以上です。

**14番（遠藤敏信議員）** 議長、遠藤敏信。

**小嶋富弥議長** 遠藤敏信君。

**14番（遠藤敏信議員）** 課長は、農地・水保全向上対策事業の際は2分の1だったと。それを農地維持支払というふうなことで、2分の1削っていた部分を入れたからそれでいいだろうとおっしゃいますけれども、長寿命化の事業と満額戻したというふうなことの事業の内容というのはまるっきり違うのよ。従来、例えばほかの市町村でやっている形に戻したらいいだろうというふうなものではないと思うのよ。

しかも、これは非常に重要な事業だということで、その保全会の代表たち延べ300人も集めて説明会をやった結果、だめですなんて、それはただその内容を十分に精査して上げたところと、そうでないところもあるかもしれない。でも、地域保全会というのは、これは農家だけではないのね。その地域を構成している、例えば子供たちであれ、その地域に住んでいる人たちみんなで組織構成して地域保全会ができていくわけよ。これ、農家の事業、農林事業というふうな、そういうふうな狭めたもので考えてもらっては、ちょっとお門違いなのではないかなというふうなことも思います。

ちょっと19日の資料を借りてきたんですけれ

ども、補正予算について、財政課、副市長、市長と協議を行いと、結局、事業として取り組まないという査定を行ったとありますけれども、市長も、例えば2分の1から本来の形に戻すわけで、予算措置的にはこれでいいのかと、いいだろうというふうな、そういう軽い見方があるのかなのか、あったのかなかったのか、その辺のところを伺います。

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**小嶋富弥議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 今回、補正予算に計上させていただいています多面的機能支払交付金につきましては、いろんな事業のメニューがあるという中で、先ほど農林課長からは、従来行ってきた共同活動支援交付金を、今回は農地維持支払交付金という中で、一つは今まで市の予算上減額させていただいた分をある程度本来の姿、国の単価にきちんとした形で戻させていただいたという件が一つでございます。

今、遠藤議員がおっしゃった長寿命化というのは、まさしく新しい、今までやってきていなかった取り組みということだと思います。そういう意味から、3月の説明会、あるいは6月の説明会の中では長寿命化、6月では意向調査という形で長寿命化の事業量等がどれだけなのか把握するという意味で意向調査をさせていただいたということですが、その中で、うちの職員等がいろいろ説明する中で、結果的にいえば、説明がやや足りなかったというふうな形になったと、残念ながら誤解を生んだということはそういうことだと思います。

あわせて、内部での調整機能といいますか、その辺の当然財源の絡みも大きい、多額な財源の絡みも生じますので、その辺においてなかなか内部での調整機能がうまく果たせなかったということだったと思います。そういう意味から、私、副市長として、事務方のトップでございしますが、私の指導力がやや足りなかったのかなと

思っております。

今後につきましては、それぞれ主管課等というろんな全庁内うまく調整するよう頑張っていきたいと考えているところでございます。

**14番（遠藤敏信議員）** 議長、遠藤敏信。

**小嶋富弥議長** 遠藤敏信君。

**14番（遠藤敏信議員）** 財政事情を考慮して考えていきたいというふうなことです。であるならば、例えば要望が上がってきたものを全部採択するというふうなことでなくても、例えば新規事業を全部やるということではなくて、そのうちの何パーセントはやると、そのほかについては待ってくださいとか、そういうふうなやり方もあったのではないかということを思います。

今年度、追加補正ということは考えられないのか。あるいは、今年度だめなら、来年度においてはこれを考えるというふうなことで解釈してよいのか。このことは、例えば市民と行政の信頼関係というか、それを構築する上で非常に悪く作用するというふうには私は捉えます。修正の有無、あるいは後日追加補正というふうなことは考えられないか、お伺いします。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 初めに、これまで半額の交付単価で取り組まれてきた部分について、満額取れたからあとはいいだろうというふうな考えはまず毛頭ございませんので、今後も引き続き農家のいわゆる所得増大、あるいは農業、農村環境を保全していくという意味では大変重要な事業であるという認識をさせていただきます。

そのようなことで、今後も引き続き、現在10月末まで事業の要望調査をさせてもらっていますけれども、来年度の当初予算編成には何としても協議をしていきながら、27年度以降の事業の着手について努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

**10番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**小嶋富弥議長** 小野周一君。

**10番（小野周一議員）** 私も19ページの農地費の、今の石川議員、遠藤議員が質問しました多面的機能支払交付金についてお聞きしたいと思います。

これについても、長寿命化の交付金の補正は入っていないわけなんですけれども、実はこれは、今、遠藤議員も言ったんですけれども、やはり行政と市民の信頼があればこそ、農林課が今まで会議の席上この新たな事業を9月補正で何とかしますから、34ある保全会の会議の席上、手を挙げてくださいと言ったところ、80%に当たる27の新庄地区の保全会が手挙げをしたわけなんです。

やはりここで一番大事なのは、行政と市民の信頼なんです、これね。よく市長も言いますが、行政と市民の協働、それはやはり、行政と市民の信頼が成り立つからそういう事業もなし遂げられてきたし、これからもそうでないとだめだと私は思うんですけれども、やはり今、私、農林課の課長からる説明があったんですけれども、これはゼロ査定した結果、やはり市民も本当に新庄市の財政、まだまだ大変だと思っていますよ。しかし、原課のほうで説明で、9月補正でその事業に対する費用を何とかしたいというから、80%に当たる保全会の方々が手を挙げたんですよ。これは恐らく最終的には副市長なり、市長の判断で、ゼロ査定になったと思うんですけれども、この多面的機能に関してどういう思いをお持ちなのか、市長、副市長、考えをお聞かせ願ひしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** この多面的機能支払交付金の特に長寿命化につきましては、やはり国道であれば国の責任において、県道においては県の責任、市町村道においては市町村が責任を持って



維持管理していくというふうな建前のもとに、では、農道は、水路は誰が管理するんだというふうな、そのようなことから出てきた事業でございます。農家の熱い意欲と熱意で、その農道あるいはその水路を今度とも補修していくというその部分について、34保全会中27の保全会が取り組みたいというふうな希望がございました。そのような部分につきましては、何としてでも今後平成27年度から何とか対応したいなということで、今後も継続して協議してまいりたいと思います。

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**小嶋富弥議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 先ほど、遠藤議員にもお答えさせていただいていますが、新たに今回多面的機能支払交付金のうち長寿命化というのが、新庄市は従来行っていなかった事業を事業化するというような形に今回、補正等の要求があったわけですが、基本的には先ほど小野議員から、行政と市民との信頼関係を築いてきたのに大きく損なうのではないかというふうなお話もあったということですが、おっしゃるとおりだと思います。我々がいろんな市民の方に説明する場合は、常に誤解のないような形で説明しなければいけないということなわけです。ある面では期待感を抱いて、その結果残念ながら、残念といいますか、予算計上できなかったということですが、この辺、担当が当然前向きな説明はしたんでしょうけれども、結果的に誤解が生じたという形になってしまったということで、再三農林課長が答弁しておりますが、27年度当初予算に向けて現在いろんな実際、先ほど遠藤議員からもお話がありました。どのような形で具体的な事業計画等を十分勘案しながら、27年度に向けて我々としてもこの新しい多面的機能支払交付金の制度を活用していきたいと考えているところでございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 今、副市長並びに農林課長がいろいろなお答えをされていますが、最終決断は私というふうな責任を負っているわけでありませう。

今まで足りなかった国の交付金を倍額するというようなことが最初にありました。これは大変農家の皆さんに、これまで緊縮財政の中で御迷惑をおかけしてきたという部分で、まずこれを戻そうということでもあります。

事務的な連絡の中身の理解、私自身も不足していたということをおおびしたいと思います。5年間ということで、全てをカバーするんだというふうに私は理解していたものですから、単年度ごとというようにこの理解が不足していたこと、このことについては大変申しわけなかった。その面積に対して5年間でどう整備するのかということ、9月補正で上げて、きょう採択になったときに、今は稲刈りの最中であるということ、冬期間になると、工事が速やかにできるのかということ、これを話した経過がございませう。それで、冬期間各集落の事業体に調査し、来年度どのぐらいの事業予算、それを4年間で割り返したときどういうふうになるのかということ、来年度当初から満額でやろうというように決定をしたことでもあります。理解不足だったというのは、5年間単独の事業だということ、その後理解したということ、大変申しわけなく思っているということでもあります。そういう意味で、4年間で5年分ができるというふうに解釈していた、この期間の中でそれぞれの集落ができるというふうに解釈したこと、これに対して大変申しわけないなと思います。

また、9月補正で、先ほどの繰り返しになりますが、これからの補正の中で計画に上げてもらうというふうなことで、交付するようになった段階においては、これまでの手続上はやっぱりこの補正が通ってからの申請ということにな

りますと、10月、11月、工事が非常に短い期間では全部終わらないだろうと。繰り返しになりますが、それをもって冬期間全て調査し、来年度予算に向けて全保全団体の計画を出させたらどうだろうというような決定をしたということでもあります。

理解不足という言葉を使って大変申しわけないことではありますが、農家の皆さんが一生懸命頑張っている事実に対しては敬意を表しているところでもあります。足りなかった交付金の倍、さらには来年からは全額に向けてやりたいというようなことで協議したということだけは、そのことは事実でありますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上であります。

**10番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**小嶋富弥議長** 小野周一君。

**10番（小野周一議員）** やはり、今の副市長なり、市長の答弁というか、反省を聞いて、やはり現場とトップとのずれがあったのではないかと私は思います。ボタンのかけ違いがあったのではないかと。当初、やはり手挙げをした各地区の保全会のある程度の事務事業費がわかるとすれば、やはり新庄市の財政のほうでもない袖は振れないものですから、前もってどの程度まで大丈夫だという、そういう相談があっただけでなければなかつたかと私は思います。やはり、6月に最初の保全会の農林課の会議があって、恐らく8月中旬ころ予算請求したと聞いております。だとすれば、この議会にこの議案が、長寿命化の予算が入っていないわけなんですけれども、実はこうこうなわけで予算化になりませんでしたよということを、やはり議会の始まる前に保全会の方々に集まっておき説明をしていただければ、こんなに恐らく何だよという、行政、我々議会に対する不信感というのが生まれてこなかつたのではないかと私は思います。

そういう中で、今、市長答弁で来年度事業で満額当初予算に盛り込みたいというそういう話があったんですけども、これはあくまでも、市長も理解されたようですけれども、5カ年のうちの4分の1の26年度事業であります。先ほど遠藤議員もちょっとさわりましたけれども、この事業を圧縮して、何とか圧縮した形の補正予算を改めて臨時議会なり、それに向けて出す考えはないか、農林課長にお聞きしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 初めに、やはり2回の説明会はしたものの、農家の皆さんに説明不足だったことにつきましては、この場をおかりしましておわび申し上げます。

現在、12月末までの各保全会の事業の要望調査をしてございますので、議員の質問では今後の追加補正はどうなんだというふうなことのお話でしたが、この場では、それでは補正させてもらいますというわけにもいきませんので、先ほど来からお話ししているように、27年度当初に向けて内容を見ながら協議をしていきたい、そして27年度当初には満額参加できるような努力をしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

**12番（清水清秋議員）** 議長、清水清秋。

**小嶋富弥議長** 清水清秋君。

**12番（清水清秋議員）** 私からも関連して、今の小野周一議員、また遠藤議員、そして石川議員の質問の関連として質問させていただきます。

この事業化は、去年の段階で事業規模の拡大の状況化は恐らく行政サイドもそれなりにつかんでいたと私は思う。つかんでいなかったらおかしい、これは国の国策で、そういうふうな方針を定めているわけですから。その辺の甘さを指摘しなければならぬわけだから。こういう

ふうに事業が、要望が出て拡大した。いいですか。風呂敷は広げましたね、6月までは。それが今になって、包み切れなくなったから、風呂敷から出てしまった。これは4分の1も出せない。これが長寿命化事業。

そういう状況が生まれたその要因はきちっと本来ならば、この前の9月19日、いいですか、各集落の保全会の方々、それ相当にあそこに出席して説明を聞かれたと聞いております。その説明会に参加したほとんどの方々が納得いかない、なぜ今ごろなんだと。先ほど遠藤議員も言いましたように、この新規事業、もっと先にここまで至らないうちにちゃんとした説明はできるはずだ。今さらになっておわびします。おわびしたらそれで終わりだ、普通。大抵の人はおわびだって謝ってもらったら、もう大抵のものは終わりなの。そういう状況が今現実に起きている。これに対して、きちっと要因、こういうふうになった要因、そして長寿命化をカットする要因、そういうものをきちっと説明できたんですか、保全会の皆さんに。まずそれをお聞きしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 新たな米施策の転換につきましては、昨年11月ぐらいから時を見て、1月から説明会を開催はしたものの、これまでこの長寿命化につきまして、本市としての取り組みがなかったなかつたというようなことと、それからこれまで2分の1に圧縮されていた農地維持支払の部分と混同された部分がございます、私どもの説明が本当に舌足らずだったなということで、本当に今反省しているところでございます。

今後につきまして、また稲刈りシーズンが終わってから再度お集まりいただきまして、今後の取り組みについての丁寧な説明をしてまいりたいというふうなことを計画しておりますので、

御理解のほどよろしくお願いいたします。

**1 2 番（清水清秋議員）** 議長、清水清秋。

**小嶋富弥議長** 清水清秋君。

**1 2 番（清水清秋議員）** 課長、説明不足だからこういうふうないろんなことが生じてしまった。そういう物事の捉え方で行政が務まるんですか。いいですか、もうこの事業、手を挙げた27団体、27集落、もう事業進行しているんですよ。もう見積もりなんかやったり、いろいろ業者と。うちの集落もそうです。もう動いているんだ。そういう段階まで来ているということ、農林課長、副市長、市長、そういうことを頭に入れているんですか。もう保全会の皆さんは、汗水かいて何とかこの事業をきちっとやりたい、そういう段階まで来ているんですよ。だから、こうやってみんな各議員も質問しているんです。もう動いているんだよ、これ。各保全会は、この事業をやったら役所のほうで精算金はいつなんだろうと、それまで業者に支払いできないという相談も受けました。そういう状況をきちっと把握しているんですか。そう簡単なものではないんだ、これ。

新規事業、当然これは、いいですか、今まで民主党の政府から自民党になって変わった内容の事業なの、これ。直接支払い、1万5,000円が半額7,500円になった、自民党になって、政府。そのあとの7,500円分がこういうふうな共同事業、農地・水保全事業、これが集落、各地域でやってもらったら、こういうふうな補助金を活用できますよと、そういう名目でしょう、これ。これは各農家の個人に行くのではないですよ、この交付金は。地域を環境整備、そういうふうな事業なの。恐らく俺から言われなくてもわかっているんだ。そういう事業をなぜ今年度断念する。

市長は5年の事業計画で国は動いているから、これは5年でやればいいと思ったと。とんでもないですよ。今回、26年度の事業が27年度に延

びたら、1年間、ことし26年度の事業どうなるんですか。全然やらない、新庄市は。そうなるのではないですか。そんなことでいいんですか。ほかの町村はどうなんですか、課長。わからない。新庄市だけそうになったらどうなるの、これ。そういうことも考えたことはあるんですか。もっと慎重に運ばないとだめなのよ。この保全会、農家の保全会、農家ばかりではないんだけど、事業が拡大できる、今まで市がやってきた農地維持、共同活動、こういうふうな、今までより事業を拡大できると物すごく期待していたのよ。そういう状況を、なぜここに来て予算が確保できない。そんなものでいいわけがない。ちゃんと風呂敷広げたら風呂敷に全部包み込んで、予算を確保してやるというのが市の役目であって、我々はそれを執行してもらえれば、我々議会だってとやかく言うものではないです。その辺どうなんですか。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 7月末まで事業要望を取りまとめるときに、やはり大きく分けると3つの事業があるというふうなことで、どの事業に取り組むかというふうな説明をしながら取りまとめを依頼したところと、それから、これまでいわゆる水路の草刈りとか、あるいは土砂上げとか、維持管理している部分につきましては、4月にさかのぼって協定を締結するので、国も4月から作業してもらっていていいというふうなお話があったのと、今回の長寿命化に手を挙げられた保全会につきましては、やはりその部分につきまして、私どものそれとこれとは別の次元の取り組みなんだというふうな説明が本当に足りなくて、このような御迷惑をおかけしたというようなことを認識してございます。

また、やはりその米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円、これが半減の7,500円、この財源をこちらの多面的機能に回されていっ

たというふうな部分も、私も含めまして農政担当は理解しておりましたが、やはり説明不足だったというところにつきましては、本当におわびを申し上げるに尽きるかなと思っております。

それから、他の市町村の取り組みということにつきましては、やはり9月補正等で何とか財源確保したいというような形での予算要求をなさっているというふうに認識してございます。

以上です。

**12番（清水清秋議員）** 議長、清水清秋。

**小嶋富弥議長** 清水清秋君。

**12番（清水清秋議員）** これで3回目。

課長、この事業の内容は別に聞かなくても私もわかるんですが、この長寿命化というのはまた新たないろんな内容のものもできる事業だと聞いている。そういうふうな改正があったということも聞いているので、そういうことだからこそ事業が拡大、保全会の方々は要望しているんです。そういうことを見据えて説明してきたわけだろうから、今になって、そういう保全会の方々が集落、自分の地域を、何とか環境整備をやっていきたいという思いが、ただ課長は今年度1年見送ると言うだけのことかもしれないけれども、そうは受け取っていないのよ、保全会の人は。そういうことを考えたことはありますか。だからこそいろいろ今、議員たちもいろんな相談を受けたと思うよ、小野議員も、遠藤議員も、石川議員も、私も受けています。それだけ思いがある。市長、この事業については財政課、副市長、市長と、最終的な打ち合わせをして決めたというふうな内容も載っている。この事業は何としても、国が地域再生、地域創成、地域を元気づける国策、それ相当に打ち出しているんだよ、こんなことは言わなくても市長が一番わかっているだろうけれども。それを何で地方団体の行政がこれをとめなければだめなの。私も、俺ばかりではないだろうけれども、

納得がいかない。これは保全会の方々にもっときちっと納得、理解してもらえらるような方向で考えていかなければならない。どうですか、今回の補正には組み入れられなかった。これは何としてでも、今年度事業で手を挙げて申請した方々に、事業に対して、手を差し伸べて、やはり事業化の方向に持っていく、これが行政の本当の地域活力を生かす手だてではないですか。市長、そう思いませんか。これで終わりなんです、市長からの答弁をお願いして終わります。

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**小嶋富弥議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 制度の説明は今さらするまでもないと思いますが、事業費の2分の1が国、4分の1が県、4分の1が市という財源の内訳になっております。したがって、仮に市が大丈夫だといっても、国、県の予算がなければちょっとこれは不可能なんです、基本的には10月末までの調査の中、本当に必要な事業量を精査しながら27年度に向けて行っていきたいということについては何回かお話しさせていただいておりですが、10月の調査の結果をちょっと十分精査しながら、今後国、県の財源の絡みもありますのでお約束はできませんけれども、その辺についてはいろいろ検討はさせていただきたいと考えております。

**小嶋富弥議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

質疑ありませんか。

**4番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**4番（佐藤卓也議員）** それでは、私から幾つか質問させていただきます。

まず、15ページ、3款2項1目児童福祉費、そして19ページ、6款1項3目農業振興費、20ページ、7款1項2目商工振興費及び3目観光費、この4点について質問させていただきます。

1番の質問ですが、3款2項1目児童福祉費、先ほども石川議員が質問されたと思いますが、子育て支援医療給付費について質問させていただきます。

このたび、新しく中3まで医療費無料ということなんですけれども、それに対しまして、市長はこれまで5月の多分知事とのタウンミーティングでもこれは新庄市ではやらない、そして新庄市独自の子育て支援をやるということで今まで来ていたと思います。それがこの9月補正に対していきなり上がってきて、中3まで無料にするということをなぜこのようにやったのか、市長の考えをまず一つ質問させていただきます。

そして、またこの治療代の取り方ですけれども、治療代の取り方をどのようにやるかも一緒に質問させていただきます。というのは、先ほどのいろんな議会でもこれは問題になっておりますが、コンビニ受診が問題となっております。それに対してどのような徴収をしてこのコンビニ受診を防ぐのか、そのやり方も一緒に考えていかなければ受診料がふえてしまうと大変なことだと思っています。

近隣の話によりますと、もう国民健康保険税が80%上がったという話も聞いておりますので、そこら辺の対策もどのように一緒にしてやるのかをお伺いします。

また、今回の補正予算では1,260万円ですけれども、27年度もこれから続けていくわけですが、先ほども石川議員がおっしゃったように、国の削減額は大体4,000万円ぐらい、だとすれば、新庄市の来年度の持ち出しが大体5,000万円弱と聞いていますが、どのようにやって、財政的にもどのような措置をするのかも一緒にお伺いいたします。

続きまして、19ページ、6款1項3目ですが、農業振興費、そばまつり実行委員会負担金なんです、これはまたことしで5回目ですか、やるんですけれども、なぜ10万円を上げるのか、そこら辺の内容はまだ説明がなされていませんので、説明をよろしく願いいたします。

そして、20ページ、7款1項2目商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金ですが、新庄市にまた新しい店がふえるのか、そこら辺のこの50万円の内容。

その下です。また3目ですが、エコロジーガーデン推進事業費報酬費がふえて、管理委託料が減っておりますが、ここら辺の詳しい内容をよろしく願いいたします。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、**  
板垣秀男。

**小嶋富弥議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 佐藤議員**の御質問にお答えしたいと思います。

子育て支援医療給付の拡充についてでございます。

初めに、なぜ今の時期になったかというふうなことでございます。御承知のとおり、昨年度の3月議会、それから今年度の6月議会、子育て支援医療の拡充について議員のほうから御質問をいただいております。そのたびに検討するというふうなことでお答えしていたところでございます。

昨年12月でございますけれども、子育て世代へのニーズ調査というふうなことでニーズ調査を実施したところでございます。その結果が3月にまとまったわけなんでございますが、その中で、やはり子育て世代の方々から一番必要だと要望が高かったところがこの子育て支援医療の拡充でございます。

また、御存じのとおりなんです、定住促進強化策プロジェクトというふうなことで、こと

しから始動しているわけなんですけれども、その中で、やはり定住促進、特に子育て世代の定住促進というふうなことで、この子育て医療の拡充が非常に重要なのではないかと、ということが部内で協議になりまして、ぜひ前倒しをして実施したいというふうなことで調整が整ったところでございます。それで、このたび9月の補正で提案をさせていただいたというふうなところであります。

また、2点目のコンビニ診療の不安がないのかというところでございます。

それにつきましては、やはり医療が受けやすくなるということがありまして、その懸念も払拭はできないと思います。例えば小児救急の電話相談ですとか、最上で活動してございますNPOの団体等もございます。そういったところと連携をとりながら、診療の適正な受診という面に対応していきたいと考えてございます。

それから、財政措置につきましては、実際問題として今回の9月補正でも上げさせていただいておったところなんです、ことしの7月から県の補助金、それが小学校3年生までの外来分が拡大されました。それで約700万円程度補助金が上積みされる予定になってございます。またこれを1年に直しますと、大体1,000万円強というふうなことで、若干の補助金の上積みが出てくるだろうというふうなところで、それで対応してまいりたいというふうなことでございます。

以上です。

**小野 享財政課長 議長、小野 享。**

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

**小野 享財政課長** 単独事業実施に伴います国保財政、いわゆる持ち出し分への対応というところでの御質問でございますが、先ほど健康課長から現行で3,500万円程度、新事業実施に伴って通年で大体4,000万円弱程度というふうなことでお話があったかと思っておりますけれども、先ほど

石川議員の御質問にもお答えしておりますが、今、税率改正間もないということもありますし、27年度のいわゆる受診状況、負担の状況も考慮しまして、その辺を見ながら財政的支援については考えていきたいとは思っております。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** そばまつり実行委員会負担金10万円につきましては、会場となるセミナーハウス前のグラウンド、ここに山砂を入れてローラー転圧をかけて臨時駐車場にしたいというふうなことで、その原材料費なり、転圧ローラーのレンタルということで作業については職員直営で整備を行いたいというふうなことで10万円のお願いでございます。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 私は、7款1項2目商工振興費のまずは空き店舗の支援事業費補助金の50万円の件でございますけれども、空き店舗につきましては、今年度当初予算、それから6月の補正で2件分をつけていただいております、2件空き店舗活用になりまして、既に使い終わったところでございます。まだ、現実的に、具体的に来ているわけではないのですけれども、空き店舗を活用した出店をしたいという方が二、三名見えております。それで、決まった場合はすぐ交付できるようにということで、今回補正をお願いしているところでございます。具体的にはまだ決まっておりません。

それから、3目の観光費のエコロジーガーデン事業費の入り繰りの件かと思えます。

まず、修繕料の増ですけれども、建物の修繕等が入っております、大きいものと、屋根瓦の修繕が35万円ほど、それから外壁の修繕が32万円ほど、そのほか機械の修繕等で修繕料が111万6,000円の増です。施設管理業務の減額分ですけれども、これは施設管理業務委託料の

中に当初予算で環境整備委託料ということで、管理をしていただいていた方のいわゆる人件費なのですが、委託料として計上していたものが160万2,000円ございました。この方が3月末でやめられましたので、その分の160万円ほどの減です。

それから、委託料の増としまして、北側の樹木の枝払い17万2,000円が入っておりますので、このような数字になっているところでございます。

**4 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**4 番（佐藤卓也議員）** はい、わかりました。

確かに私たちのほうもそういう子育てに対しては中学校3年生無料と非常にいいことなんですけれども、先ほどから市長も言っているように、緊縮財政があって、決して財政がよくないというところで、急に補正が上がってきたのは逆に言えば当初予算からやったほうがもっとよかったのかなと思います。いきなり補正でやって、もうことしは12月から施行となれば3カ月間でしょうし、子育てもしくは定住化になるならばもっと早目にやったほうがよかったのかなと思います。

それに関してなんですけれども、先ほどコンビニ受診、コンビニ治療なんですけれども、この治療代の取り方を、さっきのようにただやればいい、ただ告知すればいいというだけではなくて、しっかりとしたやり方をしないといけないと私は感じています。というのは、やり方ですか、窓口で無料にするのではなくて、そこは無料にして後から申請するとか、そういう対策をとらないと、やっぱりほかの自治体では、やはりそういう何ていうんですか、必ず上がってしまうという事例が多々あります。そういった施策を一緒にやらなければ、やったとしても財政が苦しくなれば何のためにやっているかわからないでしょうし、ここら辺をもう少し考えて

やらないといけないと思いますが、そこら辺の対策をどのようにやるのかももう一回お聞かせください。

また、セミナーハウス、グラウンドにローラーかけるのは、それはそばまつりでやることなのでしょう。そこら辺が非常に何か今説明を聞いてすごく不安なんですけれども、この10万円というのはそういうものではなくて、中身を充実するものにかかるものではないのでしょうか。そこら辺はもう一回お願いいたします。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、  
板垣秀男。

**小嶋富弥議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 窓口負担の軽減のあり方というふうなところかと思うんですけれども、確かに県内の市町村の一部では後で申請をして償還すると、償還払いにするというふうな制度にしているところもございます。ただ、やはり実際に受診される方の側に立って考えますと、どうしても手間が出てくるということで、なかなか医療が受けやすい環境という面では今のやり方がいいのかなと考えてございます。

ただ、先ほど来おっしゃっていただいたように、医療費がかさんでしまうようなことも懸念されることは事実であります。こちらのほうでできる手だてとしましては、やはり軽微な医療についてはかからないと、それから、我慢するというものではありませんけれども、やはり本当に治療が必要な症状なのかどうかというふうなところを保護者の方が的確に御判断いただけるようなさまざまな周知、それから既存の電話相談等を活用してまいりたいと考えてございます。

以上です。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** セミナーハウス前のグラウンド整備については、やはり基本的には施設管理者にやっていただくものというふうに認識はしておりますが、やはりあそこのグラウンドは雨が降ると水たまりになって非常に駐車場として使えないということで、緊急避難的に実行委員会のほうで対応させていただきたいというふうな趣旨でございます。

もっとまつりそのものに経費をかけるべきというふうな御指摘でございましたが、待ち時間を利用して外に出店している出店、こちらの品々、受領の際とか、重い物とかさまざまありますけれども、やはりそこに車を置くことによって購買意欲がそそられる、そこで買ってすぐ車につけられるというふうな、そういった利便性のことも配慮しての対応でございますので、あくまでも臨時的な対応ということで予算計上させていただきました。よろしく申し上げます。

**4 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**4 番（佐藤卓也議員）** ぜひとも、中学生無料ということは非常にいいことなので、それをしっかりと対応していただいて、財政措置もしっかりしていただかなければ、今後につながりませんし、また国民健康保険も上がるとなればそれなりの対応をしなければいけないので、そこら辺を踏まえてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

**6 番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**小嶋富弥議長** 佐藤義一君。

**6 番（佐藤義一議員）** 私からは2点ほど質問させていただきます。

最初に、歳入でございます。

9ページ、寄附金、ふるさと納税寄附金が歳入で1,500万円の補正を組まなければならない。組むほどによくなっているというのは大変喜ばしいことではございますが、今後に対して、どのよ



うな取り組みでふるさと納税に対していこうかとお考えですか。

決算委員会の中でも、新庄の発信なんだと、物をもらうという発想ではないんだと。新庄を発信するんだということでもありますので、発信の方法を今後どのように考えていくのか。例えば、パンフレットの作成をやっていくとか、あるいはクレジット払いを、今新庄市はクレジット払いをやっていませんね。クレジット払いをやったことによって非常に寄附金が、ふるさと納税がふえている。関係課でやってきたわけです。今までですと、その行政に電話して申込書をもって、私はこういうふうにしたい、クレジット払いですと一発でできるわけです。それは事務手数料もかからないということです。そのようなことをこれから今お考えなのか、これからどうやってこれをふやしていくのか、お考えなのかお尋ねします。

それから、もう一点、25ページの10款教育費の中の学校経費の中で、小学校給食管理運営事業の「総称山形牛」利用促進対策事業補助金がありますが、牛に関してではありませんけれども、再三食の安全と言われています。それから、アレルギーの問題も出ています。例えば、私も、私は農家ではありませんけれども、米を出荷する、農産物を出荷する場合に、トレーサビリティ、いわゆる生産履歴、どんな肥料を使ってどんな農薬を使ったかということを説明して消費者に持っていくわけです。確かに学校給食の中で地産地消が行われていると、新庄のものを、米も含めて野菜もしていると。地産地消は安心安全なんですけれども、もう一つ必要なんです。地産地消プラス責任なんです。

それで、お尋ねします。学校給食に使われている野菜の残留農薬の検査はなされていますか。これは非常に大きな問題なんです。残留農薬は蓄積するんですよ、体内に。私の場合はアルコールがこの辺に少し堆積していますけれども、

そういう冗談はさておいて、ずっと摂取させられ、何を食わされたかわからない。例えば、何で残留農薬が問題になったかということ、世界に誇れる日本の商社がありますね。丸何とか、何とか紅という商社が中国に行ってネギをつくらせたわけですよ。要するに、規制が緩いわけですから、日本に比べて中国の場合は。ネギの消費はおもしろくて、市場の関係者に言わせますと、120の需要に対して100の供給しかない。これはどういう意味か最初理解に苦しんだんですけれども、それだけネギって売れるんですよ、国内で。それで、その商社が中国に行つてつくらせた。ところが、日本に来て、検疫で残留農薬が余りにもひど過ぎる、そこから一回なったんです。その何とか丸、何とか紅という商社は非常にたたかれましたけれども、ただそれを、小学校のころからそういった残留農薬の検査をしないで、ただ地元の野菜だから安心安全だと。私も、皆さん、農家のいらっしゃる前で余り口はばつたいことは言えないんですけれども、私も自分で食う野菜は自分でつくろうとつくっています。私は一切農薬を使いません、青虫がいようと、ミミズがいようと。それだけ自分たちが安心安全、責任、自分に対して責任をとるわけですからいいんですけれども、その2つのことを、ふるさと納税とその残留農薬の検査をやっているのか、その2つをお尋ねいたします。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** ふるさと納税の件でございますけれども、このたび当初予算の500万円に、ふやしました1,500万円ということで、多額の補正をお願いしているわけでございますが、ここまでのところ、非常に件数が伸びておまして、8月末現在で809件ということで、昨年度全体のもう7割を超しておまして、金額も1,000万円を超しておまして、昨年度実績の

1,200万円弱の84%というようなことを見る中で、今後を考えた場合に、これからの10月、11月、12月と年末までステップアップしていく寄附金のこれまでの状況から鑑みまして、この3カ月間だけで年間の約5割に達するようなことも含めまして、このたび大幅な1,500万円というような増額をさせていただいたというようなことをございます。本来であればもう少し行くのかなというふうに思っているところですが、ややこれでも少し抑えている部分でございますので、今後期待している部分ではありません。

その期待している部分をさらにふやしていくための後段のほうの質問のお答えになりますが、今、ふるさと納税につきましては、国のほうでももっと確定申告をしやすく、地方への財源の確保をさせやすいようにという方向で重点を置くような方向づけをしておりますが、そのような方向づけもにらみながら考えた場合に、やはりこのままの状況でこの制度を事業の中で生かしていく場合には、やはり人手が相当かかっていくということがあります。11ページの企画調整事業費のほうにも日々雇用賃金を計上させてもらっていますが、このたびから下半期のふるさと納税担当事務の賃金ということで計上させてもらっておりますが、本格的に今年度からふるさと納税を事業化の中で取り入れているところは、県内13市の中で3つほど非常に伸ばしております。そこは、人の手のかけ方が違ってきているんです。したがって、うちのほうでもこのままでは人手ばかりかかってしまうという中で、業務の一部委託をできないかというようなことをちょっと検討しております。

しまいには、この制度自体は、今言ったクレジットカード、ネットショッピングみたいな形になってきますので、クレジット決済、これがふるさと納税の本来の求めている姿なのかどうかは別にしまして、競争原理の中に入っていっ

た場合には、そのような入金決済の仕方、あるいは申請の仕方をもっと簡便にしなければいけないのではないかというようなことをちょっと課題として持っております。

しかしながら、これを全部やったとしても、ほかの自治体も同じレベルにまで達するでしょうから、やり方につきましては。ですから、本来的には、この競争原理の中で勝ち負けを考えるのであれば、あるいは特産品をどこまで紹介できる、あるいは市をどこまで売っていけるかというふうなものにつきましては、そのイベントとか、特産品の品ぞろえ、あるいは差別化とか、ストーリー性とか、そういうようなところまで持っていけないと競争はできないのかなと思っておりまして、とても難しい課題を抱えている制度でもあるなと思っています。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**小嶋富弥** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 まず、総称山形牛の事業につきましては、県の補助事業を受けておりました、事業の目的については県の特産品であるということと安全安心だということの事業をうたっているところでございます。

あと、給食での残留農薬の検査につきましては、県のほうで各市町村で年1回検査をするようにという規則がございまして、昨年12月17日に食材を1つ、検査を行っております。これにつきましては、約100種類ほどの検査項目がありますけれども、その中で全て不検出だという結果が来ておりまして、農薬についての検出は認められておりません。

ただ、議員が御心配のように、全ての食品を毎日検査できるというものでございませぬので、それについては、納入業者との話し合いを密にしまして、安心な食材を提供していただくということについて共通理解のもとに給食を実施するような運びで今後とも気をつけていきたいと思っております。

以上です。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 残留農薬に関しては、年1回ですけれどもやっているということでも、安心してました。

それで、ふるさと納税は、実は一般質問で、私どもの会派の山口さんがやる予定だったんですけれども、何か来なくてできなかったんですけれども、その意思を継ぐわけではないんですけれども、課長、今ね、これ新庄市のホームページです。ふるさと納税の品目が書いてあります。A、B群、何種類あります。

それと、私どもがこの前絆の会で4月に平戸市というところに行ってきました。平戸市は平成17年に周辺の2町1村が合併しまして、新しい平戸市になりましたけれども、人口は3万4,000人、市税収入は26億円で、ふるさと納税のこししの予定、2億円ですよ。それで、将来的には5億円までふやしたいと。くしくも先進事業地だと思って行ったんですけれども、対外的に視察に来られたのは新庄市が初めてだと。えっ、まさかと言ったんですけれども、実際そうだったらいいです。いわゆるふるさと納税では後発組なんですよ。でも、当たったんですよ。何で当たったか、私はもらってきました。絆の会は全員持っていますけれども、これは平戸市のふるさと納税のパンフレットなんです。これは最初のやつ。これで大体30種類ぐらいある。次、余りにも当たったものですから、これをつくったんです。1ページ、2ページ、六、七枚あります。さっき数えましたがけれども、70種類ぐらいあります。これをどうやって使うのかと。簡単なんですよ。1回もらった、そうしたら、ありがたい品を送るときに、このパンフレットを入れたんですよ。そうすると、まだ平戸にはカステラばかりではありませんよと。こういうものがありますよと。この間、決算委員会で遠藤

委員もおっしゃっていましたがけれども、次はどちらを選ぼうと思っている。平戸は利口なんです、逃がさないんですよ。アワビ食ったから、次は干物を食ってみようという話です。

それで、2億円の中でどうやって使っているか。お土産代が約1億円です。1億円から、6割とは言っていましたけれどもね。それで、簡単に言いますと、課長、人手が大変だと言っていましたけれども、平戸市は3人でやっています。係長が1人、係が1人、次、嘱託の女の子、この子はふるさと納税の事業が大きくなってきたから臨時で嘱託で雇った。1人雇用が発生しているわけですよ。

それで、こういう商品の決定等は、やっぱり課長がおっしゃるとおり、職員ができないかもしれない。物産館とかに依頼するわけですよ。こういうアイデアを、このような価格構成の中でこれをやってくれないか、やれないかと。ということは、平戸で1億円から1億2,000万円ですよ。行政が市場開拓したわけですよ。平戸の産物を日本全国に売るわけですから、そうすると、そのお金は全部地元落ちます。

それで、岐阜だったか、長野だったか、ちょっとテレビでしたので見た方もいらっしゃるかと思いますけれども、過疎の村で米一本でやっているんですよ。米一本でやっていて、過疎ですので、じいさん、ばあさんしかいらっしゃらない、言葉が悪いですけれども。その中で、自然米ですよということで米をやると。それがちょっと当たりまして、役場で米を買うから、あなた方そこで米をつくってくれないかと。それで、じいさん、ばあさんが休耕田を復元してやっているわけです。それも一つの村おこしという形。

ですから、一つの事業、いわゆる市場開拓ですよ。日本全国に向けた市場開拓を平戸もその過疎の町もやっている。こういう方向でやっていったら、ただ来たからもらうのではなくて、

発信をしていくという考え方、確かに課長のおっしゃるとおり人手がかかるというのはわかりますけれども、そういうお考えはないですかね。農家でなくていいですけれども、業者、例えばあじさいせんべいとかね、さまざまなものがあるわけです。そういうのを発信に使っていくという考え方をしていって、新庄の産業興しをやっていこうという気持ちはいかがでしょうか。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** さまざまとありがとうございます。

一部、私どものほうでも既にやっているところがありまして、例えば物産を扱っている専門のところと連携しながら、さまざまなそれぞれのノウハウをいただきながら商品も品ぞろえの形に工夫を施しております。例えば26年度につきましては、25年度末までで12品目ありましたが、高額な寄附をいただける方を対象として、高額な寄附をいただきたいというようなことのために、高額な人向けの品数をふやして、今、17品種ですか、そこまでふやしている部分があります。

そういうふうな中で、物産のほうの専門と情報交換をしながらそろえているわけですが、うちのほうでの人の手は今正職員1人と、あとこのたびから臨時というような形で1人入ってまいりますけれども、手がかかると申しますのは、やはり入金の方、あるいは申し込みの仕方といったものが、今まではいわゆる顔は見えないんですけれども、気持ちのやりとりとか、メッセージのやりとりとか、そういうようなものを行いながら欲しいものをこちらのほうから提供できるというような形で行っていたということもありますので、ちょっとアナログ的ではあるかと思いますが、そういうふうなファンをつくっていったのかなというようなことを思っております。したがいま

して、金額が同じようなところから見れば、非常に件数は多くなっておりまして、その辺のファンは少しずつ定着してきているかなと思います。単にネットショッピング的なものを売るといようなことだけでなく、広く本当の新庄を紹介していきたい、新庄の本物を紹介していきたいというところもありますので、その辺の工夫の仕方に難しさがあるというふうに思っております。

**6 番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**小嶋富弥議長** 佐藤義一君。

**6 番（佐藤義一議員）** 課長のおっしゃるのも十分わかりますけれども、アイデアだと思います。天童市は1億円を超えましたね、ことして。天童市の最近のふるさとのありがとう品が何か、課長御存じですか。天童市で最近送っているやつ。違う、違う、「降ひょうりんご」ですよ。ひょうにやられたリンゴ。

それで、そういった着眼点だと思うんですね。それで、今、課長がおっしゃったとおり、今現在809人の方の申し込みがあると。パンフレットをつくって送ってやったらいかがですか。こういうのがありますよと。それで、時期的なものもありますよね。例えば、新庄でもサクランボができるのは知っていますよね、当然。新庄のサクランボ、6月、ラ・フランスをつくっている人もいますよね、あと米。そういった季節のこととかに関してもっとやれば、809人が見るんですよ、日本全国で。そうして、これが口コミで広がるんですよ、末広がっていった。これをパンフレットをつくってやっていこうという気持ちはおありではありませんか。

さっきクレジットも話をいただきましたけれども、クレジット決済は私はやるべきだと思います。とにかく、面倒くさいのでやりたくないんです、正直に言って。申込書ももらってきて、新庄市から送ってもらって、これだけやりますよというよりは、課長、カード使いませんか。

私はほとんど現金を持っていないものですから、カードでやっているんです。利便性を感じたら、カードはすごく便利だということがありますので、このパンフレットの作成と、それからカードの使用をどうですかとお尋ねして終わりますので、お答えいただきます。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** パンフレットにつきましては、今手づくりのカラー刷りのやつをつくっておきまして、それを郵送して返送しております。やはり、その都度工夫を施して、パンフレットをつくっておりますので、既成の形よりは手づくりのほうがやりやすいと、あるいは気持ちも伝えやすいというようなところがあって、今その方向で進めております。

あと、クレジット決済につきましては、先ほど申し上げましたとおり、申し込み、あるいは入金のところ、そこでもう差をつけられているようでは、今後次の特産品で選択をしてもらうというようなところでは当然負けてしまいますので、そこら辺の入り口部分は、これは同じスタートラインに立たなければいけないんだろうというようなことも思って、今業務委託とともに並行して考えております。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 議御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

**小嶋富弥議長** 日程第21議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 2 議案第 6 6 号平成 2 6  
年度新庄市交通災害共済事業特別  
会計補正予算（第 1 号）**

**小嶋富弥議長** 日程第22議案第66号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 3 議案第 6 7 号平成 2 6  
年度新庄市公共下水道事業特別会  
計補正予算（第 1 号）**

**小嶋富弥議長** 日程第23議案第67号平成26年度新

庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 4 議案第 6 8 号平成 2 6  
年度新庄市農業集落排水事業特別  
会計補正予算（第 1 号）**

**小嶋富弥議長** 日程第24議案第68号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第68号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

## 日程第25議案第69号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)

**小嶋富弥議長** 日程第25議案第69号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第69号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

## 日程第26議案第70号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

**小嶋富弥議長** 日程第26議案第70号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程の追加

### 日程第27議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

小嶋富弥議長 日程第27議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時52分 開議

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午後1時48分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出についての議会案1件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 開議



小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第28 議会案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出について

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第28議会案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

清水清秋君。

(12番清水清秋議員登壇)

12番(清水清秋議員) 私から、議会案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出についてを説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成26年9月22日。新庄市議会議長小嶋富弥殿。提出者、新庄市議会議員清水清秋。賛成者、新庄市議会議員奥山省三、同じく下山准一、いずれも会派の代表者であります。

別紙、米価下落への緊急対策を求める意見書。

米の需給などをめぐる情勢は、25年産古米の持ち越しが想定され、27年6月末の民間在庫は、平年作でも232万トン程度と見込まれており、これは需給緩和で大幅な米価下落が発生した21産米の在庫量を大きく上回る水準にあります。

J A全農山形が決めた26年産米の「はえぬき」の概算金は、前年を大きく下回り、過去最低となっています。また、日本一のブランド米を目指している県産米「つや姫」も、昨年より大変厳しい金額が示されました。

こうした深刻な状況にあって、米価の下落と低迷が現実のものとなった場合には、当地域の

稲作農家の経営を維持存続させていくことが困難となり、農業・農村の崩壊をも招きかねない事態となり、ひいては地域経済や住民生活全体に多大な影響を及ぼしかねません。

今日、国内の食料自給率の向上や担い手の確保対策などが喫緊の課題となっている中で、将来にわたり農業経営を安定させ、農業・農村を維持存続させていくことは、国の重要な責務であります。

よって、国においては、米価の安定と回復を図る対策を緊急に講じられるよう下記事項を強く求めます。

記。1、米の需給と価格の安定対策。

米の需給と価格の安定を図るには、市場に委ねるだけでは需給ギャップが生じることから、政府備蓄米の柔軟な購入、売り渡しの仕組みを構築すること。また、26年産米の出来秋に向けて、過剰米の緊急対策を講じること。

2、米価変動に対応した経営安定対策。

米価の下落と低迷が懸念される中、生産調整に取り組む全ての稲作農家が、将来にわたって安定的な稲作経営を展望でき、経営の安定化により創意工夫を生かした経営を展開できるよう、米価変動に対応し得るセーフティネットを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣各宛てでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。皆さんの御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議会議案第6号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。議会議案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出については、提案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

**小嶋富弥議長** ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 今9月本議会、長期間にわたって御苦労さまでした。ありがとうございます。

新庄まつりも終わりました約1カ月というようなことで、朝晩すっかり冷え込んできたとい

うようなところであります。おかげさまで実りの秋を迎えたわけでありましたが、先ほど議案が皆様の同意で可決されていまして、大変な実りの秋に反する米価の下落ということで、地域経済に及ぼす影響を大変心配しているところであります。

一方、昨日は今後の新庄、最上の地域の発展に寄与するであろう泉田道路の起工式が知事主催のもと無事終わったこと、本当に心からうれしく思っています。今回、一般質問の中でもさまざまな御意見をいただいたこと、さらには何ととっても9月のメインであります決算委員会につきましては、伊藤 操委員長より采配を振っていただき、無事審査いただいたこと、まことにありがとうございました。

皆様からいただいた御意見につきましては真摯に受けとめ、今後この決算委員会そのものにつきましては前年度の事業の評価、さらには来年度の事業に向けた今後のかがみとするべき御意見だと考えておりますので、今後の予算反映等について、真摯に受けとめてまいりたいと考えております。また、補正予算等におきまして、さまざまな御意見をいただいたことにつきましても、鋭意検討させていただきたいと思っております。

いよいよ来月になりますと、全国育樹祭ということで、皇族が来られるということで、市民の皆さんも期待を多くお持ちの方も多いかと思えます。それにあわせまして、森林・林業・環境機械展が新庄の中核工業団地で2日間、12、13日と開催されること、これもまことに光栄なことであり、全国から7,000名を超える方々が訪れるというようなことで、またおもてなしの心をもって迎えなければならないと思っております。

さらには、最上大産業まつり、味覚まつり、そばまつりと味覚の秋を代表するこの地域のお祭りが続きますが、皆様方の一層の御指導をお

願いできればと思っております。

長期間にわたる9月議会本会議に対しまして、皆様方のさまざまな御意見を改めまして真摯に受けとめることとお誓い申し上げまして、簡単ですがお礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

**小嶋富弥議長** 以上をもちまして、平成26年9月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午後2時07分 閉会

新庄市議会議長 小嶋富弥

会議録署名議員 奥山省三

〃 〃 清水清秋